

## 1. 社会科の授業改善と地域資料の活用

### (1) 社会科授業の改善

高校生が、県内で教えられている社会科授業についてどのような感想をもっているかについて、当教育センターでアンケート調査を実施したその結果によれば<sup>1)</sup>、社会科を嫌いとする生徒は、社会科を学習中の生徒の40.3%であった。又、社会科をわかると答えた生徒は54%と半数を超えていたが社会科をわからないとする生徒も多く46%と半数近くを占めていた。更に、社会科を嫌いになる理由として生徒が第一に指摘していることは、覚えることが多い（31.7%）、次いで学習が面白くない（14.6）成績が良くない（12.7%）と答えていた。

こうした調査結果をみても、「高校生は社会科授業への関心は薄く、学習意欲は決して高いものではない」ことがうかがえよう。又、県内の一高校での調査報告によれば<sup>2)</sup>、社会科嫌いの理由について、「社会科学習の意義がわからず、社会科を学習しても生活に役立たず、何のために社会科を学習するのかわからない」とする者が合わせて2割にも達する状況であることが指摘されている。こうした調査結果は、高校で社会科を学習している生徒の側からの社会授業の現状に対する警告として受けとめざるを得ない。

大学入試を目標とした社会科授業を受け、大学生となった学生に高校での社会科授業の感想を調査した論考によれば<sup>3)</sup>、「大学受験」という大義名分のもとに、教師も生徒も、やむを得ないものと容認しているとみなされてきた高校時代の受験直結型の授業については、教師にとってのみならず、生徒にとっても決して納得のいくものでないことが指摘されている。大学生が、高校時代までの社会科の授業をどのように感じていたか、その一例を次に紹介する。

「社会科は私にとって、それほど重要な意味をもたなかった。それは小学校から高校を通じて同じことである。社会科にとって大切なことは、教科書に書いてあることをいかに正確に暗記するかということであったから、テスト前にあわてて年代や人名を覚え、それだけで点はとれたし楽な科目であった。社会科を学習することによって、自分の生き方を考えられたとか、世界観が変わったことは一度もない」

社会科学習において、基礎的知識の習得は否定されるべきではないが、事項の暗記による、社会的意味をともなわない語句としての一時的記憶のみでは、社会科がねらう学力とは離れたものであろう。習得された知識が、社会事象の中に構造的に位置づけられたもので、あらたな社会事象を考える際に、その知識が活用されるような、生きてはたらく基礎的知識の習得こそが必要なものであろう。

### (2) 資料の活用と歴史学習

第二次世界大戦直後の昭和21年（1946）10月、文部省が、中断していた日本史授業の再開にあたって出した「国史の授業再開について」の通達によると、「正しい国史の教材を通して、歴史事象に対する思考力と判断力を養い、以てわが国家及び社会の発展を、総合的に且つ批判的に理解せしめる」（指導の目標）とし、指導方法については、「徒らに暗記を強いることなく、説話、討議、見学、作業、自発的研

究等、児童・生徒の理解力を考慮して、その興味を喚起する」として、見学、作業学習などをすすめ、<sup>5)</sup>積極的な歴史授業の改革の方針が示されていた。生徒の「日本史」離れが指摘されている現在戦後の日本歴史授業再開の原点をあらためて見直し、歴史授業のあり方を検討する必要があるのではないかろうか。その後、授業における資料の活用と生徒の思考力の育成等については繰り返し主張され続けて来た。昭和45年9月井上光貞、豊田武等第一線の歴史研究者8人が、高校日本史の学習指導要領の改訂をめぐって、次のように主張している。<sup>6)</sup>即ち、高校日本史に新設される主題学習を利用して、歴史的思考力を養うことや、「歴史教育は個々の具体的な、こまかい事実をたくさん覚えさせるのではなく、そうした個々の事実がどんなつながりの中で社会全体の発展につながっているかということを有機的に総合的に理解させるような授業形態をとらなければならない」ことを強く表明していた。

昭和57年、日本史の学習指導要領の改訂に際しても、指導内容に新しく「地域社会の歴史と文化」が設けられ、地域の史跡その他の遺跡、遺物、風俗、伝承などの文化遺産の理解をとおして地域の歴史を考察させること、又、主題学習によって生徒の歴史的思考力を一層高めなければならないことなどが強調されている。以上、若干の社会科教育に対する主張の経緯を見ても、戦後一貫して、歴史教育において、歴史的思考力や判断力の育成について資料等の活用によって指導の工夫をすることの必要性が叫ばれ続けてきたのである。こうした主張の現状下にあっても、当教育センターの実態調査による授業の実状は必ずしもそうした方向への授業改善の工夫が増大しているとは思われない。生徒にとっては暗記学習でしかないと思わせる授業が多いという実態が統計的に示されているのである。<sup>7)</sup>こうした状況の改善策の一つとしても、より良い資料を適切に使用して生徒の歴史的思考力の高揚をはかり、生徒が主体的に学習にとり組む授業の改善が今こそ必要であろう。

### (3) 良い歴史資料の適切な活用

資料を、授業のどのような過程でどのような方法で活用すべきか、指導する生徒の実態を見きわめ、その生徒に即して適切な資料を教材化して活用するための努力は、社会科の教師にとって欠かすことのできないものである。日本史の指導に限らず、社会科の学習は、生徒にいかに社会事象に取り組ませるか、またいかに考え判断させながら学習させるかにその成否がかかっている。

社会科指導の資料には、古文書、古地図、写真、録音テープなど（典拠的資料）の外に、文化遺産、史跡、自然環境、民俗行事など（存在的資料）あるいは、歴史地図、年表、統計グラフ、実物、模型（学習資料）など多くの資料が存在する。<sup>8)</sup>こうした資料を活用する場合、生徒の実態に即して、十分に教材化し、しかも多くの資料の中から精選し構成して、生徒にとって切実な形で授業の中に登場させなければならない。

資料そのものが、歴史的に貴重なものであり、真実を伝える一等史料であったとしても、そのままの資料が必ずしも授業の中では、生徒の学習にとって良い教材となるとは限らないのである。

授業に活用される良い資料は、年間指導計画、単元や一時間の授業計画の中にしっかりと位置づけられたものであることが必要である。こうして、資料が指導過程の中に位置づけられて、資料利用のねらいが明確にされることが先ず必要であろう。しかし、こうして選択された資料であったとしても、学習

する生徒の実態に適さない、生徒に理解されない資料であったとしたら、授業に活用される良い教材とはなり得まい。生徒の実態にあった活用しやすい教材を作成する努力（資料を教材化する努力）の必要であることは当然であろう。こうした資料教材化の努力によって、はじめて、社会事象の本質に迫り得る良い資料が授業に於て十分活用されるものである。

こうした良い資料を授業の過程でどのように利用したら良いかについては、高等学校での指導の場合今後更に多くの実践的研究が必要であろう。社会科の問題解決学習の基本的な指導過程として、およそ次の三段階が一般的に考えられている。第一に問題把握の段階（実体、問題点を明確にし、探究する事項を確定する）、第二に問題を探究する段階（予想や仮説をたて、実証し、本質的な意味・法則性を発見する）、第三に学習を総括、発展させる段階（新しく学習した事項を整理し、次の学習の方向を見出す）。同一の資料であっても、こうした指導過程の段階の違いによって、活用のねらいや方法に大きな差のあることも資料の活用に際して十分留意されなければならない。

しかし、こうした、生徒にとって与えられる一方の資料による受動的学習のみでは、生徒の学習意欲を高め生き生きとした学習を展開する事は困難である点も指摘されている。生徒自からが、資料を調査収集して、その資料をもとに考察し討議を行ない社会科学習をすすめていくといった学習活動をとり入れて、生徒の主体的・意欲的学習を促さなければならないのである。そのためにも、高校生なりの資料調査や収集、研究の方法を身につけさせることも必要なものであろう。<sup>9)</sup>

#### (4) 地域資料の活用

高校日本史の指導内容に「地域社会の歴史と文化」の項があらたに独立して新設されて以来、高校においても地域資料活用の方策について一段と論が高まった。昭和57年の学習指導要領改訂の趣旨の中での、地域資料をとおしての歴史学習の質的転換の必要性は先きにみたが、特に高校段階の日本史学習では、国の歴史のみでなく、地域の歴史についても理解を深め、歴史が自己をとりまく現実の社会の中に流れていることを認識させることができた。<sup>10)</sup>

そのためにも、民俗学の成果などをとり入れ、広い視野から日本人の生活文化を学習させたり、郷土の具体的な事象をとおして社会を考察する目を養うことが必要とされた。しかし、現実は、指導事項が多く、時間不足で、地域資料を計画的にとり入れての指導実践の積み重ねは、まだ非常に少ないと言わざるを得ない。

昭和43年当時、それまでの戦後の新潟県地域史の研究を押し進めてきた県下の高校教師が、郷土資料を活用しての日本史授業を実施するための資料集作成にとりかかった。この成果は、昭和47年3月新潟県高等学校教育研究会社会科部会編で『資料新潟県史』と題されて刊行された。

この資料集は、それまでの歴史学の成果を基に、原始・古代から現代に至るまでの多くの資料から教材として活用可能と思われる資料約200点を精選し収載したものである。この資料集の刊行は、当時としては全国的にも先駆的なものであった。この資料集によって、県下の社会科担当者の手元に活用可能な教材として地域資料が提供された意義は大きなものであった。<sup>11)</sup>

その後、昭和51年度から、当県においても県史編さん事業が発足し、期を同じくして県下各市町村で

市町村史の編さん事業が活発化した。こうした市町村史及び県史の編さん事業の成果は、「資料集」あるいは「通史」として続々と世に公刊され今日に至っている。今後は、こうした多くの研究成果を学校教育にも活用されるように努めねばならないものと思う。生徒の歴史学習を深め、郷土の学習をとおして歴史認識を高めるためにも、地域史編さん事業と同様な努力が、資料の教材化に向けて為されなければならないのではなかろうか。この双書は、こうした資料の教材化作業の一助として、主として県史編さん事業によって刊行された資料を選出して指導内容の中に位置づけ、その資料の一部を教材化して編集したものである。

生徒に、実際に調査活動を行なわせ、体験的学習をさせることは、受身一方の生徒の学習状況を改善し、主体的な学習活動を促すには有効である。こうした指導は、いわゆる「主題学習」として、あるいはクラブ学習の中で行なわれて来たが、地域資料の教室授業での活用以上に実践の積み重ねは少ない現状である。そうした中で、上越地区の高校では、各校の社会科クラブがその活動の成果を毎年一回、当番校に集まり発表会を開いて学習し合っている。クラブ担当教師の指導言助が十分為され、生徒の積極的活動による地域学習の優れた成果が発表されている。<sup>12)</sup> 高校生の地域調査活動の在り方を示す一例として参考になろう。

「主題学習」における生徒の調査活動の実践については、当教育センター実践研究集録24集社会科編（高等学校）<sup>13)</sup> に二つの実践例の紹介がある。この報告書によれば、地域調査活動を取り入れた主題学習の展開には、指導者側の多くの周到な準備が必要であるものの、指導の成果は、生徒に積極的、主体的な学習をうながし、地域の調査によって、歴史が現実の生活にまで、生きて伝承されていることを、身をもって理解させることができたとされている。

以上のような、クラブ活動や主題学習での生徒の地域調査活動の指導実践例を交換し合い、社会科授業改善の方策を検討し合うことも今後より一層必要であろう。

この双書は、先きに述べた如く、県史編さん事業により公刊紹介された資料を中心に地域資料を紹介するものである。授業に地域資料を利用する際の、資料収集の手がかりとして活用いただけるものと思う。当然のことながら、この種資料の利用に当っては、更に、担当する生徒の実態に即して、教材化の努力が必要なものである。

この双書の構成は、次の二部より成っている。

第一部は、地域の資料を日本史の学習指導内容に位置づけた「地域資料活用表」。

第二部は、活用表に示した資料を主として、その一部事例をとりあげて解説を付し、資料活用に際しての留意事項を示したものである。

(注)

1. 新潟県立教育センター「高校生の社会科学習に対する意識調査」実践研究集録第24集, 高等学校社会科編所収
2. 志苦 正 「高校生の意識調査」『魚沼文化』24・25号合併号
3. 加藤 章 「高校社会科の変遷と高校教師の社会科観」『現代社会』1983年4月
4. 鈴木 亮 『世界史の授業』(日本書籍) 所収の感想文
5. 加藤 章 「社会科日本史の原理とその展開」『地方史研究』1981年2月に所収
6. 座談会「高校日本史の新学習指導要領をめぐって」井上光貞他8人『日本歴史』1971年2月  
(吉川弘文館)
7. 注1と同じ。他に、中学校の実態調査報告として、県立教育センター(四津谷満夫)「意識調査を通してみた中学校社会科授業の現状と課題」『新潟県教育月報』1987年3月がある。
8. 石井政雄『考える社会科を創る資料収集と活用』(明治図書)の社会科資料の分類による。
9. 小俣盛男 「高等学校日本史の学習指導上の課題——生徒の主体的な学習活動を促す工夫——」『中等教育資料』1985年11月
0. 佐藤照雄他編『高等学校学習指導要領の展開(社会科編)』(明治図書) 1978年
1. 新潟県高等学校教育研究会社会科部会編『資料新潟県史』(野島出版), 当時の社会科部会長は池政栄氏, 編集事業の中心になったのは本間恂一氏であった。
2. 上越高等学校社会科研究会編「社会科研究発表資料」昭和61年度は21集を編集。
3. 『高等学校社会科における地域調査活動を取り入れた主題学習の指導』(県立教育センター編, 実践研究集録24集)。本間則久(県立燕高校)・金田文男(新潟市立明鏡高校)両氏による実践例を収録。

## 2. 地域資料の日本史指導内容への位置付け（地域資料活用表）

高等学校「日本史」の指導内容に即して、活用可能と思われる地域資料を選出し  
その出典・参考文献を示した。参考文献の一部については、次のような略称を用  
いた。又、巻数は略称の後に数字で示した。

新潟県史資料編 「県史資」

新潟県史通史編 「県史通」

越佐史料 「越 史」

## (1) 日本文化の黎明

### 1. 日本列島における人類文化の発生

学習内容	地域資料	出典・参考文献	備考
先土器文化	1. 県内主要遺跡分布図 2. 御淵上遺跡 3. 荒屋遺跡	県史通1-P39, 資料新潟県史P6 県史資1-P6, 図版12~15, 県史通1-P29・31・45~47・51 県史資1-P7, 図版18~20, 県史通1-P28~31・58~61	下田村 川口町
縄文文化	1. 県内主要遺跡分布図 2. 室谷洞穴遺跡 3. 刈羽貝塚遺跡 4. 沖ノ原遺跡 5. 三十稻場遺跡 6. 籠峰遺跡	県史通1-P80・108・152・170 資料新潟県史P11 県史資1-P11~12・18~19, 図版46~49 66~71・83~84, 県史通1-P79・85・94 100・107・110他 県史資1-P22, 図版99~101, 県史通1-P111~113・116~117他 県史資1-P40, 図版229~241 県史通1-P134~136・138~141・143 県史資1-P53~54, 図版324~329 県史通1-P153~155 県史通1-P183・186~190	上川村 刈羽村 津南町 長岡市 中郷村

### 2. 水稻農業の開始と社会生活の進展

学習内容	地域資料	出典・参考文献	備考
弥生文化	1. 県内主要遺跡分布図 2. 村尻遺跡 3. 下谷地遺跡	県史通1-P209・224 資料新潟県史P16 県史資1-P76, 図版474~477 県史通1-P212・214~217他 県史資1-P81~82, 図版497~505 県史通1-P230~234・239~243他	新発田市 柏崎市

## (2) 大陸文化の攝取と文化の國風化

### 1. 東アジア文化の影響と國家の形成

学習内容	地域資料	出典・参考文献	備考
大和政権と古墳文化	1. 県内古墳分布図 2. 千種遺跡 3. 大角地遺跡 4. 菖蒲塚古墳 5. 三王山古墳群 6. 山畠遺跡	県史通1-P 272, 資料新潟県史P21 県史資1-P 92, 図版550~554 県史通1-P 230~237・281~284他 県史資1-P 91, 図版549, 県史通1-P 311・326~328他 県史資1-P 94, 図版560, 県史通1-P 275~276・298~301・365他 県史通1-P 301~303・348他 県史通1-P 309~315・708~711他	金井町 青海町 卷町 三条市 上越市

### 2. 隋唐文化の攝取と律令制度の成立

学習内容	地域資料	出典・参考文献	備考
推古朝と飛鳥文化	1. 四道將軍伝説と阿部氏の活動 2. 国造の設置	県史資2-No.3・17, 県史通1-P 371~377 県史資2-No.1・2, 県史通1-P 363~366	
律令国家の形成と白鳳文化	1. 淳足柵と磐舟柵 2. 威奈真人大村 3. 越後・佐渡の成立と領域の変遷 4. 律令制下の越後と佐渡 (1) 郡と郷 (2) 農民の負担 (3) 交通 5. 横滝山遺跡 6. 飛鳥・奈良期の仏像	県史資2-No.24・25・28・44・46 県史通1-P 383~394 県史資2-No.53, 県史通1-P 406~410 資料新潟県史P 27 県史資2-No.50・65・101他, 県史通1-P 411~418, 資料新潟県史P 28 県史資2-No.84・392, 県史通1-424~428 県史資2-No.426, 県史通1-P 464~465・471, 資料新潟県史P 30, 県史資2-No.434・438, 県史通1-P 495~506・514~515 県史通1-P 761~766 県史資24-P 78~86	寺泊町
平城京と天平文化	1. 越後国府と国分寺 2. 佐渡国府と国分寺	県史資2-No.391, 県史通1-P 432~447 県史資2-No.150・391, 県史通1-P 447~453, 真野町史P 102~110・117~122	下国府遺跡 国分寺薬師如来像

	<p>3. 渤海使と越後・佐渡</p> <p>4. 東北経営と越後・佐渡</p> <p>5. 初期莊園と封戸</p> <p>6. 越後國風土記逸文</p> <p>7. 万葉集と弥彦神社</p>	<p>県史資2-Na 112・183, 県史通1-P 417・423</p> <p>県史資2-Na 60・206他, 県史通1-418~420, 資料新潟県史P 26</p> <p>県史資2-Na 114・168・862他, 県史通1-P 517~530・537~544</p> <p>県史資2-Na 1335・1336, 県史通1-P 657~658, 資料新潟県史P 33</p> <p>県史資2-Na 1429, 県史通1-P 664~666, 伊丹末雄『越後と万葉集』</p>	石井莊他
平安初期の政治と文化	<p>1. 越後の健児</p> <p>2. 延喜式内社</p> <p>3. 平安前期の仏像</p>	<p>県史資2-Na 194, 県史通1-P 562</p> <p>県史資2-Na 381, 県史通1-P 668~671</p> <p>県史資24-P 87~93</p>	

### 3. 国風文化の展開と地方の動き

学習内容	地域資料	出典・参考文献	備考
摂関政治	<p>1. 応天門の変と佐渡への配流</p> <p>2. 佐渡国守嗣根の非法と越後国守紀有世縛打事件</p>	<p>県史資2-Na 326, 県史通1-P 508</p> <p>県史資2-Na 263・268, 県史通1-P 559~560, 山田源行編『郷土事典新潟県』P 30~31</p>	
院政と平氏の全盛	<p>1. 越後・佐渡の莊園と国衙領の分布</p> <p>2. 石井莊と豊田莊</p> <p>3. 保元・平治の乱と越後・佐渡への配流</p> <p>4. 城資永の濫行</p>	<p>県史通1とじこみ</p> <p>県史資2-Na 627・904他 県史通1-P 564~572・582~583『新発田市史』上巻P 68~86</p> <p>県史資2-Na 986・987, 県史通1-P 510</p> <p>県史資2-Na 1050, 県史通1-P 614~616</p>	城氏系図(尊卑分脈脱漏)
平安後期の文化	<p>1. 国分寺尼法光の社会事業</p> <p>2. 今昔物語にみる越後・佐渡の記録</p> <p>3. 平安後期の仏像と経塚出土品</p> <p>4. 栗原遺跡と今池遺跡</p>	<p>県史資2-Na 252, 県史通1-P 674~675, 山田源行編『郷土事典新潟県』P 35~37</p> <p>県史資2-Na 1317~1324, 県史通1-P 662~663・676~678</p> <p>県史資24-P 94~146, 県史通1-P 680~686・768~781</p> <p>県史通1-P 746~758</p>	新井市・上越市

### (3) 武家文化の形成と庶民文化の萌芽

#### 1. 武家社会の成立と文化の新氣運

学習内容	地 域 資 料	出 典 ・ 参 考 文 献	備 考
源 平 の 争 乱	1. 木曾義仲と城資職の対戦 2. 板額御前と鳥坂城 1. 関東御分国 2. 守護・地頭 (1) 越後守護の検断 (2) 越後の荘園 (3) 地頭職の補任 (4) 関東御家人の入部	県史資 4 - № 1212, № 1213, № 1214, 越史 1 - 478, 『資料新潟県史』 P 40 越史 1 - P 585 ~ 592  越史 1 - P 509 ~ 510, 『資料新潟県史』 P 41  越史 1 - P 685 ~ 687 越史 1 - P 512 ~ 513, 『資料新潟県史』 P 41 県史資 4 - № 1743, 1744 県史資 4 の解説, 新潟県文化財調査報告書 第二『越後文書宝翰集』, 『影印北越中世文 書』	
承 久 の 亂	1. 願文山の合戦 2. 順徳上皇の佐渡配流	越史 1 - P 701 ~ 703 越中 1 - P 709 ~ 746, 『資料新潟県史』 P 45	
武 士 の 生 活	1. 館——江上館, 堀越館, 五十嵐館, 新穂城, 青木城 2. 分割相続と惣領制——高井道円譲状, 河村秀久譲状, 大見頼資所領配分目録	『資料新潟県史』 P 44, 江上館跡発掘調査 報告書『江上館跡』, 『五十嵐小文治館発掘 調査報告書』, 『新穂村史』 県史資 4 - № 1758, № 1582, № 1485, № 1489, 『資料新潟県史』 P 47	
武士の土地支配	1. 地頭の荘園侵略 2. 地頭請所と下地中分	県史資 4 - № 1913, 越史 1 - P 697 ~ 698 県史資 4 - № 1912, № 1954	
鎌 倉 仏 教	1. 親鸞の越後配流 2. 日蓮の佐渡配流 3. 時宗 (1) 時宗名号板碑 (2) 布教 (3) 寺院の開創	越史 1 - P 606 ~ 664 県史資 5 - № 3136, 3137, 3138, 越史 2 - P 24 ~ 97, 『資料新潟県史』 P 53  新潟県文化財調査年報第10『水原郷』, 新 潟県立新潟図書館報『にいがた』14号 『一遍上人絵伝』, 『他阿上人縁起』 県史資 4 - № 2291	
社 会 の 変 化	1. 定期市 (1) 奥山庄絵図	県史資 4 所収写真, 『中条町史』資料編 1	

(2) 小泉庄	県史資 4 - № 1954 , 『慶長二年越後国絵図』瀬波郡
2. 寺泊の遊女	越史 2 - P 132 ~ 154 , 『資料新潟県史』P 54
3. 佐渡の風物	越史 2 - P 136 ~ 142

## 2. 公武関係の推移と武家文化の成長

学習内容	地域資料	出典・参考文献	備考
建武の新政	1. 日野資朝の配流 2. 足利尊氏と新田義貞 (1) 元弘3年5月の色部長倫著 到状 (2) 越後の新田一族 3. 新政 (1) 越後国々宣 (2) 雜訴決断所	越史 2 - P 205 ~ 221 , 『資料新潟県史』P 55  県史資 4 - № 1043  越史 2 - P 279 ~ 298  県史資 4 - № 1250 県史資 4 - № 1046 , № 1251 , № 1780	
南北朝の動乱	1. 越後国内の争乱 2. 南朝・北朝年号板碑の分布	県史資 4 - № 1051(3)(4)(5)(6)(7) № 1515 , № 1935 , № 1936 , № 2026 越史 2 - P 354 ~ 406 , 『資料新潟県史』P 56  新潟県文化財調査年報第15『南魚沼』, 新潟県文化財調査年報第3『妻有郷』, 『大和町史』, 『六日町の文化財』, 県史資 5	風間信濃守, 村岡三郎, 水科水吉の戦 蔵王堂城の戦
室町幕府	1. 上杉氏・長尾氏の入部 2. 財政 (1) 棟別錢 (2) 段錢 (3) 国役	越史 2 - P 414  県史資 5 - № 4197 県史資 3 - № 272 県史資 3 - № 589	越後上杉氏系図, 越後長尾氏系図
北山文化	1. 世阿弥の配流 2. 越佐を舞台にした謡曲 婆相天, 竹雪, 松山鏡, 山姥, 檀風	越史 2 - P 807 ~ 818 , 『資料新潟県史』P 63  『謡曲全集』, 『謡曲大観』, 古典文学大系『謡曲』	

### 3. 下剋上の社会と庶民文化

学習内容	地域資料	出典・参考文献	備考
惣村の形成	1. 豊作祈願(田遊神事) 佐渡八幡宮田遊歌写 2. 村の祭礼 畠野熊野社頭役注文	県史資5-No.3059  県史資5-No.3090	御田植神事, 田遊神事
産業の発達	青苧座	越史3-P.297~298,『資料新潟県史』P60,『実隆公記』	
商業の発達	1. 三条七日市場・沼垂の湊 2. 沼垂湊・蒲原の渡,姫川の渡,境川の閑 頤神軒存灰算用状 3. 府中大橋と関銭(大橋掟) 4. 関銭制札 5. 越後国絵図(頸城郡,瀬波郡) 6. 魚野川舟運と市・町	県史資5-No.4297 越史3-P.642~643  県史資5-No.3386 越史3-P.379~380 『慶長二年越後国絵図』  県史資5-No.2467, No.2469	
庶民文芸の流行	1. 文人の来越と上杉房定 (1) 堯惠 (2) 道興 (3) 万里集九 (4) 宗祇 2. 越後府中文化——安国寺,至徳寺,国分寺,居多神社 3. 武将と神社信仰——弥彦神社,居多神社	越史3-P.142~144, P.299~302 越史3-P.302~306 越史3-P.333~347 越史3-P.329~330, P.430~431, P.438~444,『資料新潟県史』P64 『資料新潟県史』P74~75, 越史3  県史資5-No.2784~No.2818, 4-No.2119~No.2128	
戦国大名	1. 長尾氏の系譜 2. 上杉謙信 3. 家臣団支配 (1) 越後衆連判軍陣壁書 (2) 長尾(上杉)景虎掟書 (3) 上杉家家中名字尽手本 4. 軍役 (1) 上杉家軍役帳 (2) 地下人の動員——御鏃せんさく, 地下鏃	県史資3-No.219,『資料新潟県史』P58, 66 県史資3~5, 越史3~5,『上杉家文書』 『資料新潟県史』P68, P76  県史資3-No.269 県史資5-No.3274 県史資3-No.886  県史資3-No.840 県史資3-No.561, 県史資5-No.36, 38, No.4198	
戦国大名の分国支配	1. 城館 (1) 春日山城とその城下町	『資料新潟県史』P70~72,『日本城郭大	

	<p>(2) 各地の城館跡</p> <p>(3) 城館の生活</p> <p>2. 鉱山開発——越後金山</p> <p>3. 交通政策——伝馬・宿送</p> <p>4. 民政</p> <p>(1) 農村の開発</p> <p>(2) 德政令にみる庶民生活</p>	<p>系』7,『御館跡緊急調査報告』 『日本城郭大系』7,『慶長二年越後國絵図』 県史資4-No.2361 金山調査報告『なるみ』,『越佐研究』22集 県史資4-No.2130, 県史資5-No.3550, 越史5-P.731, P.796</p> <p>県史資4-No.2289 県史資5-No.3352</p>	
一 向 一 握	<p>1. 長尾能景の敗死</p> <p>2. 一向宗禁制</p> <p>3. 石山合戦</p> <p>4. 本願寺門徒</p>	<p>県史資3-No.160, 越史3-P.477 県史資3-No.275,『資料新潟県史』P.67 県史資4-No.2193, No.2198 県史資4-No.2140~2181</p>	
都市の発展と町衆	<p>1. 城下の支配</p> <p>(1) 府中の建築規準</p> <p>(2) 府中の火の用心</p> <p>(3) 府中の横目職</p> <p>2. 主要都市・港湾の支配</p> <p>(1) 越後府中・直江津港</p> <p>(2) 柏崎町・港</p> <p>(3) 新潟町・港</p> <p>(4) 三ヶ津の管理</p>	<p>県史資4-No.2113, 3-No.276 県史資4-No.2117, No.2116 越史4-P.396~397</p> <p>県史資3-No.276 県史資3-No.266, 県史資4-No.2277, No.2278, No.2279 県史資5-No.2772, 4-No.1499 県史資5-No.3589, 越史4-P.44, P.734~735</p>	

## (4) 幕藩体制下の文化の動向

### 1. ヨーロッパ文化の接触と鎖国

学習内容	地 域 資 料	出 典 ・ 参 考 文 献	備 考
織豊政権の成立	1. 上杉景勝の定めた掟 2. 上杉景勝の移封と堀氏の入封 3. 慶長3年堀氏の検地	『資料新潟県史』P78 『資料新潟県史』P79 県史資6, 1章4節No71 『資料新潟県史』P80	
江戸幕府の成立	上杉遺民一揆 (1) 一揆蜂起の状況についての兼続の書状 (2) 一揆平定についての家康の書状	県史資7, 1章1節No16・17 県史資7, 1章1節No55・56・57	
幕 藩 体 制	1. 寛文4年の越後・佐渡の幕藩支配図  2. 近世前期の佐渡金山の支配と経営 (1) 慶長10年の堀秀治の佐渡渡海の書状 (2) 享保8年の佐渡金山古来よりの仕法 (3) 佐渡金銀山勝場稼の図 (4) 元和期の佐渡金銀山の繁栄 (5) 佐渡産出金の江戸上納高 (6) 佐渡金銀山遺跡  3. 藩制の支配組織 (1) 高田藩制 (2) 長岡藩制 (3) 新発田藩制  4. 藩の変遷表	西岡虎之助・服部之総監修 『日本歴史地図』(全国教育図書株式会社)  県史資9, 2章1節No1 県史資9, 2章1節No10 県史資9, 附録図 田中圭一著『佐渡金銀山の史的研究』 P 113 同上書P 670～682 相川郷土博物館  高田市史編集委員会『高田市史』1巻 P 253～257 今泉省三著『長岡市史』第1巻 P 145～200 新発田市史編纂委員会『新発田市史』上巻 P 349～354 『資料新潟県史』P81	佐渡郡相川町大字坂下町20
農 民 の 統 制	1. 元禄3年村松藩の郷村法度 2. 正徳3年新発田藩の郷村法度 3. 新発田藩の検地の規程	県史資8, 1章3節No44 県史資8, 1章3節No45 県史資8, 1章4節No59	
禁 教 と 鎮 国	1. 寛文12年の頸城郡美守郷の宗門改帳	県史資6, 2章2節No25	

長崎貿易	2. 享保20年魚沼郡四ツ子村の宗門改帳 3. 高田藩領内に対する宗門改についての達	県史資7, 2章2節No.45 『資料新潟県史』P91
	佐渡の長崎俵物の生産と移出	県史資9, 4章2節No.74, 75, 76, 77

## 2. 幕藩体制と封建思想の展開

学習内容	地域資料	出典・参考文献	備考
綱吉・白石の政治	佐渡鉱山の金銀産出激減の状況	田中圭一著『佐渡金銀山の史的研究』 P 187～202 県史資9, 2章1節No.22	
農業生産の進展	1. 新田開発 (1) 大潟の開発 (2) 紫雲寺潟の開発 (3) 福島潟の開発  2. 農業技術の改良 (1) 文化13年新発田藩の農業事情調査 (2) 白根郷の稻刈高の記録  3. 特産物の栽培 (1) 村上茶の生産 (2) 村松茶の生産	県史資8, 2章4節No.83 県史資8, 2章4節No.73～82 新潟県教育委員会文化財年報『福島潟』  県史資8, 3章1節No.1  県史資8, 3章1節No.3  県史資8, 3章3節No.53～61 県史資8, 3章3節No.62～66	
諸産業の発展	1. 加茂町上条村の紙漉生産 2. 点蠟の生産と流通 3. 新津郷の草水生産と販売 4. 糸魚川大町の酒造 5. 村上堆朱の発生 6. 縮の生産と流通	県史資7, 3章2節No.47 県史資7, 3章2節No.51 県史資8, 3章3節No.72～82 県史資6, 3章2節No.31 池田庄治編『新潟県の地場産業』 県史資7, 3章2節No.80～84 児玉彰三郎著『越後縮布史の研究』	

## 3. 町人文化の発展と農村の生活文化

学習内容	地域資料	出典・参考文献	備考
商品流通の進展	1. 能登塩の越後への移出 2. 大坂及び西国と越後・佐渡の交易 3. 新潟港の商品移出入 4. 直江津今町港の商品移出入 5. 会津との商品流通	県史資10, 1章2節No.51～60 県史資10, 1章3節No.103, 104, 108, 109 『資料新潟県史』P102 県史資10, 2章2節No.31 県史資10, 2章5節No.85, 86	

	6. 北海道・樺太との交易	県史資10, 3章1節No.1, 6, 7	
貨幣と金融	佐渡小判, 印銀, 佐渡銭鋳造	県史資9, 2章1節No.122	
街道と廻船	<p>1. 街道交通</p> <p>(1) 正保年間の越後の陸上交通路図  (2) 北国街道の交通  (3) 三国街道の交通  (4) 八十里越の往来  (5) 本陣と脇本陣  (6) 助郷</p> <p>2. 海運</p> <p>(1) 正保年間, 海上交通路  (2) 北海道, 東北, 関東への越佐の船の入船  (3) 山陰, 瀬戸内への越佐の船の入船  (4) 寺泊町への諸国よりの入船分布図  (5) 越後, 佐渡の奉納船絵馬  (6) 北前船</p> <p>3. 河川交通</p> <p>(1) 正保年間越後国内陸水路図  (2) 長岡船道  (3) 阿賀野川舟運</p>	<p>県史資10, 付録</p> <p>県史資10, 2章2節No.39~44</p> <p>県史資10, 2章3節No.53~59</p> <p>県史資10, 2章5節No.100</p> <p>県史資24, (脇本陣池田屋)</p> <p>県史資7, 3章4節No.219, 220</p> <p>県史資10, 付録</p> <p>県史資10, 6章1節No.1~3</p> <p>県史資10, 6章1節No.1</p> <p>県史資10, 6章1節No.10</p> <p>『日本の船絵馬』(柏書房) 須藤利一編『船』</p> <p>新潟市金刀比羅神社蔵の奉納船 県史資24, P 398~402</p> <p>県史資10, 付録図</p> <p>県史資7, 3章5節No.245, 246</p> <p>県史資10, 2章5節No.101, 102, 103</p>	<p>池田屋所在地 南魚沼郡湯沢町三俣</p> <p>新潟市西厩島 金刀比羅神社に28隻の和船模型が奉納されている。</p>
都市と町人	<p>1. 港町</p> <p>(1) 新潟町の町人組織  (2) 新潟町の大問屋の定書  (3) 新潟港の絵図</p> <p>2. 城下町</p> <p>(1) 高田城下の絵図  (2) 高田町各町内の記録  (3) 新発田町中の諸事由緒書  (4) 新発田城下の図  (5) 長岡町の掟  (6) 長岡町の風俗絵図  (7) 長岡城下の絵図</p> <p>3. 鉱山町</p> <p>(1) 佐渡相川町の町内書上げ帳</p>	<p>県史資8, 3章4節No.94</p> <p>県史資8, 3章4節No.95</p> <p>県史資10, 付録図</p> <p>高田市教育会編集『高田市史』付図 県史資6, 付図</p> <p>県史資6, 2章1節No.3</p> <p>県史資8, 2章1節No.6 『新発田市史』上巻P 299・P 549</p> <p>県史資7, 2章1節No.7, 8 県史資7, 第4図 県史資7, 2章1節No.5, 付図</p> <p>県史資9, 3章1節No.6</p>	

	(2) 元禄年間の相川町屋敷検地帳  4. 手工業の町 (1) 三条、鍛冶町の明細帳 (2) 三条、鍛冶町の仲間議定証文 (3) 三条、鍛冶町の諸職人  5. 在郷町 (1) 越後平野の在郷町	県史資料9, 3章1節No.5  県史資料7, 2章1節No.26 県史資料7, 2章1節No.24  県史資料7, 2章1節No.28  小村式「展開期在郷町の諸問題」 伊東多三郎編『国民生活史研究2』 P 265 ~ 307
--	--	---

#### 4. 封建社会の動搖と新思想の展開

学習内容	地域資料	出典・参考文献	備考
凶作と飢饉	1. 堀之内組の飢饉、死人の覚書 2. 凶作により秋山郷村々への粉貸付 3. 秋山郷の悪作、飢饉の状況	県史資料7, 4章2節No.8, 9 県史資料7, 4章2節No.16 県史資料6, 4章2節No.71	
災害	1. 信濃川の氾濫	北陸地方建設局信濃川工事事務所『信濃川の氾濫——江戸時代』 新潟県教育委員会、新潟県文化財年報17『亀田郷』	信濃川 大河津資料館 西蒲原郡分水町五千石
出稼ぎと移住・行商	1. 出稼ぎ (1) 角田浜村の他国出稼ぎ者の取調帳 (2) 五ヶ浜大工職人の出稼ぎ  2. 移住・行商 (1) 越後農民の北関東への移住 (2) 越後縮の江戸への行商	県史資料8, 4章2節No.32 県史資料8, 4章2節No.33 西蒲原郡卷町双書『角田浜村の歴史』  県史資料10, 4章1節No.1~8 県史資料10, 4章3節No.44~47	
百姓一揆	1. 越後・佐渡の百姓一揆の集成表 2. 蒲原、岩船両郡一揆 3. 村松全藩一揆 4. 頸城郡の質地騷動 5. 佐渡の寛延一揆と明和一揆	池政栄編著『越後と佐渡の一揆』  県史資料8, 4章1節No.15~23 県史資料8, 4章1節No.13, 14 池政栄編著『越後と佐渡の一揆』 県史資料6, 4章1節No.1~31 県史資料9, 5章1節No.36~39 県史資料9, 5章1節No.40, 41	
寛政の改革	1. 囲米 (1) 寛政9年魚沼郡の貯穀留	県史資料7, 4章2節No.25	

	2. 越後からの入百姓による北関東農村の復興策	県史資10, 4章1節No.9, 10
化政文化	1. 小林一茶選の俳額 2. 文化8年刊『北越奇談』と橋巌嵐 3. 良寛と遺墨	県史資11, No.55 田村賢一訳著 『北越奇談物語』 県史資24, P 470 ~ 488
洋学の発達	1. 華岡青州先生への越後・佐渡からの門人録 2. 広川晴軒の学門 3. 長岡藩医の人体解剖	県史資11, 2章2節No.27(9)  井上慶隆著『広川晴軒伝』 県史資24, P 432 県史資24, P 434
藩学と寺子屋	1. 新発田藩学寮の取きめ 2. 岩船郡村上町大滝章九郎寺子屋門下生 3. 越後出身の昌平黙書生名簿	県史資11, 2章2節No.17 県史資11, 2章2節No.26  県史資11, 2章2節No.27(2)
諸学門の発達	1. 和算の発達 2. 桂家と国学 3. 町人の学芸 鈴木牧之と北越雪譜	県史資24, P 430 ~ 431 県史資24, P 428 ~ 429 県史資11, 2章2節No.27(2)
列強の接近	1. 異国船の渡来 (1) 嘉永2年佐渡への異国船接近 (2) 嘉永元年羽州飛島への異国船接近 2. 海防体制 (1) 天保年間の高田藩の海防策 (2) 天保年間の新発田藩の海防策 (3) 新潟港への異国船渡來と警備 (4) 天保年間の佐渡海岸の台場記録 (5) 嘉永年間高田領村々の海防策	県史資12, 1章4節No.151  県史資12, 1章4節No.148  県史資12, 1章4節No.156 県史資12, 1章4節No.157  県史資12, 2章5節No.86, 87 県史資12, 1章4節No.167 県史資12, 1章4節No.173, 174  県史資12, 1章4節No.175
大塩の乱と生田万	1. 天保8年柏崎町騒動の覚書 2. 天保8年柏崎陣屋騒動関係者取調書 3. 天保8年新潟町、十日町、三条町周辺の不穏状況	県史資12, 3章3節No.49, 50 県史資12, 3章3節No.51  県史資12, 3章3節No.48
天保の改革	1. 天保14年新潟町上知の記録 2. 佐渡の天保改革 (1) 物価引下げ、僕約の触	県史資12, 1章2節No.77, 63, 64  県史資12, 1章1節No.22

	(2) 佐渡の村々の僕約取決め 3. 村松藩の郷中への僕約申渡 4. 天保 8 年新発田藩勧農策	県史資12, 1章1節№19 県史資12, 1章1節№35 県史資12, 1章1節№31	
藩政の改革	1. 新発田藩の改革 (1) 新発田藩の財政再建策と藩政 (2) 元治元年新発田藩の銃隊組編成 2. 長岡藩の改革 (1) 元治元年長岡藩拝借金 3. 与板藩の改革 (1) 慶応 2 年藩財政窮乏により御用金割当	『新発田市史』上巻 P 469 ~ 483 『新発田市史』上巻 P 930 ~ 932 県史資12, 1章3節№139 県史資12, 1章3節№142 ~ 143	
近代産業のめばえ	1. 三条鍛冶の問屋制家内工業の発展 2. 近世期の越後の伝統織物 3. 燕の和釘生産	土田邦彦著『三条金物』 土田邦彦著『越後の伝統織物』 池田庄治編『新潟県の地場産業』	
政治社会思想の発達	1. 竹内式部の尊王思想 2. 本田利明の経世・交易論 3. 越後草奔の思想	『新潟市史』下巻 『本多利明・海保青陵』日本思想史大系(岩波書店) 伊東多三郎著『草奔の国学』	

## 5. 欧米文化の導入と明治維新

学習内容	地域資料	出典・参考文献	備考
開国とその影響	1. 新潟開港 (1) 新潟開港の記録 (2) 安政 6 年新潟港への異国船渡来図 (3) 新潟・佐渡の運上法則 (4) 旧新潟税関庁舎  2. 外国と貿易 (1) 開港後の新潟港への外国船渡来 (2) 明治前期の新潟港の輸出入品 (3) 越後から横浜向け蚕卵紙の移出 (4) 新潟在留外国人遊歩規程	県史資13, 3章№3 県史資12, 付図1  『新潟開港百年史』 P 113 ~ 122  県史資12, 1章4節№229  『新潟開港百年史』 P 450 ~ 472 『新潟開港百年史』 P 111 『新潟開港百年史』 P 99	旧新潟税関庁舎 (新潟市緑町)
幕末・維新时期の社会	1. 越後草奔隊の動向 2. 東蒲原郡下世直し一揆 3. 卷, 曽根一揆	県史資12, 1章4節№206 池政栄編著『越後佐渡の一揆』 県史資13, 1章2節№30・35	

4. 奇兵隊士の戊辰戦争従軍日記	『長州奇兵隊士武広遙、戊辰戦争従軍日記』 P 134 ~ 185
5. 戊辰戦争下の越後の民衆 (1) 新発田藩の農民蜂起 (2) 戦時下の長岡	『新発田市史』下 P 13 県史資13、1章2節No.10, 11

## (5) 近代文化の形成と発展

### 1. 欧米文化の導入と明治維新

学習内容	地域資料	出典・参考文献	備考
新政府の発足	1. 英人医師W・ウイリスの見た北越戊辰戦争 2. 版籍奉還と新発田藩の対応 3. 県内における廃藩置県の変遷 4. 徵兵令に対する県当局及び県民の対応	『英國公使館員の維新戦争見聞記』  『新発田藩史料I(御記録卷12)』 県史資14, 1章1節-No.9, 17 『資料新潟県史』P 127 県史資14, 2章4節-No.12, No.22	
四民平等	1. 新潟県士族の金禄公債高 2. 明治初期の新潟県士族の状況 3. 明治初期の各郡農商民の生活状況 4. 新潟県における「部落」解放	県史資14, 解説P 37 県史資14, 2章9節-No.69 県史資14, 2章9節-No.69  佐藤泰治「新潟県水平運動前史」(『政治社会史論叢』) 木下浩「新潟県における身分解放令後の部落の動向」(『信濃』27-12)	
経済の近代化	1. 地租改正への県民の対応 2. 第四国立銀行開業と県内国立銀行 3. 県内国立銀行資本金・預金・利益金等一覧表 4. 新潟県女紅場規則	県史資14, 2章3節-No.82, 100 『第四銀行百年史』・『資料新潟県史』P 130 県史資17-P 557  県史資14, 2章8節-No.11	
文明開化	1. 散髪令とその実施状況 2. 佐渡における神仏分離令 3. 新潟市の文明開化 4. 小学校設立についての県布達 5. 学制の発布と就学状況	県史資14, 2章9節-No.11 県史資14, 2章6節-No.3 『新潟市史読本』P 189 県史資14, 2章2節-No.16 県史資15, 付録「小学校就学統計表」	

### 2. 近代国家の形成と政治思想

学習内容	地域資料	出典・参考文献	備考
自由民権運動	1. 県内の民権結社「自立社」 2. 頸城自由同盟約、北辰自由同盟約 3. 私擬憲法「大日本国国会権限」 4. 高田事件「赤井景韶公訴状」	県史資19, 1章1節-No.3 県史資19, 1章1節-No.38・42  県史資19, 1章1節No.21  県史資19, 1章1節No.51	家永三郎『明治前期の憲法構想』参照

	5. 国会開設請願書及国会開設懇望同議者連名簿 6. 明治12年第1回県会議員選挙結果一覧表	県史資19, 1章1節No.17・19 県史資15, 卷末付表	
松方財政	1. 明治期県内の物価・賃銭統計表 2. 県内の借金の記録 3. 新潟県大地主名簿	県史資17-P.585 県史資19, 1章2節-No.4 県史資17, 卷末付表	グラフ化すると明瞭
国会開設	1. 明治23年第1回総選挙結果一覧表 2. 国会開設	県史資15, 卷末付表 西潟為藏『雪月花』・『新潟県百年史(上)』・『新潟県百年のあゆみ』	
条約改正	1. 明治20年11月上越有志条約改正建白 2. 条約改正問題と西潟為藏	県史資19, 1章1節-No.53 西潟為藏『雪月花』・永木千代治『新潟県政党史』	

### 3. 資本主義の発展と国民の生活

学習内容	地域資料	出典・参考文献	備考
日清戦争	1. 明治28年解雇軍失救護会設立の記録 2. 大杉栄自叙伝にみる三国干渉と県民	県史資15, 2章5節-No.15 大杉栄『自叙伝』	
日露戦争	1. 開戦にあたっての僕約申合せ 2. 講和問題についての県民大会	県史資15, 3章3節-No.26 県史資15, 3章3節-No.32	
資本主義の成立	1. 日本石油会社の設立 2. 明治34年前後の出稼状況 3. 明治43年以降出稼婦女統計表 4. 明治43年県内工場への力織機導入奨励の記録 5. 信越線の開通 6. 県内鉄道開通の状況	県史資18, 2章2節-No.35 県史資19, 2章4節-No.11 県史資17, P.31 県史資18, 2章3節-No.67  県史資18, 3章3節-No.68 県史資18, 3章3節-No.79・80『新潟県百年のあゆみ』P.383	伊藤武夫「新潟県近代石油業の成立」 (『新潟県史研究』4) 参照
社会運動の発生	1. 内山愚童と大逆事件 2. 明治41年村上町織工女のストライキ	県史資19, 2章2節-No.2, 柏木隆法『大逆事件と内山愚童』 県史資19, 3章2節-No.7	
近代文化の発達	1. 県内における新聞の発行	『にいがた』(22) 新潟県立図書館昭和61年3月刊	

	2. 北越学館と内山鑑三 3. 高田におけるキリスト教の布教	県史資19, 2章1節-Na9, 『新潟市史誌本』P 231 県史資19, 2章1節-Na10	
--	-----------------------------------	--	--

#### 4. 日本の近代化とアジア

学習内容	地域資料	出典・参考文献	備考
第一次世界大戦とシベリア出兵	1. 三条町金物産業の好況 2. シベリア出兵と県内兵士 3. 新潟市・長岡市の米騒動 4. 米の廉売指示	県史資18, 2章4節-Na89 『新潟市合併町村の歴史』(基礎資料集5) 県史資19, 3章3節-Na5・7 県史資16, 1章1節-Na12・13	
大正デモクラシーと普選運動	1. 新思想団体－思想問題研究会 ・無明会の結成 2. 魚沼自由大学 3. 新潟市の普選請願署名運動 4. 新潟市普選期成同盟会結成	県史資19, 4章3節-Na30・31  『八海自由大学書簡集』(小出町教育委員会) 佐藤泰治「本県自由大学運動の研究」 (『新潟県史研究』7) 県史資16, 1章3節-Na42 大正後期内務省警保局刊行社会運動史料	
第二次護憲運動	1. 県内護憲大会の状況 2. 総選挙の結果(護憲三派の勝利)	県史資16, 1章3節-Na46 県史資16, 卷末付表, 永木千代治『新潟県政党史』	『近代日本政治史必携』 (岩波書店) も便利
社会運動	1. 日本農民組合の結成 2. 県内小作組合結成状況と県内農民組合一覧表 3. 木崎村小作争議 4. 地主の対応－北蒲原郡協和会の成立 5. 大正期の「部落」解放運動	『農民組合五十周年史』(御茶の水書房) 県史資19, 3章1節-Na5, 卷末付表  県史資19, 3章1節-Na23~33 市村政一『新潟県農民運動史』 県史資18, 1章1節-Na20  県史資19, 4章4節-Na2・4	

#### 5. 兩大戦間の内外情勢と時代思潮

学習内容	地域資料	出典・参考文献	備考
昭和恐慌	1. 恐慌が県内農家に及ぼした影響調査 2. 新潟県農業生産総額の動き	県史資18, 1章1節-Na37  県史資17-P 54	
満州事変	1. 満州事変と県内兵士 2. 新潟県からの満州移民送出状況	『新潟市合併町村の歴史』(基礎資料集6・7) 県史資19, 4章5節-Na10	

	3. 日満航路と新潟港	『新潟市史読本』P 268 , 『新潟港百年史』	
政党内閣の崩壊と 日中戦争	1. 北一輝「日本改造法案大綱」 2. 県下政党の解党と新体制への 参加状況 3. 昭和13年日中戦争下における 国民生活	『佐渡と北一輝』(佐渡歴史文化シリーズ) 松本清張『北一輝論』 県史資16, 3章1節-No.14  県史資16, 3章1節-No.8	
太平 洋 戰 爭	1. 開戦と山本五十六 2. 長岡市戦争生活実行事項 3. 県内中学生の県外動員状況 4. 長岡空襲の記録 5. 原爆投下目標（新潟市）の 記録 6. 終戦の日の新潟日報の記事	阿川弘之『新版山本五十六』, 反町栄一 『人間山本五十六元帥の生涯』 県史資16, 3章4節-No.8 『資料新潟県史』P 166 『ふるさと長岡のあゆみ』(長岡市役所), 「長岡空襲, その体験記」(新潟日報昭和 46・8・21号), 県史資16- 3章4節-No. 26~28・県史資19- 4章6節-No.1・2 県史資16, 3章4節-No.31  県史資20, 1章1節-No.1	『新潟県警察 史』参照

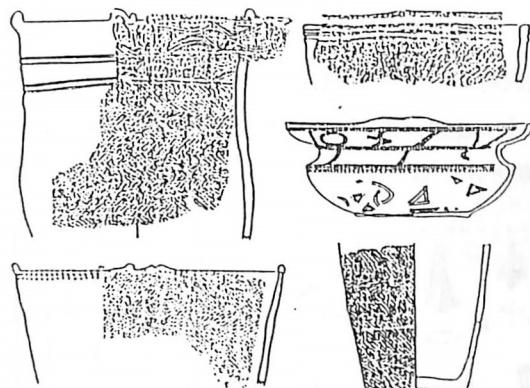
## (6) 現代社会と文化の創造

### 1. 戦後の改革と国民生活の変化

学習内容	地域資料	出典・参考文献	備考
占領と民主化政策	1. 農地改革 (1) 農地委員の選挙 (2) GHQと農地改革 (3) 県内自小作別農家数の割合推移 2. 新憲法普及月間資料 3. 公選県教育委員の抱負 4. 神社・神道の国家からの分離	県史資20-P 506, 同21-P 50 県史資20-P 510 『資料新潟県史』P 174 県史資20-P 75 県史資21-P 596 県史資21-P 635	
政党の再建と国民生活	1. 県内の戦後政党 2. 戦後の食糧難 (1) 強権発動 (2) 食糧危機突破に関する決議 (3) 食糧対策三条市民大会 3. 新円切りかえと県民	県史資20-P 91~109 県史資20-P 432 県史資20-P 441 県史資21-P 6 県史資21-P 12	
高度経済政策とひづみ	1. 農政の変化（増産から減反へ） (1) 新潟県産米100万トン達成運動推進要領 (2) 余剰米の全量買上げに関する意見書 2. 県内過疎集落とその分布 3. 新潟水俣病の発生	県史資20-P 309 県史資20-P 321 県史資20-P 322 県史資20-P 942	

### 3. 地域資料の教材事例

# 資料（1）刈羽貝塚



刈羽貝塚出土土器

『県史』通史編1.P 112

	刈羽貝塚(前期)	藤塚貝塚(中期)	三宮貝塚(後期)
貝類	ヤマトシジミ, カラスガイ, タニシ, カワニナ, サルボウ, マガキ, タマカガイ, サザエ, イシガイ	サドシジミ, ハマグリ, サルボウ, バイ, マガキ, イタボガキ, カガミガイ, サラガガイ, イタヤガイ, レイシ, ヘビガイ, フメタガイ, サザエ, アワビ, テングニジ	サドシジミ, アカニシ, レイシ, ツメカガイ, サザエ, サラガガイ, ハマグリ, カガミガイ, イタヤガイ, サルボウ, ベンケイガイ
魚類		クロダイ, スズキ, マダイ, カンダイ, サメ, エイ	クロダイ, エイ, サメ, スズキ, マダイ, ヒガシフグ, カンダイ, コチ, ボラ
鳥類	ガシ, カモ科の一属		ワシカの一種, アビ科の一種, オオハム
哺乳類	家犬, イノシシ, ニホンジカ, クジラ	イノシシ, ノウサギ, ニホンジカ, タヌキ, イルカ, クジラ	イノシシ, ニホンジカ, タヌキ, 大, サドノウサギ, イルカ, クジラ, クロアシカ

『資料新潟県史』P 14

## 解説

### 1. 所在地および立地条件

刈羽貝塚は刈羽郡刈羽村大字新屋に所在する。柏崎平野の北寄りの段丘上にあり、沖積面との比高は約10m、海岸までは約4kmである。昭和2年と27年に発掘調査が行われ、縄文時代前期の様相を知る上で貴重な遺跡となっている。

### 2. 刈羽貝塚にみる食生活

刈羽貝塚からは当時の人々の食生活を物語る様々な遺物が検出されている。最も多いのは貝類であるが、汽水性（海水と淡水の混じる所）のヤマトシジミを中心として、カラスガイ・タニシなど淡水性の貝類、マガキ・サザエなどの鹹水性の貝類も含まれている。また、家犬・イノシシ・ニホンジカ・クジラなどの哺乳類やガシ・カモ科の鳥の骨も出土している。こうしたことから、刈羽貝塚の住人達は、犬を飼い、貝をとり、イノシシやシカをとて生活していたことがわかる。

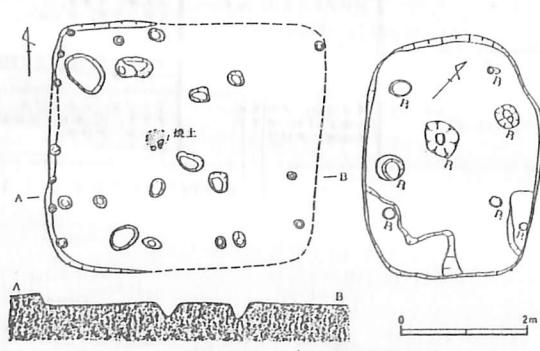
県内では刈羽貝塚のほか、佐渡の藤塚貝塚（中期）・三宮貝塚（後期）など8箇所の貝塚が知られるが、佐渡ではクロダイ・サメなどの骨も出土している。このほか室谷洞窟（前期）ではクマ・ウサギなどの獣骨片、カモ・キジなどの鳥類骨片、貝類などが検出されている。

### 3. 土器・石器と装身具

土器は食物の貯蔵や煮炊きに使用された。刈羽遺跡の土器は前期の特徴である平底を呈し、文様は羽状縄文や竹管文が施されている。一般的に狩猟と漁撈が生活の中心であった縄文時代においては、利器としては石器と骨器が主要な役割を果たしていた。獣を捕るために石鎌や石槍が使われ、漁撈のためには釣針や網のおもりとしての石錘が使われた。石匙は動物の皮や肉を切る道具であり、石斧は木を切ったり竪穴住居をつくるのに使われた道具である。このほか、装身具としての 状耳飾が刈羽貝塚はじめ前期の遺跡から数多く出土しているが、刈羽貝塚出土の骨製かんざし（下図「縄文時代の石器・骨角器」のうちNo.13）は県内唯一の例である。

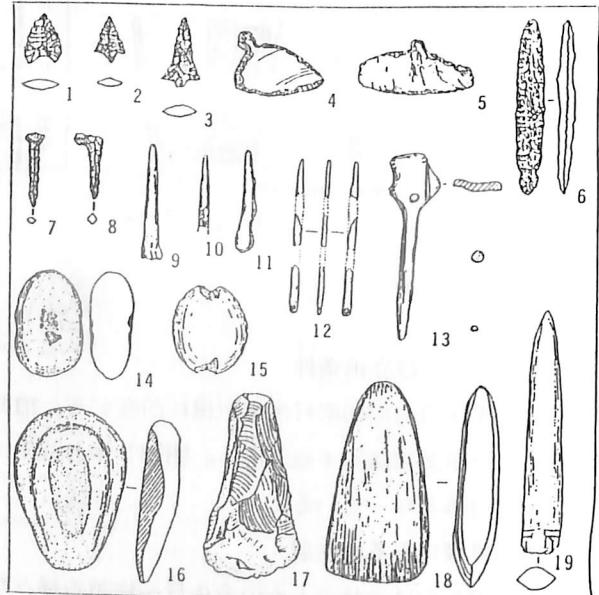
#### 4. 繩文前期の人々の住居

この時期の住居は堅穴住居であるが、大角地遺跡（青海町）・八反田遺跡（上越市）で検出されている。このうち、八反田遺跡の一棟は、一辺約4mの方形で、主柱4本、ほぼ中央に炉址がある。縄文前期の集落址は発見されていないが、中期の五丁歩遺跡（塩沢町）や沖ノ原遺跡（津南町）では広場を囲むようにして数十戸の住居が存在したことが確認されている。また、前期の県内の主な遺跡の分布は『県史』通史編1. P 108に示されているが、草創期・早期と比べると海岸・低地部への進出が目立つ。



八反田遺跡（左）と大角地遺跡（右）の住居址

『県史』通史編1. P 115



1～3. 打製石器 4～5. 石器(ナイフ) 6. 石臼 7～8. 石頭 9～11. 骨角製品  
12. 骨針 13. 骨角骨生器 14. 凹石 15. 石鏡 16. 石皿 17. 打製石斧 18.  
磨制石斧 19. 石劍

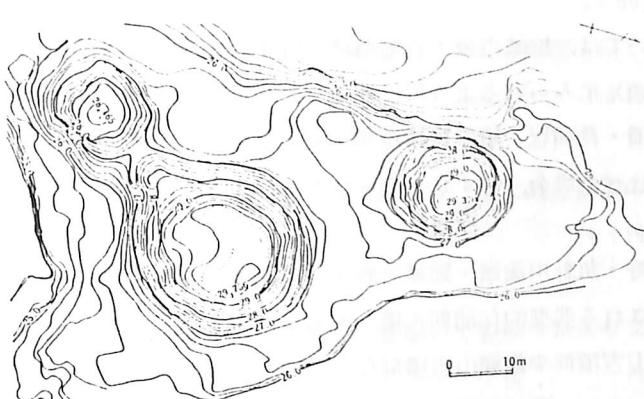
参考文献 『県史』通史編1. P 111～117, 『県史』資料編1. P 22, 新潟県教育委員会『刈羽貝塚』

#### 活用の留意事項

授業では一般論として縄文時代を扱うことが多い。しかし、この時代の人々がどういう地域に、どんな家をつくって住み、どういう道具を使って、どんな物を食べていたかが、より具体的に語られると、授業は生き生きとしたものになる。

ここでは、縄文前期の代表的遺跡として刈羽貝塚を取り上げてみたが、その住人達が前期の特徴である羽状縄文の施された平底の土器を使用し、貝やイノシシなどを食糧とし、骨製のかんざしを装身具として使っていたことなどが知られる。あわせて、県内のこの時期の住居址や出土遺物を示すことで、身近な事例をもとに縄文時代の人々の生活を生徒に呈示することができる。

## 資料（2）菖蒲塚古墳



菖蒲塚古墳と隼人塚

『県史』通史編1.P 299



『北越奇談』

### 解説

#### 1. 所在地および出土品

4世紀末から5世紀前半の築造と推定される菖蒲塚古墳は、西蒲原郡卷町竹野町に所在する。角田山東麓の低丘陵上に造られた典型的な前方後円墳である。規模は、長軸54m、前方部幅18m、後円部径33mとなっている（『県史』資料編1. P 94）。江戸時代に鏡1面が出土したことが『北越奇談』に記されているが、現在所在が確認され、県指定文化財として保存されている。その鏡は鼈龍鏡とよばれる面径22.7cmの国産鏡である。この他、同古墳出土と伝えられる勾玉と管玉が金仙寺に保管されているが、いずれも古墳の築造年代と同じ頃のものである。菖蒲塚古墳の隣には、円墳の隼人塚がある。また、菖蒲塚古墳から南西方向に3km程離れた位置に前方後方墳の山谷古墳がある。

(1) 竹の町近村搖上といへる所に、享保のころ農夫某といふもの一日葱をうゆ。忽鋤の物にあたる音あり。老夫即ち金ならんことをおもふ。密に是を掘れば、一壺重さ数十斤なるものあり。土を払て内を見れば、金光眼を射るがごとし。……其金異形左に図す。

#### 2. 菖蒲塚古墳の位置づけ

前方後円墳の存在は、大和政権に組み込まれた首長の存在を物語る。県内には、卷町に山谷古墳（前方後方墳）、菖蒲塚古墳があり、三条市に三王山1号墳、中頸城郡清里村に菅原31号墳があるが、菅原31号墳は古墳時代後期に属するものである。従って、前期に属する前方後方墳・前方後円墳は今のところ、蒲原郡にしか発見されていないことになるが、これらは北陸地方から続く日本海側の北限をしており、初期大和政権の勢力圏が蒲原平野までであったことを示す。しかも、前方後方墳の山谷古墳が4世紀中頃か後半のものであると推定されていることからすれば、その伝播は意外に早かったといえる。

山谷古墳・菖蒲塚古墳・三王山古墳からは、角田・弥彦山麓と三条市から加茂市にかけての丘陵縁辺

部に初期大和政権とつながりをもつ政治勢力があったことが推定されると同時に、山谷古墳と菖蒲塚古墳の時代差から、「菖蒲塚古墳の被葬者は、山谷古墳の首長の地位を継承した第二の首長である可能性が強い」とされる（『県史』通史編1. P 298）。

蒲原平野に前期古墳が存在することについては、柏崎市の下谷地遺跡（弥生時代中期）や佐渡金井町の千種遺跡（弥生時代終末期～古墳時代初頭）にみられるように、沖積平野の開発が進んだことが前提になっていると考えられる。反面、山谷古墳・菖蒲塚古墳の規模が40～50mにとどまっていることは、当時の蒲原平野の生産力が北陸の他地域と比べた場合、必ずしも高くなかったことを示すようである。

### 3. 古墳文化の展開

新潟県内で古墳の集中するのは、蒲原平野・魚野川流域・頸城平野・佐渡の4地域である。このうち、蒲原平野では山谷古墳や菖蒲塚古墳に代表される典型的な前期古墳があるが、中・後期の古墳は稀薄である。これに対して魚野川流域では、蟻子山古墳群や飯綱山古墳群など初期群集墳があり、東山道経由での大和政権の影響がみられるといわれる。また、頸城平野には、新井市の観音平古墳群・天神堂古墳群、清里村の菅原古墳群、三和村の水科古墳群、牧村の宮口古墳群などがあるが、いずれも横穴石室をもつ6～7世紀の群集墳である。佐渡の真野古墳群・二見古墳群・住吉古墳群も横穴石室をもつ後期古墳である。

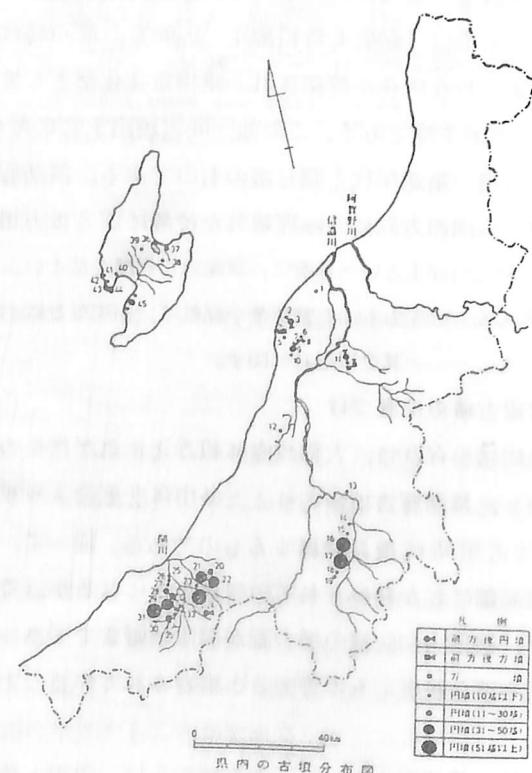
なお、三王山古墳群発見のあと、三条市から新津市にかけての丘陵にエゾ塚古墳（田上町）・八幡山古墳（新津市）などがあいついで発見されている。

参考文献 『県史』通史編1. P 298～301, 『県史』資料編1. P 94, 上原甲四郎『菖蒲塚古墳』巻町双書3

#### 活用の留意事項

古墳時代が前期、中期、後期に分けられることや、それぞれの時代の特徴については授業でふれられる。しかし、自分達の身近にどんな古墳があり、それがどんな意味をもつのかを示すことができれば、生徒の古墳時代に対する理解をさらに深めることができる。

菖蒲塚古墳は早くから知られた前方後円墳である。しかし、近年では山谷古墳や三王山古墳群の存在も知られるようになり、4世紀末から5世紀にかけての蒲原郡の位置付けが、大和政権との関係で大きくクローズアップされてきている。こうした、大和政権と地方豪族との関わりを示す例として本資料を利用することができる。一方、県内では、蒲原地方のほかにも魚野川流域や頸城地方・佐渡で後期古墳が確認されており、それぞれを身近なテーマとして授業を取り上げることが可能である。



『県史』通史編1. P 272

## 資料（3） 淳足柵と磐舟柵

### (1) 大化3年

是歳……淳足柵を造りて柵戸を置く。老人等相謂て曰く、数年鼠の東に向いて行くは此の柵を造るの兆しか。  
(『日本書紀』『県史』資料編2-24 原漢文)

### 大化4年

是歳……磐舟柵を治て以て蝦夷に備う。遂に越と信濃の民を選で、初て柵戸に置く。

(『日本書紀』『県史』資料編2-25 原漢文)

### (2) 齐明天皇4年7月4日

蝦夷二百余、闕に詣で朝献す。饗賜いて贍給う常よりまされこと有り。仍て柵養の蝦夷二人に位一階、淳代郡大領沙尼那には小乙下……を授く。……淳足柵造大伴君稻積には小乙下を授く。

(『日本書紀』『県史』資料編2-28 原漢文)

### (3) 文武天皇2年12月21日

越後国をして石船柵を修理せしむ。

(『続日本紀』『県史』資料編2-44 原漢文)

### 解説

#### 1. 淳足柵・磐舟柵の設置

大化改新の最中、大化3年(647)、4年とあいついで淳足柵、磐舟柵が設置された。両柵は新政府の支配地域を拡大する政策の中で蝦夷征討の基地として設置されたものであるが、磐舟柵の設置にあたっては、越と信濃の民が選ばれて柵戸とされた。柵戸は屯田兵的農民と解されている。この後、齐明天皇4年(658)に阿倍比羅夫が水軍を率いて秋田・津軽方面まで遠征した際に、淳足柵の柵造であった大伴君稻積に小乙下が授けられている。稻積が大伴を名乗り、君の姓を有しているのは、大伴氏につながる在地豪族であったことを想起させる。小乙下は律令の位階では、八位程度に相当する。改新時の蝦夷征討事業は、朝鮮半島への出兵などで一時中断されるが、7世紀末から再び活発化し、その内で文武天皇2年(698)と同4年に越後国や佐渡国に磐舟柵(『続日本紀』は石船柵と記す)の修理が命じられている。

両柵の所在地について、淳足柵は新潟市沼垂が遺称地とされ、磐舟柵は村上市付近に比定されるが、具体的な地域を特定するまでにいたっていない。

#### 2. 越後国と東北経営

淳足柵・磐舟柵を拠点とする蝦夷征討事業が進む中で越後国が建てられた。しかし、この時期には武力による積極策はとられず、慶雲2年(705)に越後城司(事実上の国司)に任命された威奈真人大村が「越後の北疆は蝦夷に衝接し、柔懷鎮撫は允に其人に属す」と記される(『威奈真人大村墓誌』『県史』資料編2-53)ように、物や位階を授ける教化策がとられた。だが、和銅年間に入ると中央政府は積極策に転じ、和銅2年(709)には佐伯宿彌石湯が征越後蝦夷將軍に任命されて、出羽地方の征討が行われた。そしてこの戦いが終了すると、この地方は和銅5年に出羽国として越後国から分離独立した。これ以後越後国は日本海側の蝦夷に対する積極的な役割を出羽国に譲るわけであるが、その後も補給基

地的な役割はもっていた。

西暦	年次	天皇	記事
647	大化3年	孝徳	渟足柵を造り、柵戸を置く。
648	大化4年	孝徳	磐舟柵を治め、蝦夷に備う。
658	齊明4年4月	齊明	越国守阿倍比羅夫、蝦夷を討つ。
658	齊明4年7月	齊明	渟足柵造大伴君稻積に小乙下を授く。
697	文武元年	文武	越後の蝦夷に物を賜う。
698	文武2年12月	文武	越後国に石船柵の修理を命ず。
700	文武4年2月	文武	越後佐渡二国に石船柵の修理を命ず。
705	慶雲2年11月	文武	威奈真人大村、越後城司となる。
709	和銅2年3月	元明	佐伯宿弥石湯を征越後蝦夷將軍となす。
709	和銅2年7月	元明	越後佐渡等四ヶ国の船100艘を征狄所に送らせる。
714	和銅7年10月	元明	越後等国民200戸を出羽柵戸に配す。
716	靈亀2年9月	元正	越後等四ヶ国の百姓、各100戸を出羽国に移す。
717	養老元年2月	元正	越後等四ヶ国の百姓、各100戸を出羽柵戸に配す。
759	天平宝字3年9月	淳仁	越後等四ヶ国の浮浪人2000人を雄勝の柵戸となす。
777	宝亀8年5月	光仁	越後等五ヶ国に甲200領を出羽国に送らせる。
802	延暦21年1月	桓武	越後佐渡の米塩を鎮兵の糧として出羽国雄勝城に送らせる。
803	延暦22年2月	桓武	越後国に米塩を志波城所に送らせる。

『資料新潟県史』P 26 (一部加筆)

### 3. 越後国の成立と国域の変遷

越後国が文献に初めて見えるのは、『続日本紀』文武元年（697）12月18日の記事である。北陸地方から出羽地方にかけては從来越とよばれていたが、7世紀後半に前・中・後に三分割された。その正確な年代は定かではないが、越後国の初見より少し早く持統6年（692）に越前国司の記事が見えることからすればそれ以前で、天武12年（683）から翌13年にかけて諸国の境を定めたという『日本書紀』の記事以後のこととなろう。この時期、吉備や筑紫なども3ないし2分割されている。

越後国の領域に変化があったことを示すのは、『続日本紀』大宝2年（702）3月17日の記事である。越中国の四郡を越後国に編入したというのであるから、それ以前はその四郡は越後国の領域ではなかったわけであり、それより北の地域が越後国の範囲であったと考えられる。その中で、蒲原郡が当初越中國に属していたことは、神亀3年の「山背国愛宕郡雲下里計帳」（正倉院文書、『県史』資料編2-92）に、出雲臣意美麻呂が和銅2年（709）に母と妹を連れて「越中国蒲原郡」に逃亡したことや、弥彦（蒲原郡）をうたった『万葉集』の歌が越中国歌に含まれている（『県史』資料編2-1429）ことなどによって推定可能である。今日では、三嶋郡が平安初期に古志郡から分離されたことがほぼ明らかにされており、四郡は頸城・魚沼・古志・蒲原であったことができる。

ひるがえって、現在の北蒲原郡の地域は古代では沼垂郡の内であったと考えられ、成立当初の越後国の領域は、概ね阿賀野川以北であったということができる。そして、その中心となっていたのが渟足柵もしくは磐舟柵で、慶雲2年、威奈真人大村の拠った越後城も両者のいずれかが発展的に整備されたものであろう。

参考文献 『県史』通史編1. P 381～418 , 新潟県教育委員会『磐舟』

### 活用の留意事項

渟足柵・磐舟柵は、改新政治の進展の中で、蝦夷征討の拠点となったとして紹介される。しかし、両柵が設置以後しばらくの間命脈を保って、機能を果たしていたことはほとんどふれられない。ここでは、渟足柵・磐舟柵がもとになって阿賀北の開拓が進み、やがて越後国が建てられたことや、越後国の国域の変化、出羽国設置後の越後国の役割などを記してみた。柵の設置が、点の支配から面の支配へと発展していくことが語られると、律令国家の辺境政策がどのようなものであったかが具体的に示され、授業は興味深いものとなろう。

## 資料（4） 越後・佐渡の国府と国分寺

(1) 越後国 国府は頸城郡に在り。行程上り二十四日、下り十七日。

佐渡国 国府は雑太郡に在り。行程上り二十四日、下り十七日。

(『和名類聚抄』元和刊本 『県史』資料編2-391 原漢文)

(2) 天平勝宝8年12月20日

越後、丹波、丹後…(中略)…等二十六国、国別に灌頂の幡一具、道場の幡四十九首、緋綱二条を頒ち下す。以て周忌御斎の莊飴に充てしむ。用了りては金光明寺に収め置きて、永く寺物となし、事に隨いて出し用いしむ。

(『続日本紀』『県史』資料編2-118 原漢文)

神護景雲2年3月1日

北陸道使右中弁正五位下豊野真人出雲言す、佐渡国国分寺を造る料稻一万束、毎年支えて越後国に在り。常に農月に当たりて、夫を差して運漕す。海路の風波、動もすれば数月を経、漂損有るに至れば、復た運脚を徵す。乞う当国の田租を割りて、以て用度に充てんと。

(『続日本紀』『県史』資料編2-150 原漢文)

### 解説

#### 1. 越後・佐渡の国府所在地をめぐって

国府は古代地方政治の中心地であり、都から派遣された国司がそこ（国府の中核をなすのが政庁で、政庁と官衙群からなる地域を国衙ないし国庁と呼ぶ）で国務を執った。

越後国府は、『和名類聚抄』では頸城郡にあったとされる。しかし、『和名類聚抄』の成立は10世紀のことであり、越後の国域が①阿賀野川以北（7世紀後半～大宝2年）、②頸城郡以北（大宝2年～和銅5年）、③頸城郡から磐船郡まで（和銅5年以後）と変化していることからすれば、国府もまた移動しているものと考えられる。①の段階では、慶雲2年（705）に威奈真人大村が越後城司として赴任してくるが、『続日本紀』慶雲3年閏正月5日条では大村は越後国司に任じられたと記される。従って、彼の拠った越後城こそが当初の越後国府であり、その地は淳足柵か磐舟柵が発展的に整備されたものと考えられる。そして、和銅5年に出羽国が越後国から分置されると、越後国の北方経営の役割が出羽国に移管され、国府の移動の機運が出てきた。しかし、頸城郡に移った後の所在地も、直江津・頸南・上越市南部などの説があって、定説をみていない。

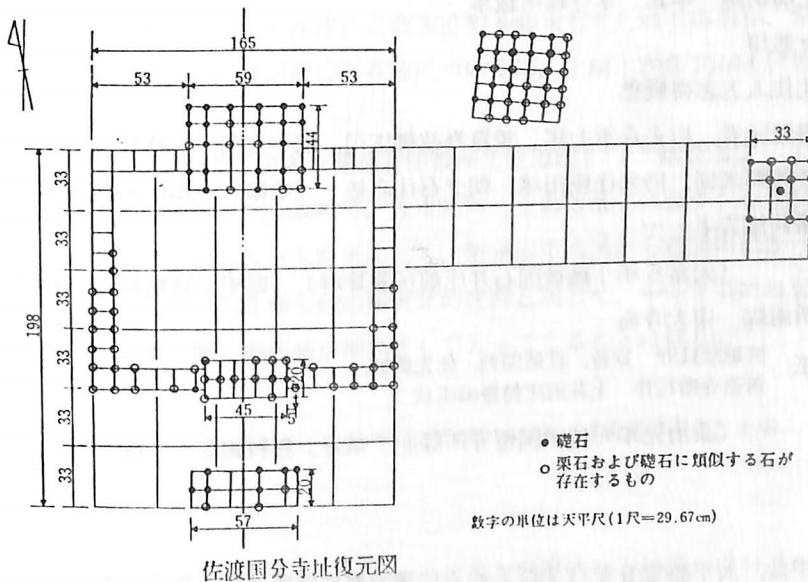
佐渡国府の所在地も『和名類聚抄』に雑太郡にあるとされるだけであるが、地名や国分寺などとの関連で真野町と推定されている。その中で、二重の堀に囲まれた二棟の掘立柱建物が検出された下国府遺跡は、国府の官衙もしくは館舎の一つとみなされて、国の史跡に指定されている。

#### 2. 越後・佐渡の国分寺

天平13年（741），国分寺造立の詔が出されると各國の国分寺・國分尼寺の建造が本格化した。国分寺の完成の時期は国によってまちまちであるが、一般的には国府からさ程遠くない所に、方2町の寺域をもって建てられた。越後国分寺の成立時期も定かではないが、莊嚴具を与えられた天平勝宝8年（756）には成立していたものと考えられる。所在地については国府との関連で様々に模索されている。

その中で近年最も注目されているのは、かつて礎石とおぼしき巨大な石があり、布目瓦も採集されている上越市本長者原である。

一方、佐渡国分寺は真野町大字国分寺にあり、金堂・回廊・中門・大門・塔・新堂の遺構が確認されている。しかし、完成の時期を示す資料は乏しく、少なくとも神護景雲2年（768）の時点ではまだ建築途中であったといえる。同寺の木造薬師如来坐像（重文）は、『延喜式』にみえる「新造薬師仏」に該当する。なお、国分寺の瓦は、真野町経ヶ峰や羽茂町小泊の窯などで生産されたものであることが知られている。



佐渡国分寺址復元図（『県史』通史編1. P 451）

参考文献 『県史』通史編1. P 432～460, 真野町教育委員会『下国府遺跡発掘調査報告書』, 新潟県教育委員会『上新バイパス関係遺跡発掘調査報告』I

#### 活用の留意事項

中央から派遣された国司が国務を執った所が国府である。越後国府の所在地は定かではないが、国域の変遷と関連づけて様々に検討されている。佐渡国府の所在も明確にされているわけではないが、下国府遺跡の発見でほぼ核心にせまっている。こうした状況にふれる一方で、近江・下野などでは、正殿を中心南北に長い東西脇殿を配した国衙政庁の姿が確認されていることを紹介することで、律令制下の地方政府をより具体的に説明することができる。

また、国分寺については、佐渡に具体的な例があるわけであるから、それをもとに地方でどのように作業がすすめられたかを話すことができる。関連しては、佐渡国分寺の人物画像瓦や越後国分寺尼僧法光の社会事業にふれることもできる（『郷土史事典 新潟県』P 34～37）。なお、五智に存在する国分寺は、戦国時代のもので、当初の越後国分寺ではないことを説明する必要もある。

## 資料(5) 石井荘と豊田荘

### (1) 一、越後国

石井庄字吉田

一結解等十一通 一巻条里坪付等 四枚，天平勝宝  
五年四月九日 庄解状一通

(大治5年「東大寺諸荘文書並絵図目録」『県史』資料編2-862)

### (2) 越後国石井庄前司解 申請 本寺政所裁事

言上条々雜事

#### 一、請被裁免住人古志得延愁

右、件得延元者、以去永承七年、兼算為彼御庄司、罷下之間、庄務執行之程、件得延兼算之許捧名簿、從比郷來伺、仍來住成田堵、朝夕召仕之処…(中略)…為不隨、地子乍負、差信濃國、數多百姓諸共逃去者……

(天喜5年「越後国石井庄前司兼算解」『県史』資料編2-627)

### (3) 越後国留守所返牒 東大寺衙

来牒一紙 被載欲且守 宣旨、且依国判、任先例被、  
奉免寺領石井、土井両庄替豊田庄状

(康治元年「越後国留守所牒」『県史』資料編2-904)

## 解説

### 1. 石井荘

東大寺領石井荘は、天平勝宝5年(753)ころに頸城郡に設置された荘園である。所在地は定かではないが、三和村付近とする説が有力である。成立の事情も定かではない。しかし、東大寺領北陸荘園の中では最も長く存続した荘園であり、東大寺の荘園目録には、多数の文書類があったことが記されている。

一般に初期荘園は9世紀以後にめだって衰退していくが、石井荘に対しては天長7年(830)別当寛雲の就任と機を同じくして寺田回復がはかられている。そして永承7年(1052)には、大法師兼算が庄司として下向してくるが、天喜4年(1056)東大寺政所は、兼算の濫行を停止し逃散した住人等を召し集め、荘内の田畠を耕作するよう命じている。これに対して、兼算は翌天喜5年の2月と12月に解文を送って申し開きをしている。この中で、石井荘では近郷から来た田堵古志得延による請負耕作が行われていたことが知りうる。すなわち、名簿を捧げて田堵となった得延は、隣国から浪人を招き寄せて20町余りを開墾したが、結局は地子未納のまま逃亡してしまった。<sup>(1)</sup>兼算と得延の対立の理由としては、得延が兼算の従者を馬盗人として国司に訴えたり、従者でありながら放言してはばからなかったことなどがあげられている。しかし、最大の理由は国衙からの圧迫(課役)の強さであったと考えられている(『県史』通史編1.P 568)。

この後、12世紀に入ると石井荘は「府辺の要地」(康治元年「越後国留守所牒」)という理由で、古志郡土井荘とともに沼垂郡加地郷の地と立替られて消滅した。

- (1) 浪人を招き寄せ、20余町を開田したのは兼算であるという鈴木哲雄氏の批判もある（「越後国石井荘における『開発』と浪人」『日本史研究』303）。

## 2. 豊田荘

石井荘が加地郷の地と立替えられて成立したのが豊田荘である。その時期は、安元元年（1175）の「東大寺領庄庄文書請文」に立券状等が記される長承四年（1135）と考えられている。しかし、立替えの後、その面積をめぐって、15町を主張する国衙と300町を主張する東大寺の間で争論がおこった（永治元年「越後国留守所下文」、康治元年「越後国留守所牒」）。国衙側が本免田は高田保内15町であるとしたのに対して、東大寺側が石井・土井荘の式数300町を要求したためであるが、結果的には東大寺の主張が認められることになった。高田保の所在地については、上越市が新発田市付近かで見解が分かれている。

豊田荘は、建保2年（1214）の「東大寺領諸荘田数所當注進状」（『鎌倉遺文』4-2107）には、田300町（内現作田35町）・山野2,000余町で、佐々木河・下御方などに囲まれた地域であったことが記される。中世の文書にみえる地名なども参考にして、新発田市南部から豊浦町にかけての荘園であったと推定されている。しかし、この荘園も他の阿賀北の荘園と同じく、平安末期には城氏の支配を受け、城氏滅亡後は関東御家人の関（開）瀬義盛が地頭として入ってくることになる。

参考文献 『県史』通史編1.P 517～537, P 564～572, P 582～583 『新発田市史』上巻

### 活用の留意事項

荘園についてふれる時、生徒の関心をよびおこすのに最も効果的な方法は、自分達の生活している地域が何の荘（もしくは国衙領=保）に属していたかを語ることであろう。

ここでは、東大寺領石井荘と豊田荘の概略を記してみたが、初期荘園として設置された石井荘は後に田堵による請負耕作が行われたことが知られ、全国的にも注目されている荘園である。また、豊田荘は成立の事情が明らかで、中世の文書をもとに荘域も推定することができ、関東御家人の入部などについてもふれることのできる荘園である。

豊田荘のような例はほかにも多数あり、各地域の荘園の具体的なありかたを紹介する中で、生徒の理解を深めることができる。

## 資料(6) 上杉謙信家臣団と軍役

天正3年（1575）2月16日の「上杉家軍役帳」（『新潟県史』資料編3-No.840）には、上杉謙信麾下の有力武将39名と軍役として出さなければならない鎧（槍）・手明・鉄砲・大小旗・馬上が記されている。槍は3間の長柄で、春日槍ともいわれた。手明は兵糧を積んだ馬を引く兵士で、甲（兜）・打物（太刀）・籠手・腰指（小刀）で武装した。鉄砲をもった兵士は、笠と腰指だけの軽装である。大小旗は味方の士気を鼓舞し、敵を威嚇する効果があった。馬上は騎馬兵のことである。手明と馬上は、甲・打物・籠手・腰指で武装した。

この「上杉家軍役帳」を一覧表にすると、次の通りである。

人 名	鎧 丁	手 明 人	鉄 砲 丁	大小旗 本	馬 上 騎	計
御中城様（上杉景勝）	250	40	20	25	40	375
山浦殿（村上国清）	170	20	弓5	20	15	20
十郎殿（上杉景信）	54	10	4	5	8	81
上条殿（政憲）	63	15	2	6	10	96
弥七郎殿（琵琶島）	106	15	10	10	15	156
山本寺殿（定長）	50	10	2	3	6	71
中条与次（景泰）	80	20	10	15	15	140
黒川四郎次郎（清実）（同心1人）	125	15	11	11	17	179
色部弥三郎（顕長）	160	20	12	15	20	227
水原能化丸（隆家）	58	10	5	6	8	87
竹俣三河守（慶綱）	67	10	5	6	10	98
新発田尾張守（長敦）	135	20	10	12	17	194
五十公野右衛門尉	80	15	10	8	11	124
加地彦次郎	108	15	10	10	15	158
安田新太郎	90	20	10	13	15	148
下条采女正	32	10	2	3	5	52
荒川弥次郎	32	10	2	3	5	52
菅名与三（同心1人）	47	10	6	6	9	78
平賀左京亮（同心3人）	62	10	7	8	11	98
新津大膳亮（同心2人）	58	10	6	7	10	91
斎藤下野守（朝信）	153	20	10	12	18	213
千坂対馬守（景親）	36	10	2	4	6	58
柿崎左衛門大輔（晴家）	180	30	15	15	20	260
新保孫六	40	15	2	3	7	67
竹俣小太郎	46	10	3	5	6	70
山岸隼人佐	30	10	2	3	5	50
安田惣八郎（顕元）	60	15	5	5	10	95
舟見	70	10	5	6	10	101
松本鶴松（同心8人）	101	15	13	13	16	158
本庄清七郎（秀綱）	150	30	15	15	30	240
吉江佐渡守	76	10	5	6	8	105
山吉孫次郎（豊守）	235	40	20	30	52	377
直江大和守（実綱）	200	30	20	20	35	305

吉江喜四郎（資堅）	60	15	5	10	15	105
香取弥平太	90	15	5	7	15	132
河田対馬守（吉久）	60	20	5	7	15	107
北条下総守（高定）	60	20	7	7	11	105
小国刑部少輔	80	15	10	10	10	125
長尾小四郎（景直）	50	15	3	3	10	81
合 計	3,604	650	弓5 316	368	566	5,509

（上記カッコ内の注は、『新潟県史』『越佐史料』による）

「上杉家軍役帳」によると、上杉謙信の動員兵力は武将39名、槍3,604挺、手明650人、鉄砲316挺（他に弓5張）、大小旗368本、馬上566騎の5,509人であった。しかしこれらに記載されていない武将もいることから、謙信軍団「麾下八千」と伝えられているように、動員可能な兵力は8,000名であったろう。もちろん、このなかには臨時に農民から徵発した地下人や、右筆・医者・馬医・鍛冶・具足師・研師・槍細工・鑄物師・能太夫・出家なども含まれていたはずである。

兵力総数5,509人のうち、鉄砲は316挺で、全体の約17分の1にすぎず、不十分な装備であった。しかも各部隊に配属されていただけで、鉄砲隊として独自に編成されてはいなかった。謙信軍団の主力戦闘部隊は、全体の3分の2をしめる3,604挺の槍隊であった。この軍役で鉄砲15挺以上を出した武将は、上杉景勝20挺、村上国清20挺、柿崎晴家15挺、本庄秀綱15挺、山吉豊守20挺、直江景綱20挺にすぎない。独立した鉄砲隊が編成されるようになったのは、上杉景勝時代である。

謙信の家臣団は、「上杉家軍役帳」によると、次の4種類に大別できる。第1群は上杉・長尾家の一門衆で、上杉景勝、村上国清、上杉景信、上条政繁、琵琶島弥七郎、山本寺定長の6名。様・殿と敬称で呼ばれ、他の武将とは区別されていた。第2群は下越地方の国人衆（揚北衆）で、中条景泰、黒川清実、色部顕長、水原隆家、竹俣慶綱、新発田長敦、五十公野右衛門尉、加地彦次郎、安田新太郎、下条采女正、荒川弥次郎の11名。揚北衆とは、阿賀野川以北の武将のこと、その多くは鎌倉時代に地頭として越後に入部し、在地領主化したもので、半独立の性格をもっていた。ときには守護上杉家・守護代長尾家の領国支配に抵抗した。

第3群は上越・中越地方の国人衆で、菅名与三、平賀左京亮、新津大膳亮、斎藤朝信、千坂景親、柿崎晴家、新保孫六、竹俣小太郎、山岸隼人佐、安田顕元、舟見の11名。下越の竹俣以外は上越・中越地方の武将で、揚北衆よりはやく上杉家の家臣となった。第四群は譜代・旗本の直臣で、松本鶴松、本庄秀綱、吉江佐渡守、山吉豊守、直江実綱、吉江資堅、香取弥平太、河田吉久、北条高定、小国刑部少輔、長尾景直の11名。このうち香取は不明、北条と小国は中越の国人衆、長尾は上野国の長尾一族と思われる。この4名を除いた7名は、謙信の直臣であった。

#### 活用の留意事項

「上杉家軍役帳」により、上杉軍団の総兵力とその装備の状況が理解できよう。信州川中島、関東、北陸への軍事行動の背景にある軍事力である。この上杉家臣団の軍役表により、戦国大名上杉謙信と家臣化した武将たちとの関係などを指導して、戦国大名上杉氏の分国統治のすがたとその限界を考えさせることができる。

## 資料(7) 春日山城とその城下町

### (1) 上杉輝虎、府内・春日の火の用心と春日山城の普請を命ず

〔(略) ふない。かすかのひのようちんの事、かすかのやまのふしんの事、く羅しまつかた、な越へ・  
(荻原) (談合)  
おきハら多んかういたし、かたくこれを申つけへく候、(略)〕  
(『聴濤閣集古文書』永禄5年2月27日。上杉輝虎書状)

### (2) 上杉輝虎、春日山城の普請と死守を命ず

〔(略) 一、志ものくらにいけさせ候代物をも、いつれをも実城におくへく候、とても越前守な  
(直江) (長尾藤景) (景家) (春日山)  
越へ又遠江守其方何もおき候、やかて柿崎にそへ、二人も三人も可返候間、はちか見称の事ハいかに  
(普請) (堅固) (枕)  
もふ志んさへよく候ハハ、ひきあけてもたせ候ニおゐてハ、けんこたるへく候、(略)はちか見称をまく  
らにすへきとおもひきり候ハハ、ことことく志たくの物ともをは、はちか見称におくへく候、ひつきや  
(藏) (談合)  
うハ火事の用心かん要候、くらにおき候もの共にも、たんかう候て、はちか見称ゑあけ、志かとくらに  
(言)  
つめ候て、用心いたすへきよしゆひ付へく候、(略)〕  
(『歴代古案』永禄7年3月4日 上杉輝虎書状)

### (3) 上杉謙信、春日山城の実城、二ノ郭、三ノ郭に塙を造るよう命ず

〔(普請) (堅固) (実城、春日山城)  
〔(略) ふしん心やすく候て、けんこに、みちやうハ申に於よはす、二のくるわ、三のくるわまで、  
(塙)  
へいに申つけへく候〕

(『横沢文書』天正1年5月14日 上杉謙信書状)

### 解説

春日山城は別名を鉢ヶ峰城ともいい、長禄の頃（1457～58）、守護上杉氏の要害として築城され、守護代長尾氏が守ったといわれている。しかし上越地方を抑える要衝の地に立地しているため、すでに南北朝の動乱時代（14世紀中頃）には築城されたことであろう。

春日山城を要害として堅固な構えにしたのは、守護代長尾為景（？～1536）である。普請の時期は、関東管領上杉顕定軍を長森原（南魚沼郡六日町）で撃破した永正7年（1510）以降と思われる。なぜなら永正6年、為景が顕定軍に敗れて越中へ敗走した苦い経験があるため、府中の長尾館と春日山城を堅固に普請したに違いない。「春日山」という語の史料上の初見は、永正10年10月23日の長尾為景書状「上様春日山へ御登城候」（『上杉家文書』）である。やがて為景は春日山城に根小屋を構え、府内の長尾館からここに移った。

天文17年（1548）12月30日、長尾景虎（上杉謙信）は守護代長尾家の家督を相続し、春日山城に入った。景虎書状に「当地春日山へ相移候段」（『上野文書』天文18年1月4日）、「不図令上府、春日山罷移」

(『歴代古案』弘治2年6月28日)とあるごとく、謙信が春日山城に居を構えたことがわかる。

謙信はしばしば春日山城の普請を行っている。永禄3年(1560)8月25日、関東出陣にあたり留守将に送った「在陣留守中継之事」に春日山城の普請を、永禄5年2月27日には関東から府内・春日の火の用心、春日山城の普請、倉始末方を厳命している。さらに永禄5年3月15日にも関東から、重ねて春日・府内・善光寺門前の火の用心を命じている。春日は謙信側近武将の居住地、府内(府中)は参勤武将と有力町人(御用商人)の居住地、善光寺門前は信州から移住した者の居住地であった。この三地区は別個の都市ではなく、春日山城の城下町として行政的に一体性をもっていたのである。

永禄7年3月4日、武田信玄が信越国境に軍を出したという報告をうけた謙信は、関東から留守将に春日山城の普請と城を枕に討死する覚悟で城を守れと厳命し、山麓の居館にあった蔵の代物(武器・弾薬・食糧など)を実城に移動させた。実城とは、近世城郭における本丸の意である。このことから春日山下の根小屋と実城に蔵があったことがわかる。

天正1年(1573)5月14日、謙信は実城・二の郭・三の郭に堀を築造させた。春日山城では、このときはじめて堀が造られたのである。二の郭・三の郭は今日のどの位置か、またどんな堀がつくられたのか、いずれも不明である。このときをもって、春日山城は完成したと考えてよい。

謙信の遺領を相続した景勝は、慶長2年(1597)2月16日、春日山城の普請と御門、橋以下、破損した箇所の修築を命じた(『上杉年譜』)。これが景勝の最後の春日山城普請となったことであろう。

慶長3年(1598)、景勝が会津へ移り、代って豊臣秀吉の功臣堀秀治が越前北庄城から春日山城に入った。秀治の城普請の史料は残っていないが、天和3年(1683)の大豆新田村(上越市大豆)検地帳に「監物堀」「監物土居」「監物堀屋敷」などがある。今日、大豆から中屋敷集落にかけ、監物堀、監物土居と称する中世城郭には見られない屈曲した堀と土居が残っている。堀秀治の家老堀監物直政が近世的な築城法を用いて、春日山城の強化を企図したものであろう。慶長12年、秀治の嗣子忠俊が春日山城を廃し、福島城(上越市港町)に移った。こうして約250年間にわたって上杉家の越後統治の中心となった春日山城は、その生命を終えたのである。

春日山城の城下町は府中(府内)と春日町とに分かれる。府中は府内とも呼ばれ、上越市直江津地区の西本町から五智・国府一帯にかけてであり、春日町は春日山城の山麓、上越市春日地区の春日から中屋敷・岩木一帯にかけての地域である。府中は律令時代、北陸道の要衝で、水門のあったところである。上杉氏時代もそれを継承し、越後の政治・経済・文化の中心地として栄えた。その時期は、上杉憲顕が守護として越後に入った南北朝時代(14世紀中頃)にはじまる。府中には守護上杉氏、守護代長尾氏をはじめ家臣団の館や寺社・町人が集まり、旅人の往来でにぎわった。長尾為景が16世紀前半、館を春日山城の根小屋に移してからも、府中が春日山城の城下町として繁栄をつづけた。上杉謙信時代、府中の中心は御館であった。

長尾為景が16世紀前半、春日山城の根小屋に移り、ここに居住した。やがて家臣や町人も集まり、城下町「春日町」が形成された。「春日町」の名称は、春日神社の門前に形成されたことに由来する。「春日」の文献上の初見は永禄5年(1562)の上杉輝虎(謙信)書状である。このことから城下町春日の形成は、上杉謙信時代の初期と考えてよい。

## 資料(8) 文化人の来越と上杉房定

### (1) 堯蕙の来越

(寛正6年7月)

(薬師如来)

(柿崎町)

明れば八日になり侍りき、御縁日にまかせて、米山へこころざしぬ、はるばるとよちのぼりて、絶頂より瞻望するに、煙水茫々として、山また天涯につらなる、

雲のはのきゆれは山もかなれる波の千里に秋かせそ吹

漸よろぼひ下り侍るに、雲の底に肅寺の鐘の声うづもれ消て、夕の雨もいと身にしみかへり、打はらひ行袖もしほたるれば、漸麓の旅館に蘇息し侍れども、明る夜の空さへ残雨なを暗うして、又立出侍る道

(頸城村花ヶ崎)

に、花笠の里と云幽村あり、愚暗のなぐさめがたきあまりに、(「善光寺記行」『群書類従』所収)

(文明18年)

(上越市)

六月十三日、越後府中海岸につきぬ、京洛にして相なれし正才法師を尋てあまのとまやによをかさぬ、  
此なぎさちかき所に神さびたるやしろあり、参詣しておがみ侍りしにかの社務はながきさといふ老翁出  
(「さき」の誤り)  
てこの御神はむかし三韓御進発のときより北海擁護の神たり、居多明神と申奉る、手向すべきよし申侍  
(上越市五智6丁目)  
しかば、

天の原雲のよそまで八嶋もる神や涼しきおきつしほ風

(至徳寺塔頭)

此国の太守相模守藤原朝臣上杉房定のきこえに達せしより後は、旅泊の波の声をきかず、剩旅館を最勝院といへるにうつされ、樹陰の涼風袖にあるほどなり、(「北国紀行」『群書類従』所収)

### (2) 道興の来越

(文明18年)

(上越市)

(至徳寺内)

七月十五日、越後の国府に下着、上杉かねてより長松寺の塔頭貞操軒といへる庵をてんじて宿坊に申つけ、相模守路次まで迎に來たり、七日逗留、毎日色をかへたる遊覧ども侍り、爰を立侍るよて、  
(「回国雑記」『群書類従』所収)

### (3) 万里集九の来越

(長享2年10月)

越之後州国分寺、五智梁上有一面琵琶、蓋白盲祈而得明眼、掛之於仏前、為靈兆云、  
堂宇如山冠海涯、如來盛五宝蓮華、白盲聞昔得明眼、梁上至今留琵琶

共數僧謁居多大明神靈祠

老樹廟前經幾霜、伴僧六七共傾觴、對神自笑祝帰意、若住何州不故鄉

(「梅花無尽藏」『越佐史料』所収)

### (4) 宗祇の来越

(明応9年)

その秋の暮、こし路の空におもむき、此たび帰る山の名をだに思はずして、越後の國にしたよりを  
(文亀1年)  
もとめて、二とせ計をくられぬと聞て、文亀はじめの年六月の末、駿河の國より一歩をすすめ、(中略)  
(文亀1年12月)  
(國府、上越市)  
(見參)  
なが月朔日頃に越後のこふに至りぬ、宗祇げざんに入て、年月へだたりぬる事など打かたらひ、(中略)  
春をのみ待事にしてあかしくらすに、大雪ふりて日ごろつもりぬ、この國の人だにかかる雪にはあはず  
と佗あへるに、ましてたへがたくて、ある人のもとに祇公、

思ひやれ年月なるる人たにもあはすとうれふ雪の宿りを

かくてしはすの十日巳刻ばかりに、地震おほきにして、まことに地をふりかへすにやとおぼゆる事日に  
いくたびといふかずをしらず、五日六日うちつづきぬ、人民おほくうせ、家々ころびたふれにしかば、

旅宿だにさだかならぬに、又おもはぬやどりをもとめつつ年も暮ぬ、（「宗祈終焉記」『群書類従』所収）

越後守護上杉房定は風雅の道に通じ文芸を好んだため、都の文化人たちが戦乱を避けて相次いで越後府中を訪れた。房定自身も晩年、「常泰」と号して和歌を詠んだ。宗祇が撰した「新撰菟玖波集」に、房定の作品が収められている。常光院堯恵・道興准后・万里集九・宗長・南禪寺永節存伯・飛鳥井雅康などの文化人が、越後府中（上越市五智地区）の土を踏んだ。

### 堀 恵

京都常光院堀恵は『古今和歌集』の伝授をうけた歌人で、『善光寺記行』『北国紀行』の著者として著名である。寛正6年（1465）と文明18年（1486）の二度、越後府中を訪れている。寛正6年、長野善光寺参詣のため北陸道を和歌を詠みながら越後に入った。7月8日、靈峰米山の山頂により登り、薬師如来を拝んだ。下山して花笠の里（頸城村花ヶ崎）を経て善光寺に参詣した。文明18年6月13日、堀恵は善光寺参詣と京都で親交のあった正才法師を訪ねる目的で越後府中に着き、法師とつむる話に夜を重ねた。海岸近くに神さびたる神社があった。参拝したところ、神主はながさき（花ヶ前）という老翁が「この居多明神はその昔、神功皇后の三韓征伐の時から北海擁護の神としてあらたかである」と語った。この話が房定の耳に入ってから、堀恵は最勝院を宿とし、房定の厚遇をうけた。

### 道 興

聖護院門跡道興は関白近衛房嗣の子で、門閥学識が高く、朝廷での権限も強かった。彼は愛國の士でもあり、幕府と古河公方との対立に端を発した関東の騒乱を憂い、「都鄙合体」に一役買った。文明18年（1486）7月15日、奥州へ向かう途中、お供衆200人を伴って越後府中に着いた。守護上杉房定は、自ら途中まで出迎えた。房定の厚遇をうけ、至徳寺内長松寺塔頭貞操軒で宿泊した。七日間滞在し、毎日趣をかえた遊覧を楽しんだのち、関東へ去った。

### 万里集九

万里集九は京都相国寺の僧で、横川景三と並び称される詩文の大家であった。漢詩文集『梅花無尽藏』は、集九の著書である。長享2年（1488）8月14日、江戸を発して三国峠を越えて越後に入った。10月11日、柿崎を発ち、海岸伝いに府中に向かった。途中、激しい雨にあい、ずぶぬれになって府中にに入った。13日、守護上杉房定に会見し、栗毛の馬を献上した。府中に滞在中、越後国分寺・居多大明神・円通寺・夢想国師の井戸・安国寺などの名所を見物した。

### 宗 祇

連歌師宗祇は上杉房定・定昌などと文芸の交わりが深く、しばしば越後府中を訪れている。明応9年（1500）7月5日、越後を死に場所と決め、越後へ下向した。文亀1年（1501），この年は近年にない大雪であった。そのうえ12月10日午前10時頃、大地震にみまわれた。しかも5・6日も余震が続き、家が倒壊し多くの死傷者が出了。宗祇と宗長は泣き面に蜂の喻えのごとく、転々と旅宿を替えているうちに、文亀2年の正月を迎えた。越後を終焉の地と覚悟して下向したのであったが、足かけ3年にわたる滞在になってしまった。これ以上、越後の人たちの情にすがっているわけにもいかず、宗祇は宗長と知人を頼って美濃国（岐阜県）へ旅立った。

### 活用の留意事項

文化人の越後来歴史料を通じて、戦国期の越後府中の様子、文化の地方伝播を生徒に理解させる。

# 資料(9) 新潟県内の城跡

## (1) 新潟県内のおもな城・城主名及び所在地

城跡名	城主名	所在地
青木城（県史跡）	青木本間氏	佐渡郡新穂村青木
赤田城	斎藤朝信	刈羽郡刈羽村赤田町方
赤谷城	小田切三河守	新発田市上赤谷
荒戸城（県史跡）	（上杉景勝時代、深沢利重）	南蒲原郡湯沢町神立
五十嵐館（県史跡）	（鎌倉時代、五十嵐小豊治）	南蒲原郡下田村飯田
五十公野城	五十公野右衛門尉	新発田市五十公野
板木城	榆井親忠、金子尚綱	南魚沼郡大和町雷土
犬伏城	（上杉景勝時代、小森沢政秀）	東頸城郡松代町犬伏
大葉沢城	鮎川盛長	岩船郡朝日村大場沢
小木の城	松本景繁、板屋修理亮	三島郡出雲崎町相田
大井田城（県史跡）	（南北朝時代、大井田氏経）	十日町市中条
柿崎城	柿崎景家、晴家	中頸城郡柿崎町柿崎
加地城	加地春綱、秀綱	新発田市宮内
春日山城（国史跡）	長尾為景、上杉謙信	上越市中屋敷
潟上城	潟上本間秀敏、秀興	佐渡郡新穂村潟上
金山城	金山氏	北蒲原郡加治川村金山
樺沢城（県史跡）	栗林政頼	南魚沼郡塙沢町樺野沢
北条城	北条高広、景広	柏崎市北条
黒川城	黒川実氏、清実	北蒲原郡黒川村下館
黒滝城	黒田秀忠、山岸隼人佐	西蒲原郡弥彦村麓
護摩堂城	（上杉景勝時代、甘粕景継）	南蒲原郡田上町田上
蔵王堂城	堀直奇	長岡市西蔵王
坂戸城（国史跡）	長尾房景、政景	南魚沼郡六日町坂戸
鮫ヶ尾城（県史跡）	堀江宗親	新井市宮内
猿毛城	（上杉景勝時代、上野九兵衛尉）	中頸城郡柿崎町城の腰
雜太城	雜太本間泰高	佐渡郡真野町竹田
椎谷陣屋（県史跡）	（江戸時代、堀直央）	柏崎市椎谷
下倉山城（県史跡）	福王寺孝重	北魚沼郡堀之内町下倉
新発田城（国建造物）	新発田長敦、重家（江戸時代、溝口秀勝）	新発田市大手町
上条城	上条定憲、政繁	柏崎市黒滝
栖吉城（県史跡）	長尾景信	長岡市栖吉町
高城	長尾藤景	南蒲原郡下田村森町
高田城（県史跡）	（江戸時代、松平忠輝）	上越市本城町
竹俣城	竹俣慶綱	新発田市上三光
津川城（県史跡）	金上盛備	東蒲原郡津川町津川
天神山城	小国刑部少輔	西蒲原郡岩室村岩室
柄尾城（県史跡）	本庄実乃、秀綱	柄尾市大野
鳥坂城（国史跡）	中条藤資、景資	北蒲原郡中条町羽黒
長峰城	（江戸時代、牧野忠成）	中頸城郡吉川町長峰
夏戸城	志駄春義	三島郡寺泊町夏戸
新穂城（県史跡）	新穂本間氏	佐渡郡新穂村下新穂
根知城（県史跡）	村上義清	糸魚川市根知根小屋
直峰城（県史跡）	（上杉景勝時代、樋口兼豊）	東頸城郡安塚町安塚
旗持城	（上杉景勝時代、佐野清左衛門尉）	柏崎市米山町
鉢盛城	千坂景親	北蒲原郡笛神村女堂
羽茂城（県史跡）	羽茂本間高季	佐渡郡羽茂町羽茂本郷
稗生城	平子朝政	小千谷市稗生

平林城（国史跡）	色部勝長、顕長	岩船郡神林村葛籠山
節黒城	上野家成、長安	中魚沼郡川西町新町新田
不動山城	山本寺定長	糸魚川市越
府屋城	大川将長、長秀	岩船郡山北町府屋
榎形城	甘粕長重	三島郡越路町飯塚
箕冠城	大熊朝秀	中頸城郡板倉町山部
村上城（県史跡）	本庄房長、繁長	村上市本町
本与板城（県史跡）	飯沼頼清	三島郡与板町本与板
安田城（県史跡）	安田長秀	北蒲原郡安田町保田
安田城	安田景元、顕元	柏崎市安田
与板城（県史跡）	直江実綱、信綱、兼続	三島郡与板町与板
吉岡城	吉岡本間氏	佐渡郡真野町吉岡

新潟県のおもな城と城主名を記した。城主名欄の（ ）以外の人名は、上杉謙信時代の武将である。

## (2) 新潟県内の城跡の分布図

(花ヶ前盛明作図)



### 解説

新潟県の城館跡のうち、国指定は春日山城・坂戸城・鳥坂城・平林城（以上、史跡）、新発田城（建造物）の5件、県指定は高田城・鮫ヶ尾城・直峰城・根知城・椎谷陣屋・荒戸城・権沢城・下倉山城・大井田城・栖吉城・柄尾城・与板城・本与板城・五十嵐館・津川城・安田城・村上城・羽茂城・青木城・新穂城（以上、史跡）の20件、合計25件である。

新潟県の中世は、鎌倉時代、関東御家人の入国ではじまった。彼らは館（住宅）のまわりに土塁と堀をめぐらし、付近の峻険な山に城砦（要害）を築いた。中条氏の鳥坂城（北蒲原郡中条町）、色部氏の平林城（岩船郡神林村）、本庄氏の本庄城（村上市）、本間氏の雜太城（檀風城、佐渡郡真野町）などがそれである。足利尊氏による室町幕府が成立し、守護上杉氏、守護代長尾氏が入国すると、鎌倉時代から勢力を拡張してきた揚北衆（中条・色部・本庄氏など）と抗争を展開することになる。

上杉謙信の父長尾為景の時代、越後は下剋上の戦国時代を迎える。戦争が激化すると、武士は要害の山麓に館を移した。これが要害と館が一体化した根小屋城郭である。戦国時代の武士の居城の多くはこの形式で、上杉謙信の春日山城（上越市）、上田長尾氏の坂戸城（南魚沼郡六日町）、古志長尾氏の柄吉城（長岡市）、本庄氏の柄尾城（柄尾市）、羽茂本間氏の羽茂城（佐渡郡羽茂町）などは、その代表的なものである。今日、城山に登ると、郭（曲輪）・空堀・土塁・石垣・軍道・木戸・門・馬場・井戸の跡など、戦国時代の遺構をみることができる。新潟県内の大部分の城跡は、戦国時代のものである。天正6年（1578），上杉謙信が死去すると、御館の乱がおこった。この乱で越後の山城の多くは、争奪戦の場となった。荒戸城（南魚沼郡湯沢町）、樺沢城（南魚沼郡塩沢町）、直峰城（東頸城郡安塚町）、鮫ヶ尾城（新井市）などである。

慶長3年（1598），上杉景勝が会津（福島県）へ移り、新潟県の中世は終った。江戸時代、越後は11の中小藩が分立した。もはや城郭は軍事上というよりも、領国統治の行政庁となった。そのため政治上・経済上の中心地に大規模な平城が築かれた。城下には家臣団・社寺・町人を集め、城下町が形成された。城郭は戊辰戦争で兵火にかかったり、そののちの近代化で多くが失なわれた。わずかに新発田城（新発田市）、村上城（村上市）、高田城（上越市）、椎谷陣屋（柏崎市）などが、昔日の面影をとどめる貴重な存在となっているのである。

#### 活用の留意事項

新潟県におけるおもな城・城主名一覧表とその分布図を活用し、身近かにも戦国期の遺跡があることに気づかせる。夏季休業などをを利用して、現地調査や学習会などを行ない、中世の城について体験をおして理解させることができ望ましい。又、分布図等を活用して、戦国期の越後の分立状態を概括的に指導することも出来よう。

新潟県内各地に残る城跡については、『新潟県中世城館跡等分布調査報告書』（新潟県教育委員会、昭和62年）に、県内の455城跡について、城郭遺構図、地形図と共にその城の概要について、一城跡ごとに調査結果が報告されている。本資料とあわせて活用されたい。

## 資料 (10) 城下町・高田

### (1) 正徳2年(1712)の高田町各町の状況

町名	職業構成	井戸数	名主
伊勢町	特になし	37	西沢 藤右衛門
出雲町	塗師屋・楕巻屋・紺屋の形付(各1)	56	同上
関町	紺屋(6), 桧物屋(2), 風呂屋・曇屋・仕立屋・塗師屋・紺屋の形付(各1)	107	森 弥三左衛門
春日町	紺屋(4), 塗師屋(2), 素読指南・手習師匠(浪人各々1), 湯屋(1) 来往の人足は春日町一町にて勤來候, 雜穀商売の証文持來候, 馬市六月十日より廿五日まで相立申候	171	江崎 一郎兵衛 原 与一郎
上藏番町	紺屋(1)	8	同上
上紺屋町	紺屋(1)	12	同上
府古町	紺屋(1)	21	渡辺 七左衛門
横町	旅籠屋(21), 紺屋(4), 曙屋・仕立屋(各1)	36	同上
呉服町	旅籠(8, 内5軒宿相勤申候), 仕立屋(7), 八百屋(6), 表具屋(3), 筆屋・曇屋(2), 手習師匠(浪人1), 秤屋・蠟燭屋・塗師屋・古道具壳 ・町料理人(各1) 茶町由緒書御証文有之候	65	丸山 長右衛門
上小町	信州問屋(7), 仕立屋(4), 菓子屋(3), 筆屋・箸屋・とき屋(各1), 手習師匠(浪人1), 十八年以前上小町一町へたはこ小売被仰付候, 諸問屋商売船宿信州人馬宿 [欠] ともに先規御代々より被仰付候	56	河栗 太右衛門
中小町	小町三町と申候て諸問屋商売船宿信州人馬宿・塩四十物渡壳小売ともに 先規御代々より被仰付候, 信州問屋(10), 四十物屋(3), 儒者(浪人1), 絵師・町料理(各1)	49	同上
下小町	旅籠(30), 縮問屋(6), 蠟燭屋(5), 松平長門守様御本陣(1), 信州問屋・謡師・菓子屋・五器屋・筆屋(各1)	67	中村 平兵衛
土橋町	町料理人(1)	26	金子 惣三衛門
( )	町料理人(1), 手習師匠(1), 小 (浪人各2)	51	同上
善光寺町	材木屋・表具屋(各2), 風呂屋・楕巻屋・筆屋・傘屋・さし物屋・竹とう し屋・塗師屋(各1)	37	千種 五左衛門
( )	桧物屋・紺屋(各1)	61	金田九郎左衛門
下稻田町	紺屋(6), 桧物屋(1)	51	同上
須賀町	特になし	6	片岡 佐左衛門
両替町	曇屋(5), 井土掘(2), 湯屋(1)	12	同上
上田端町	肴商売致來候, 先代御証文頂戴仕候, 考小売者(71), 考問屋(6), 考直 段番(4), 信州出肴改横目・紺屋(各1)	33	同上
桧物屋町	桧物屋(15), 湯屋(1)	25	浦野 次郎三郎
下田端町	古来より肴商売仕候, 考小売者(74), 考問屋(6), 直段番(4), 湯屋(1)	66	同上
杉森町	井戸掘・かさり屋・蠟燭屋・湯屋(各1)	25	笠木 市兵衛
桶屋町	御城廻り桶細工之儀, 桶屋役致來候, 籠屋(2)	43	小森 清兵衛
本杉鍛冶町	紺屋・風呂屋・井土掘(各1)	23	同上
本大工町	手習師匠・紺屋(各1)	27	金沢 市右衛門
元府古町	紺屋(1)	10	同上

町名	職業構成	井戸数	名主
大鋸町	紺屋(2), 井土掘(1)	56	嶋村 紋左衛門
宮大工町	紺屋(3)	24	同上
( )	紺屋(4), 蟻燭屋(2), 風呂屋(1)	33	中村 宅右衛門
稻田鍛冶町	紺屋(2)	52	吉田七郎右衛門
鍋屋町	鍋屋(11), 紺屋(1)	37	同上
稻田町	特になし	( )	金田九郎左衛門
( )	仕立屋(1), その他不詳	( )	中村 平兵衛
下紺屋町	紺屋(2), 子屋・椀屋・蟻燭屋・足袋屋(各1)	( )	千種 五左衛門
長門町	材木屋(5), 絵師並表具師・紺屋・風呂屋・さし物屋・箸屋・井土掘(各1)	( )	村田 伊左衛門
中屋敷町	紺屋(8), 蟻燭屋・仕立屋(2), 風呂屋・とき屋・塗師屋・傘屋(各1)	153	大塚 清右衛門
直江町	雑穀商仕来申候, 荘草問屋等も御座候, 手習師匠・紺屋(各2), 萱屋根ふき・さし物屋(各1)	60	中村 宅右衛門
本誓寺町	穀商壳 [ ]	( )	同上
刃物鍛冶町	刃鍛冶・仕立屋・鍋のいかけ・湯屋(各1)	32	兼広 久助
陀羅尼町	山木丸太商(5), 紺屋・塩問屋(各2), 町料理・からかさ挑灯張り・蟻燭屋(各1)	78	古木 市左衛門
新田町	特になし	22	同上
上職人町	さや師塗師屋(10), 挖物屋・金具屋・研屋・柄巻屋・乗物屋・挑灯張り合羽屋・挑灯屋(各3), 仕立屋・筆屋・紺屋(各2), 鞘師・塗師屋・紺屋の形付・絵師・刃物鍛冶・箸屋・萱屋・縫屋(各1)	56	荒川 五兵衛
下職人町	とき屋(7), 萱屋・さや師塗師屋(各3), 挖物屋・金具屋・紺屋の形付・さし物屋(各2), 紺屋・合羽屋・やくわん屋・絵師表具屋・仕立屋・傘屋(各1)	64	同上
44町		1848	24名

(『新潟県史』資料編6「正徳年間高田町各町の記録」より作成)

## (2) 松平中将時代の高田城下の図

(高田市教育会編『高田市史』(大正3年)所収図)



## 解説

### (1) 高田城の建設

慶長3年（1598）正月、秀吉の命により上杉景勝は会津移封となり、そのあとに越前北庄（福井）から堀秀治が入り越後を支配した。上杉遺民一揆、関ヶ原の戦いなどの後、堀氏は太閤取立の大名であることから、徳川氏の疑心を解消するために春日山城を廃して平地に居城を移すこととした。堀直政は荒川と保倉川の間にひろがる日本海に面した福島村に新城を築城（竣工は慶長12年）して、その城に移った。この城は福島城と称された。この福島城を中心とした福島藩時代は慶長19年までの8年間続いた。慶長15年（1610）2月、堀氏改易により松平忠輝が入封した。忠輝は、福島城が洪水の害を受けやすいためなどにより、更に別の地に新城を築城することとした。慶長19年（1614）3月、福島城から南2里（8キロ）ほど離れた菩提が原の地に新城を築城することとなった。普請總裁に伊達政宗が当り、人足総勢10万余の人々を動員して、その年の7月初旬に竣工した。

忠輝は、府中直江津から神社、寺院、諸設備や町人を高田の地に移住させ、高田城下をととのえた。直江津町に残った人は、船頭、漁師、百姓ら460戸ほどしかなかった。以後、近世を通じて高田町は高田藩の城下町として発展した。

### (2) 高田城下町の整備

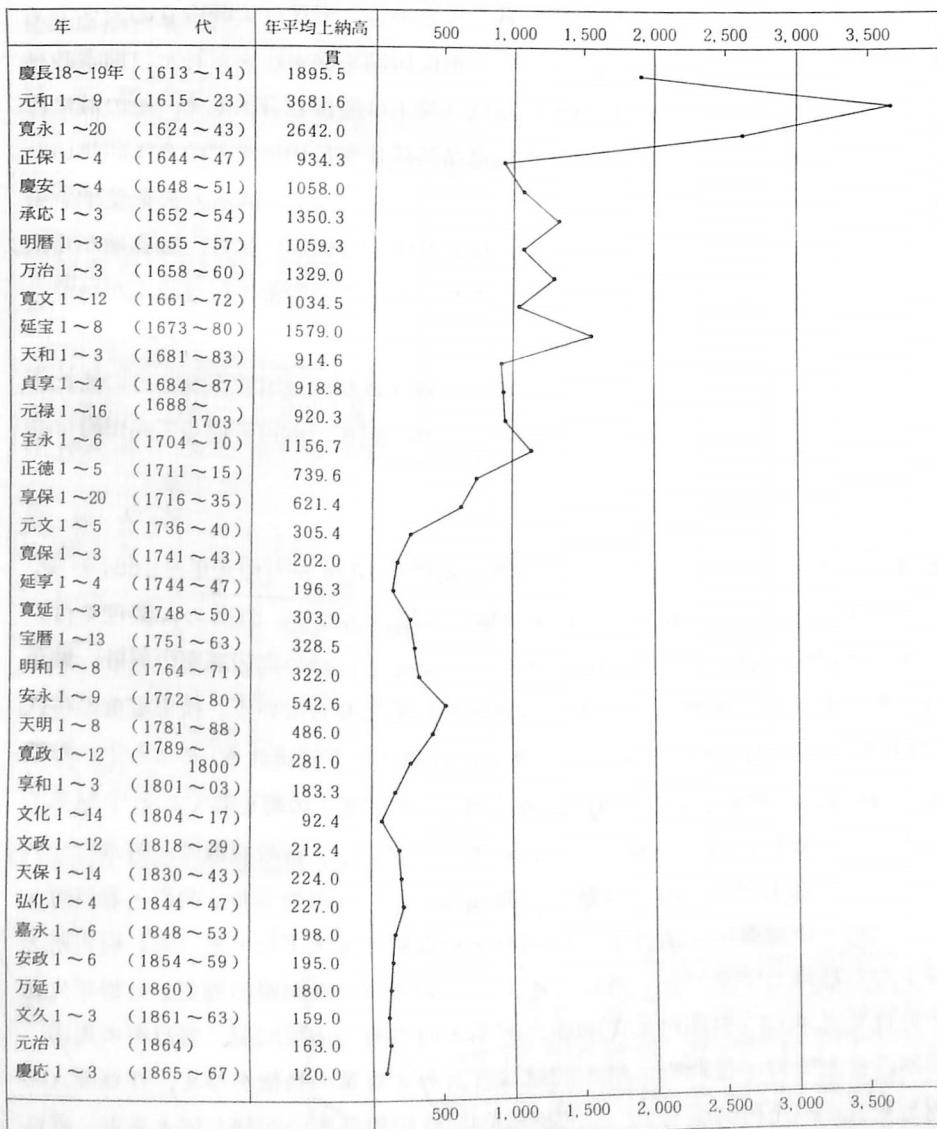
高田町が城下町として整備されるのは、松平光長の時代（寛永元年＝1624～天和元年＝1681）で、光長は特に寛文5年（1665）の大地震後、城敷及び寺社・町屋の再築にあたり、市街の大整理を行い市の現形が定まった。「松平中将時代え高田図」（『高田市史』）によると、城の周辺を家中屋敷、城から西方に向かって家中屋敷一町人町一家中屋敷一寺町という変則的な形になっている。松平定重の時代、正徳2年（1712）の「正徳年間、高田町各町の記録」（『県史資料編6』下記統計表）によると、町数は44町（落丁部分から推定、『新潟県の地名』では40町）、井戸数1848（落丁の町を除く）名主24名であり、名主の中で数町の名主の中で数町の名主を兼任している者が16名いる。行政組織は、町奉行一大仲使役一町年寄（4名から7名）一名主で、各町には数人の組頭がいた。各町のうち、関町・春日町・紺屋町・小町・善光寺町・長門町・中屋敷町・直江町・田端町・杉森町・本大工町・本（元）府古町・寄大工町・鍋屋町は福島城下から移転して来たという伝えをもっている（『新潟県の地名』）。松平光長は、商業政策を前代からの方針を継承し、田端町に魚問屋、関町・府古町の宿場問屋、春日町に馬市、茶町に茶問屋、小町に諸問屋、善光寺町・長門町に材木問屋など、専売専業の特権を与え、在郷商人の商売を厳禁し、直江津の商業利益を高田町に転じた。「正徳年間、高田町各町の記録」によると、直江町・本誓寺町の穀物商、上小町のたばこ小売なども特権に該当するのではなかろうか。

### 活用の留意事項

城下の絵図と現在の地形図を対比させ、城下町の構造的特色を把握させる。また、計画的に町割りされた城下に、武士や商工業者が集められ、政治、軍事・経済の中心となった近世城下町のすがたを城下絵図等で理解させる。町人に対する営業特権など町人に対する保護政策などを通じて、近世大名の経済政策の特色についても指導する。

## 資料(11) 江戸幕府と佐渡金銀山

### (1) 佐渡産出金銀の江戸への年平均上納高



銀、灰吹銀、筋金、焼金、砂金の上納高を同年号ごとに加算し、年平均を算出。

田中圭一『佐渡金銀山の史的研究』「佐州山出金銀江戸上納高(一)」より作成

### (2) 安永七年閏七月 無宿水替請取記録

閏七月五日、無宿のもの江戸表より六拾人、目籠に入、道中御証文にて、御代官風祭甚三郎、大屋四郎兵衛手代共三人宰領し、越後出雲崎より佐州小木湊へ着船す。兼て山方役目付を小木へ遣し置、翌六日御代官手代より無宿共を請取、相川へ至り銀山内において、目籠打破り、法度の趣を申し聞かせ、小屋場へ入日數十日ばかり休息なさしめ、夫より隔日に敷内へ入て、水替人足をなさしむ。六十人の内二人は道中にて死し、残り五拾八人来る。

(舟崎文庫「佐渡年代記」六『新潟県史』資料編9・近世四所収)

## 解 説

佐渡の金銀山は、相川のほかに鶴子、西三川などに存在した。鶴子銀山は16世紀にヨーロッパの銀需を増に応じて活況を呈した。相川の金銀山は、慶長5年（1600）田中清六の経営を機に大発展をした。佐渡金銀山の最盛期は江戸時代初期の慶長・元和期で、金銀の幕府への上納高の最も多い元和9年（1623）には、銀、灰吹銀、筋金、砂金などを合わせて、6,072貫余を上納した。

金山最盛期のころは、相川町に、鉱山労働者や、米、炭、木材、紙、油、鉄などの市民の消費物資や鉱山用資材など、多くの人々や物資が佐渡に流入した。こうした人々や物資を運ぶ船が1日20数隻も入港したという。また、江戸時代前期の相川町商人の出身地は、次表にみられるとおり、大坂、堺、京都など各地から相川に移住して商業活動を行っていた。佐渡金山最盛期には各地から、金銀の採掘をめざして移住者が後をたたず、佐渡への渡海を押しとどめる領主の努力もみられた（慶長10年8月佐渡渡海につき堀秀治の書状『県史資料編9・近世4』所収）。

佐渡金銀山は寛永期以後急速に衰えるが、特に享保期以後は回復のきざしもなく、幕末まで衰退の一途をたどった。

寛永期の相川町商人の出身地  
(相川屋敷地子帳より)

出身地	人 数	出身地	人 数
大坂	27人	京都	9人
越前	13人	伊勢	7人
尾張	13人	越中	7人
堺	13人	播磨	6人
近江	6人		
合 計			102人

### 近世前期の佐渡金銀山経営の推移

① 田中清六の時代 田中清六は近江国高島郡田中下城出身の商人。慶長5年（1600）から慶長8年（1603）まで経営に当る。特定の金穿りが、鉱区を独占する従来の経営をやめさせ、誰でも、どこでも、自由に試掘抗を掘ることを許可した。鉱脈を発見した人には、それまでの経費を償うにたるだけの鉱石を自由に掘りとらせ、その後10日間の日数を区切ってその鉱区の運上額を入札で競わせ、入札値の最も高い人にその鉱区の採掘を許可した。入札した運上額さえ納めれば、期間内にいくら掘ってもかまわなかった。金穿りのために越後などからの移住者がこの期間に激増した。この運上入札制による経営は、乱掘により鉱山をいちじるしく荒廃させた。

② 大久保長安の時代 甲斐出身、武田氏滅亡後駿河に来て大久保忠隣につかえる。慶長8年秋から佐渡代官頭を任せられた。大久保の金山経営は、山師が経営困難な鉱区は、陣屋から大工などを派遣して工事を行わせ、工事完了後は、山師がそのまま鉱区を掘り、掘った鉱石の売却代金の4割を公納6割を山主が保留した。大量の鉱山必要物資は、大久保長安によって諸国から移入し、無料で山主に与えた。山主の生産した鉱石は10日間ごとに集計して、給付した物資などを勘案して、山師と陣屋で分けあつた。こうした、物資の公給制と荷分け制により、大久保長安は、田中清六時代より、より直接的に鉱山を支配することになった。この制度でも、鉱区を次第に深く掘り進む中で、経費がかさみ、公給物資が増大して、鉱山経営は困難となった。慶長18年（1613）長安の死により経営方針が転換された。

③ 幕府の直接経営 慶長18年（1613）長安の死後、家康は佐渡金銀山の直接経営にのり出した。特に元和3年（1617）以後は、幕府老中自から佐渡金銀山の経営に当った。幕府は物資の公給制を廃止して、前貸制度を取り入れ、生産した鉱石は、その二分一を公納させた。後、公納率を改正して、鉱石1,000荷以下の場合は産出鉱石の四分一（鉱石1荷は5貫目）、1,000荷以上の場合は産出鉱の三分

一に改ため、山師を保護した。

### 金銀山のおとろえと幕政の転換

金銀山は、資料(1)にも見られるとおり、寛永期を過ぎると衰退の一途をたどる。衰退の理由は、鉱石のある場所が、年ごとに次第に深くなり、運搬や水替の費用がかさんだことや、銀の国際価格が下落を続け、鎖国体制が整い次第、銀需要が一時的に減退したことなどによった。

金銀山の衰退と共に、多量の資材や消費物資が不要になり、佐渡に向けての物資を、別な地域に売りさばかねばならなくなった。このため、佐渡向けの越後、出羽などの産物は新しい市場を求めて、大坂や京都へと移出され出した。西廻り航路の整備にともない、佐渡の小木港は、単に佐渡と越後を結ぶだけの港から、直接大坂など全国的商品経済圏の中に組み込まれていった。

寛文6年（1666）には、元和期以降佐渡から他国へ出ることの禁止も解かれ、余剰労働者は島外に流出し始めた。この時期、相川町の人口が4万人から約3万人にも減少した。又、寛文12年（1672）には、佐渡の年貢米15,000石が、はじめて他国で売りさばかれた。金銀山のおとろえは、佐渡統治策を変換させ、佐渡の産業経済に大きな影響をあたえた。金銀山は、幕府の投資による鉱山経営改善の努力が続けられたが、近世初期にみられた盛況はついに再来せず、宝暦・明和期以後は、幕府によって、採算のとれない経営が続けられた。

### 無宿水替人

採算のとれない鉱山経営を維持するため、経費の節減がはかられた。その一策として、労働者の賃金を軽減するために導入されたのが、江戸からの無宿水替人である。資料(2)はその資料である。佐渡に送られた無宿水替人は、安永年間から文久年間までに約3,000人が送られたという。きびしい労働のために作業中の死亡や、逃亡、あるいは徒党を組んでの反抗があいついだ。

参考文献 新潟県『新潟県史』資料編9・近世4

田中圭一『佐渡金銀山の史的研究』刀水書房

田中圭一『天領佐渡』村の江戸時代史(1), (2) 刀水書房

田中圭一『佐渡金山』（教育社歴史新書）教育社

### 活用の留意事項

幕藩体制成立期の指導、特に幕府直轄地（天領）の一つである佐渡金山の指導時に活用する。資料の(1)では、近世初期の上納高とその後の金山の衰微を読みとらせる。資料(2)は近世後期の金山衰退の中での幕府の鉱山経営の一端を示すものである。金銀山の盛衰が幕府の佐渡支配の推移や島の社会経済に与えた影響は大であった。幕府の金山支配の状況とそれにともなう佐渡の社会的変化発展は、上記参考文献、特に『天領佐渡』(1)(2)に詳しい。又、佐渡金山における生産・労働の実相は、『新潟県史』資料編9近世4の付録「銀山勝塚稼方諸図」に詳細にえがかれてある。

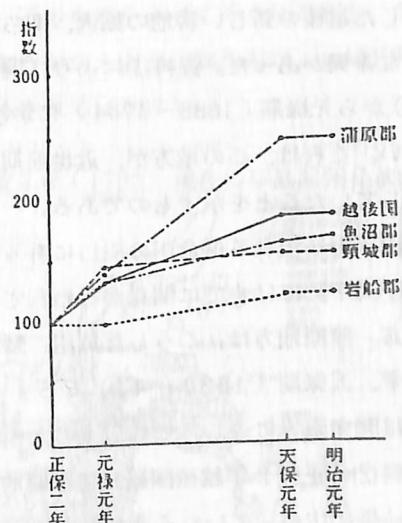
## 資料 (12) 越後の新田開発

### (1) 越後国 郡別村数・石高・指数比較表

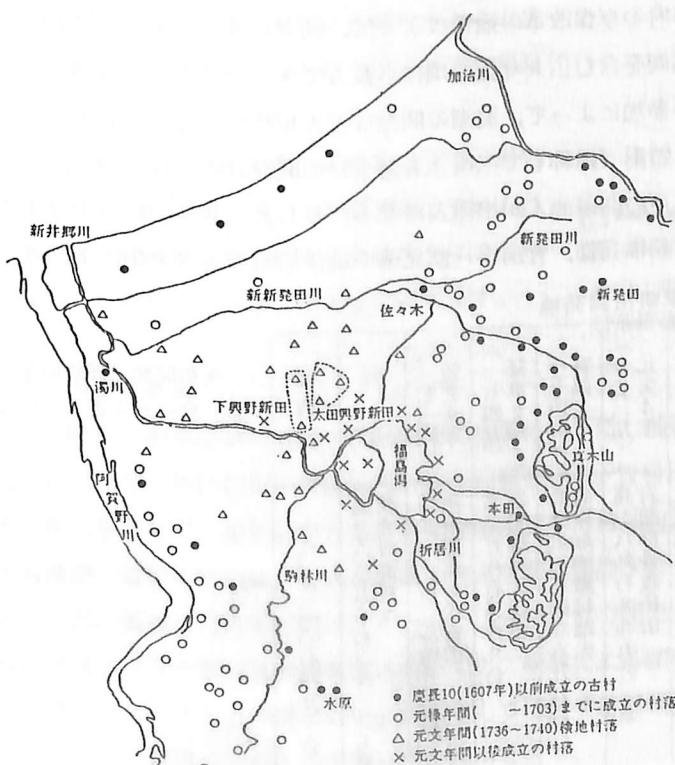
	正保 2 年	元 錄	天 保	明 治
越後国 総計	611,204.427 指 数 100.0	3,964石 816,775石 133.6	4,051石 1,142,555石 186.9	4,367,142石 1,149,017石 188.0
頸城郡	141,027.44 100.0	1,087石 206,834石 146.7	1,093石 224,528石 159.2	1,152,110石 224,549石 159.2
刈羽郡	48,186.261 100.0	191石 69,986石 145.2	190石 75,500石 156.7	200,137石 76,046石 157.8
三島郡	52,401.107 100.0	214石 68,876石 131.4	224石 77,727石 148.3	256,137石 78,511石 149.8
吉志郡	45,160.025 100.0	217石 45,039石 99.7	258石 69,545石 154.0	290石 68,752石 152.2
魚沼郡	60,107.548 100.0	580石 80,827石 134.5	409石 100,305石 166.9	420,117石 102,622石 170.7
蒲原郡	214,873.885 100.0	1,432石 301,709石 140.4	1,612石 534,468石 248.7	1,807,177石 537,358石 250.0
岩船郡	49,204.021 100.0	243石 48,501石 98.6	250石 60,478石 122.9	242,167石 61,176石 124.3

(備考) 越後国は秀吉時代39万0770石、慶長3年堀秀忠へ知行宛行にあたり1割半分増45万石となった。

(典拠) 本表は内務省官録「正保・元録・天保・明治村高比較表」による。  
指數作製にあたっては、元録、天保、明治をそれぞれ元年として計算した。



### (2) 福島潟周辺村落の年代別成立分布状況



武田広昭「新発田藩領域からみた福島潟における新田村落構造」所収

## 解説

近世初期、慶長3年（1598）の越後の石高が45万石から、明治初年には、114.9万石にも達したことが、資料(1)によってうかがえる。近世全期を通して、越後一国の石高が、およそ2.5倍にも増加した。こうした越後の新しい耕地の拡大、即ち新田の開発は、地域によって、開発の時期や開発の方法などに大きな差異があった。資料(1)により、開発の推移を郡別にみると、魚沼、頸城地方は正保年間（1644～48）から元禄期（1688～1704）にかけて、開発増加率が高いが、江戸時代中期以降は開発のテンポが遅い。これは、この地方が、近世前期においてすでに当時としては開発可能な限界にまで新田開発が進行していたことを示すものである。

高田平野を流れる保倉川の川口にあった潟湖の大規模な開発で知られる大瀧野の新田開発は、寛永14年（1637）にはすでに開発が行われていた。

一方、蒲原地方は、こうした魚沼、頸城地方の開発に比較して、近世中期以降も新田開発の衰えは見られず、天保期（1830～44）ころまで開発の進展が緩むことがなかった。この蒲原地方も、天保期以後は開発限界に達し、それ以上の大きな開発は明治期を待たねばならなかった。

資料(2)の正保2年越後国絵図で蒲原地方を概観すると、紫雲寺潟、福島潟、鎧潟などの潟湖が、下越地方一帯に広がっていたことがわかる。こうした湖は、元禄期の国絵図にもえがかれている。これらの湖は、主として近世中期以降に開発がすすみ、そのために新田の増加が近世後期に至るまで続いた。

近世中期以降の開発には、前期にはみられなかった、開発の新しい担い手として町人や地主が登場した。又、新田開発をめぐる政治的条件や開発の技術にも違いがみられた。江戸時代の第二期の新田開発ブームは、元禄期に畿内から始まり、幕府の享保改革の政策によって、開発の波が全国的に広がったとされている。この開発の波が、蒲原の潟湖を含む広大な低湿地にも及んできたのである。経済的に力をたくわえた町人や大地主の新田開発への参加によって、潟湖の開発など大規模な開発が行われた。例えば、西蒲原地方にあった、田潟、大潟、鎧潟（総称して三潟とも言う）の開発計画には、越後国外の武藏国多摩郡中野村の名主堀江安兵衛や江戸の問屋商人が出願人になったりした。北蒲原地方の紫雲寺潟開発も、信州高井郡米子村出身の町人竹前権兵衛、竹前小八郎兄弟や越後柏崎の町人宮川四郎兵衛や新

宮川四郎兵衛家新田開発地

開発年代	同年 元禄16年（1703）	同年 享保4年（1719）	同年 享保6年（1722）	享保年間 享保20年（1735）	享保年間 元文4年（1739）	享保年間 寛保元年（1741）	同年 延享2年（1745）	同年 元文元年（1736）	同年 元文元年（1736）	高合計	
開発地及び村高	刈高四〇石六斗三升六合 羽郡上条組郷ヶ原新田	高七五石二升二合 郡上組宮川新田	高四一石七斗六升九合 蒲原郡門出新田	三高九六石九斗六升九合 鶴郡新田	刈高一九石六斗四升五合 羽郡苔嶋新田	高四六石三斗四合 沼郡宮沢新田	岩高一八九石九斗五升三合 船郡長政新田	高二二二石四斗六升九合 原郡論瀬村地先	高三五八石三升九合 船郡久新田	高二六一石三斗四升八合 原郡真野代新田	一八、二一〇石四升一合 紫雲寺潟村々

（「先祖開発之御新田高辻覚書」宮川家文書より作成）

発田町の町人などが参画した。宮川四郎兵衛は、紫雲寺潟開発の外に、享保17年（1732）から同19年（1734）の間に、越後国内23か所の開発請願を行い、実際には前表に示した11か所の開発を個人又は共同で行い、その開発地は合わせて18000石余にも及んだ。

福島潟及びその周辺の開発は、資料(3)にもみられるとおり、近世全期を通じて徐々に進展し、新田村が、山麓地帯から潟周辺の低湿地に次第に広がっていた様子がうかがえよう。福島潟は、元禄13年（1700）の国絵図では「横31町、長さ1里半」の広さであるとしていた。

この福島潟開発の経緯はおよそ以下のとおりである。

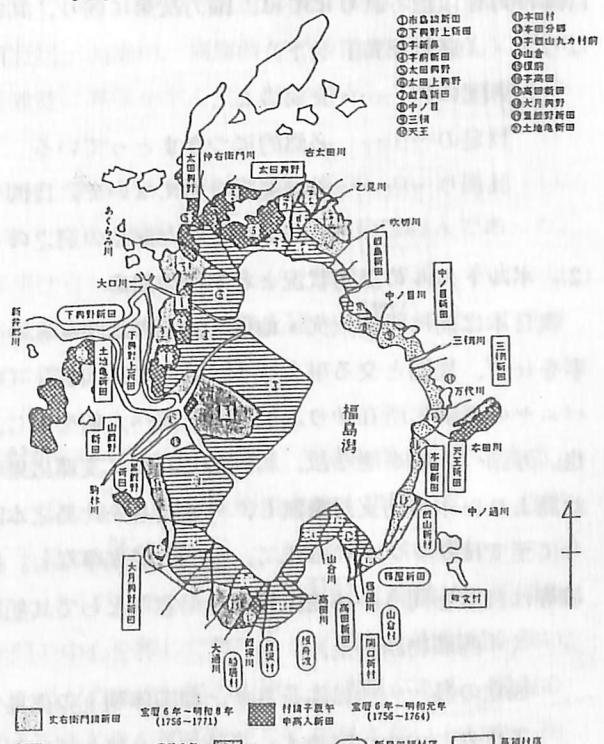
**1期 近世前期の正保・明暦期（1644～60）を中心とした時期。**土豪による開発や潟周辺農民による切添開発が行われた。

**2期 享保期（1716～35）を中心とした時期。**松ヶ崎掘割が阿賀野川本流となり、潟周辺地域の水位が低下し、開発が急速に進展した。大地主の白勢家、桂家（新津組大庄屋）、新井田家（大面組大庄屋）なども開発に参加。元文2年～5年（1737～40）の検地で、石高1万100石余、面積2,000町歩が高入れされた。

**3期 宝暦から文化期（1751～1817）の時期。**鉢崎（現柏崎市）の町人山本丈右衛門や、その後を受けて市嶋徳次郎等13人の町人資本により開発された。

**4期 文政期（1818～29）以後幕末まで。**潟周辺及び潟水面は新発田藩により開発がすすめられたが、安政期以後は地先村々の村請開発にゆだねられた。しかし、潟水面の全面干拓に至らず。

寛政2年（1790）現在の福島潟開発状況



（武田広昭「新発田藩領域からみた福島潟における新田村落構造」所収）

### 活用の留意事項

江戸時代の産業経済の発展・新田開発の指導に際して、越後における新田開発の状況をもとに江戸時代の新田開発、特に中期の新田開発の姿を理解させる。資料(1)については、生徒自身に指數をグラフ化する作業を通して、越後における新田開発の推移や、地域的差異に気づかせる。資料(2)に示される広大な潟湖が、近世中期以降、町人や豪農の資力を基に開発されていった実相を他の資料と併わせて理解させる。又、越後の巨大地主制は、こうした広大な地域の開発を通して形成し始めるが、この近世後期の農民階層の分化や農村社会の変化についても、豪農による開発と関連をもたせた指導が、指導計画の中に位置づけられることが望ましい。資料としては、『新潟県史』資料編8、近世三や、通史編4（近世二）、同5（近世三）などの所載資料が利用できる。

## 資料 (13) 本多利明の開国論

### (1) 外国との交易の必要性

都て大造なる國務も、威儀、城郭も、我国の力のみを以すれば國民疲れて大業なしがたし。外國の力を合せてするを以、其事如何なる大業にても成就せずと云ことなし。（中略）

日本は海國なれば、渡海・運送・交易は、固より國君の天職最第一の國務なれば、万國へ船舶を遣りて、國用の要用たる產物、及び金銀銅を抜き取て日本へ入れ、國力を厚くすべきは海國真足の仕方なり。自國の力を以治る計りにては、國力次第に弱り、其弱り皆農民に当り、農民連年耗減するは自然の勢ひなり。（「経世秘策」卷下）

外国の力………交易のこと

具足の………必然的につきまとっている

其弱り………外国交易を考えないで、自國や自藩の範囲の米遣いの經濟の諸矛盾、それによつてひき起された財政の窮乏のしわよせが、全部農民におわされる。

### (2) ポルトガルの交易状況とわが国の対応

我日本は前に所謂天文・地理・渡海の治法なきゆへに、國務第一の渡海に暗く、故に異國之舶を出す事をせず、異國と交る事をせず、独立の島國也。（中略）ポルトガルは歐羅巴の西端の地にして、イスパニヤの西隣に所在せり。彼國も万國へ大船を通じ、王侯と交易して大利を得るゆへ、國家大に富榮る也。万國へ大船を通る故、屬国多し。既に支那廣東の南洋に所在のアマカハ島彼國の屬島也。（中略）此島より日本へ切支丹を渡し、外諸物も先此島之本国より運送し、其後此島より日本へ運送したる也。今に至てはヲランダのみ来て、他国の船來事なし。稀にも水木弁用杯の為に舶を泊ば、大に驚き騒ぎ、彼等は日本を伺うか拵逆、甲冑を用意などして其舶に向ふとは、あやまりたるとも云べし。

（「西域物語」上）

独立の島………日本をさす。鎖国体制下の孤島化した日本を諷刺している。

アマカハ………マカオ、当時はこう称していた。

### (3) わが国の鎖国政策への批判

日本船も昔、支那の浙江・廣東より安南・交趾・占城辺、赤道真下の南洋の諸島辺迄之、渡海、交易して國用を達し、外國船の渡來をまたずに、如何の趣意ありて追々停止と成てより、異國へ產物払底と成日本金銀銅、多く抜行故、是を停止せんとの策ならんれども、却て多く抜行たるか。願くは此制度今に不絶、日本船、異國渡海、交易有たらば、今程は渡海の法も開け、且金銀銅も箇程迄多く抜行事もなく、國家も富て今の如く良田畠を亡所とする事もなく、西域に見習、石家作杯もいつの間にか流行して都會の市は大概石家作とならん。火災の憂をしらざるに至らん物を、停止と成しは日本の不幸也。

（「西域物語」上）

浙江………揚子江の下流の南に当り、東支那海に面した地方。

如何の趣意ありて……幕府はいったいどういうつもりで、鎖国体制を漸次に深めていったのか。

良田畠を亡所とする……良田畠を荒廃させる。

(資料及び注は、岩波書店、日本思想大系『本多利明 海保青陵』による)

## 解 説

### (1) 本多 利明

#### ア 本多利明のおいたち

利明は、寛保3年（1743）に生れ、文政3年（1820）78歳で没した。出身地は、「越後村上城下の士」とも、「福島潟から北へ村上にむかった線上のどこかの農村」ともいわれている。又、先祖は加賀藩士で、浪人して越後に来たのではないかともいわれている。著書「経世秘策」後編では、北蒲原出身者らしく、新田開発の必要を説くにあたって、阿賀野川、加治川、福島潟などの情況をくわしく述べている。18歳で江戸に出た利明は、関孝和の高弟今井兼庭に算学を学んだ。数学者としては、関孝和の正統をつぐ、当時としては第一流の学者であった。

蘭学には正統な師はないが、学友には山村才助、司馬江漢などのすぐれた蘭学者がいた。

利明は、明和3年（1766）、24歳の時に江戸で算学・天文の私塾を開いたが、身分は町人であった。晩年の文化6年に加賀藩に20人扶持を給せられて1年半仕官した事があったが、他は一生浪人をとおした。幕府から、北方領土対策のために蝦夷地案内役に依頼されたが、門弟最上徳内を代りに推して自身は辞退した。生涯のほとんどを門弟の教育と著述などに従事した。

#### イ 利明の著書と思想

著書には、経世論として、「経世放言」、「経世秘策」上下、補遺、後編、「西域物語」などがある。北方問題の書としては「蝦夷拾遺」、「蝦夷風土記」、「大日本の属島北蝦夷之風土草稿」など、科学技術関係の書では、算学の書として「精要算法解」、「天文大意隠題解」、「四約術」など多い。

利明の思想体系が完成されるのは、寛政期（1789～1800）である。その直接的な契機は、天明飢饉の際の東北旅行の体験から、社会・経済問題へと学問の中心を移した事による。即ち、困窮民を救い、国家を富ませるために、国産の増殖が必要である。そのためには、国の生産には際限がある。国用の不足を補うためには、交易によって他国より金銀を抜きとることで国を富ませる以外にないとした。利明の考える、重金主義、官営交易、人口増殖、植民地開拓などの考えは、歴史的にみて、初期重商主義の思想といちじるしく類似しているものである。

#### 活用の留意事項

資料の(1)～(3)は、本多利明の開国交易論の一部である。内容は外国の交易状況の認識、鎖国に対する批判及び交易による国富策の必要を説いたものである。寛政期、外国勢力の日本接近などの外圧と、国内の危機的状況の進行の中で、蘭学を中心とした洋学の発展により、実証的・合理的思考が発展した。人々の目は世界的視野に広がりはじめた。こうした時代的背景をふまえ、利明の鎖国批判と交易論を理解させ、当時の社会の中で、どのような意義や限界があったかについて生徒に考えさせる。

## 資料 (14) 農民の出稼ぎと北関東への移住

### (1) 角田浜村(現巻町)からの出稼ぎのようす

	山 立		知 国	
	月 日	こ と が ら	月 日	こ と が ら
嘉永3年 (1850)	2/13	村方大工残らず旅立	12/9	大工・木挽職人共ほとんど帰国
	6/4	村方木挽共6・7人旅立	12/10	水戸行大工少々帰国
嘉永4年 (1851)	2/19	常州行職人皆山立	12/19	江戸行職人帰国
				水戸行職人帰国
嘉永5年 (1852)	2/5	大工・木挽 水戸・上州・常州・江戸へ山立 (三宿峠を恐れ、信州をまわる)	12/9	上州行木挽・大工少々帰国 (長岡より船。地蔵堂泊り)
	5/21	大工・木挽、不眞に付30人余旅立	12/10	昨晩地蔵堂泊りの者帰国。合50人余
嘉永6年 (1853)	2/19	職人山立 残るもの店人ばかり。まずは残らず山村	12/3	職人4人帰国
	6/1	若者不眞につき。旅行き10余人	12/7	職人20人余帰国
	6/5	貳方不眞につき。旅行き30余人相立つ 氣の毒		

### (2) 元治2年(1865)猿ヶ京関所通行人數(武士関係を除く)

月 ・ 日	2 ・ 22 23 24 25 26 27 28 29 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26	合 計
人数	78 81 51 39 31 38 43 16 27 26 39 11 24 31 66 46 43 43 36 39 36 76 56 81 41 50 41 25 31 30 25 24 24 31	1,297人

(『猿ヶ京関所史料』より作成)

### (3) 高田本誓寺檀家の下野国村々への引越し記録

当國川浦御支配ニ御座候御代官竹垣三右衛門殿、此度関東御郡代付常陸・下野国御支配被仰付候ニ付、両国配下村々御見分被成候処、御支配所村々ニおみて夥敷御田地荒所有之候ニ付、……越後国之義ハ、全体人多之国柄ニ御座候へは、生國ニテ、渡世いたし兼候ニ付、他国遠国江稼ニ罷出諸職人或ハ、諸商人は、関東筋日雇稼ニ罷出候もの過分ニ有之候得は、右体之もの江懸合為引移候ハ、強テ生國ニおみて故障之義も有之間敷と存候間、夫々江懸合を遂、差入義ニハ御座候間、全体困窮者ニ御座候間、右荒地起返し仕候内、御手当無之候而ハ、相談不行届候間、御手宛被下方御仕法被成下候ハ、其向申聞、其趣ニ依テ何程成共操出差入可申旨御答申上候……

御手当以見通 家内何人ニテも

十五才以上六十才以下 稼人之分 壱人ニ付一日扶持方白米三合宛、搗麦四合ツヽ、味噌三拾匁ツヽ  
其外厄介人 十五才以下六十才以上、一日扶持方、搗麦四合ツヽ、味噌十五匁宛  
都合七百八日分被下候、引移家作之儀、式間半六間、家造被下、農具代、諸道具代として、金式両壹分  
八人別ニ応シ被下方相増候

(栃木県真岡市 本誓寺所蔵文書)

## (4) 栃木県真岡市の小柳家に残る越後からの証文

## (5) 下野国芳賀郡龜山村の年貢

## 米収納高・収納率の推移

## 一札証文之事

一 米岡村長右衛門・重右衛門・徳松、右三人之者共、宗旨之義ハ、代々浄土真宗ニテ、家内不残拙寺且那ニ紛無御座候、若此者共其國ニテ万一病死仕候ハ、何之寺成共、早速御取置可被下候、為後日之一札如件

寛政七年卯二月 日

越後国頸城郡里五十公野村

善行寺（花押）

同国米岡村

長右衛門 殿

重右衛門 殿

徳 松 殿

年 代	本・新田高	米の収納高(指數)	収納率%
享保10	259.8047	106.304 ( 110.7 )	40.9
" 14	"	108.849 ( 113.4 )	41.9
宝暦 8	259.8103	96.028 ( 100.0 )	37.0
" 13	"	51.510 ( 53.6 )	19.8
明和 5	255.9167	37.508 ( 39.1 )	14.7
" 9	"	31.805 ( 33.1 )	12.4
安永 5	"	20.446 ( 21.3 )	8.0
" 6	"	39.406 ( 41.0 )	15.4
天明 1	"	55.297 ( 57.6 )	21.6
" 3	"	33.157 ( 34.5 )	13.0
" 5	"	20.158 ( 21.0 )	7.9
" 6	"	11.544 ( 12.0 )	4.5
" 7	"	56.207 ( 58.5 )	22.0
寛政 1	"	20.581 ( 21.4 )	8.0
" 2	"	28.787 ( 30.0 )	11.2

## (6) 下野国への移住願い

- 一 此度、私共義、無高百姓ニ而、耕作渡世無御座、依之私共勝手ニ付、下野国手余荒地場所江引越罷  
越度、組合親類相談之上御願申上候
- 一 且那寺より少も差障無御座候
- 一 居屋敷之義、何方より家作往居仕候共、子々孫々ニ至迄、当村江参り家作等決而御願申上間敷候、為  
後日組合親類一同連印一札、如件

寛政十一未年十一月

引越願人 伝左衛門

後 家 ㊞

親類惣代 三右衛門 ㊞

組 合 惣右衛門 ㊞

同 清次郎 ㊞

同 円 助 ㊞

同 伊之助 ㊞

引越願人 兵兵衛

(中 略)

引越願人 弥右衛門

(中 略)

村 役 人 中

(7) 近世後期、関東地方の国別人口推移（指數）

年代 国名	享保6年 (1721)	寛延3年 (1750)	宝曆6年 (1756)	天明6年 (1786)	寛政10年 (1798)	文化1年 (1804)	文政5年 (1822)	文政11年 (1828)
相模	100 (312,638人)	99.4	97.7	89.4	88.7	88.9	86.3	92.6
下総	100 (542,661人)	104.6	104.2	89.1	89.3	88.2	77.2	91.7
常陸	100 (712,387人)	92.0	90.1	72.2	69.2	68.2	69.6	69.6
上野	100 (569,550人)	101.1	101.8	91.8	90.3	87.3	80.2	81.5
下野	100 (560,020人)	99.0	95.3	77.6	73.8	72.2	70.5	67.1

（関山直太郎『近世日本の人口構造』）

### 解説

#### (1) 角田村・海岸村からの出稼ぎ

角田浜村（現西蒲原郡卷町）よりの出稼ぎ状況を示す資料は、角田浜村の願正寺の住職の記録「年中故事」から、出稼ぎ関係の記録の一部を抜粋したものである。毎年、2月には村を出立、12月に帰村する状況がうかがえよう。「村方大工残らず出立」（嘉永3年2月）「浜方不良につき旅行き三十餘人相立つ、氣の毒」（嘉永6年6月5日）など、海岸村の出稼ぎの情景がしのばれよう。角田浜村の出稼ぎ者は主として関東及び東北地方に出稼ぎを行っていた。幕末期の角田浜村の全戸数は78戸で、毎年100人前後の出稼ぎ者が出ていた。平均すれば、各戸1人以上が出稼ぎに出ていたことになる。越後海岸村の出稼ぎについては、『越後頸城郡誌稿』によれば、海岸村の犀浜とりわけ柿崎などは天明期より関東稼ぎがさかんとなった。15才になって関東に出稼ぎに行けない者は一人前として仲間扱いされないほどに、出稼ぎが習慣化されていることが指摘されている。酒屋に雇われたり、米つき、屋根ふき大工などの仕事に従事し、次第に帰村せず、出稼ぎ先にとどまる人も多かったことを指摘している。

#### (2) 出稼ぎの諸相

越後の特産物の一つである越後縮は、最盛期の天明年間には、200万反にも達した。こうした生産を背景に、越後から縮行商人が輩出した。縮行商人は江戸に縮を運び、武士や町人などと直接商いをした。この縮行商は、寛政期には50人ほどであったが、やがて文化年間には500人ほどにもなった。縮行商人は仲間組合を結成、行商人株数を超えた行商人の増加は制限された。天保7年（1836）には195株に規制され、柏崎組（75人）、小千谷組（34人）、十日町組（21人）、堀之内組（12人）、頸城組（53人）の5組に分かれていた。縮の販売はほとんど掛け売りで、販売期日は5月から7月が中心であった。代金の回収期は11月～2月にかけてであったから、年に2回江戸に滞在する必要があった。

越後から関東地方などに、杜氏や酒男として出稼ぎに出る人も多かった。越後杜氏の出身地は、頸城地方では、柿崎・吉川など、刈羽地方では小国町、三島地方では塙山・岩塙・来迎寺など、更に西蒲原の野積村などが主であった。越後杜氏は、出稼ぎ先で信用を得て、酒造家の養子となったり、のれん分けなどで酒造業者となる者も多かった。又、中には独力で酒造株を買い入れ酒造家として成長した者もいた。安政年間には、関東地方中・北部だけでも越後店が150軒を数えた。

その他、出稼ぎの一種として、月潟村からの角兵衛獅子、角田村、角海村などからの毒消し売り、更には、蒲原地方を中心とした、関東地方などへの女中奉公人などがある。

三国峠は、越後から他国へ出稼ぎに行った一つの交通路にあるが、冬は雪が深く、ほとんど通行不能な状態であった。こうした中で、(2)の表に見られるように、2月後半から待ちかねたように峠を越えて関東に向けて続々と人々が旅立っている状況がうかがえる。

### (3) 北関東への移住

18世紀の後半には、関東地方では農村の荒廃がすすみ、幕府や諸藩にとって危機感をもってその対策が迫られていた。関東地方でも、特に常陸・下野の両国は(7)の表にも示される如く、人口が急激に減少していた。例えば、寛政10年（1798）では享保年間に比し、両国とも人口が7割に減少、更に天保5年（1834）には6割程度にまで激減した。人口減の原因は、飢饉凶作などによる死亡、江戸への出奉公、墮胎・間引の横行などによるとされている。こうした農村人口の減により、荒地が増加し、そのために領主の年貢収入は減少した。下野国芳賀郡の一村の例を(5)の表でみると、年貢米の収納は、寛政期には、宝暦期に比して、2～3割程度にまで減少していることがうかがえよう。

こうした、北関東の荒廃農村を再興するために、越後からの農民移住策がとられた。この北関東への移住農民は、頸城地方出身者が多かった。移住者は、寛政7年（1795）には7家族、翌年は50家族と次第に増加し、12年後の文化4年（1707）までに、342家族、合計1,700人を数えた。この移住の状況は(3)の文書により、その概要をうかがい知ることができる。

この移住政策を推進した人は、天領、真岡（栃木県真岡市）の代官、竹垣直温及び岸本武太夫であった。竹垣は、天明6年（1786）から3年間越後頸城郡の川浦代官所の代官となり、天領5万石余の支配の任にあたった。竹垣は荒廃した関東地方の農村を興すには、門徒宗の多い、忍耐力のある越後人の移住による外はないと判断して、越後の代官所を通して、積極的に「入百姓」をまねき入れた。移住民には、資料(3)に示されるように、交通費は勿論、移住地での家屋、食糧、農具などを支給して移住民の定着をはかった。資料(4)、(6)は越後からの移住者の状況をうかがい知ることの出来る文書である。

こうした、頸城地方の農民とは別に、水原町西組の庄屋熊倉伴司が、下野国芳賀郡真岡の地の開墾を引き受け、百人余の農民を連れて開発を行なった記録がある。

寛政改革の一環として、寛政期の荒廃した北関東地方の農村の再興に果した越後農民の役割は大であった。

#### 活用の留意事項

越後農民の北関東への移住の事例については、寛政改革期の関東地方の荒廃した農村の実例及びその復興策として越後の農民が利用された状況を、当時の越後の農村の出稼ぎを要した背景とあわせて理解させ、寛政改革の学習の深化をはかる。

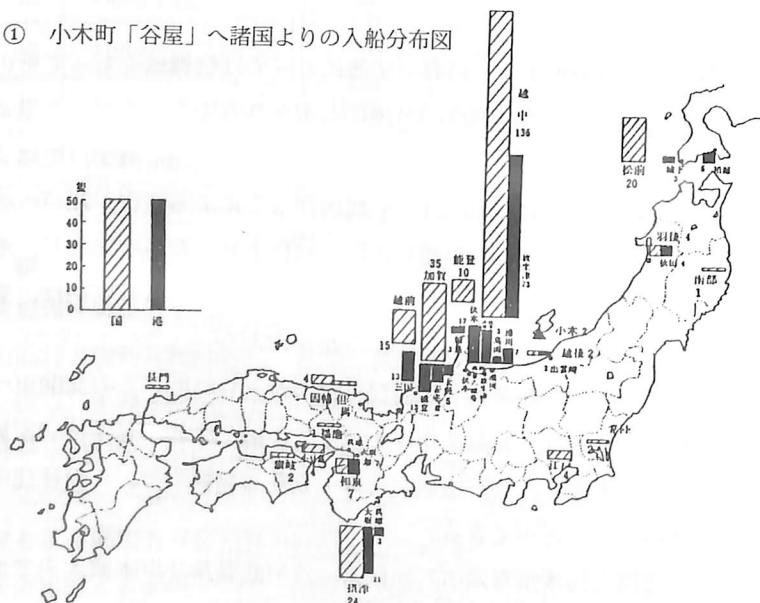
越後海岸村の出稼ぎについて、資料(1)、(2)などによりその状況を理解させ、人返しの法などが含まれた天保改革期以後においても、とめどもなく出稼ぎが日常的に行われ、幕末期の農村の社会的変動はやはり、とどめるすべもなかった事に気づかせる。

## 資料 (15) 西廻航路の成立と交易の発展

### (1) 小木町廻船問屋「谷屋」への北前船の入船状況

(2) 小木町廻船問屋「谷屋」  
への年代別入船表

① 小木町「谷屋」へ諸国よりの入船分布図



『新潟県史』資料編10 近世5所収

### (2) 幕末期新潟港の蝦夷地との交易状況

安政5年蝦夷地より新潟湊への入港品高

移入品名	移入高	移入品名	移入高	移入品名	移入高
鮭 塩引	809,181本	早前昆布	460束	干鳥賊	68箇
塙 鮈	161,127本	駄昆布	5,741束	帆立貝身	206俵
身欠鮭	24,680本	折昆布	1,689束	帆立貝光	2俵
早割鮭	16束	細目昆布	150箇勿	塙 鰹	175本
外割鮭	1,108束	割昆布	70本	若芽	6,850箇勿
筒鮭	7,922束	塙 鮈	17,700箇勿	鹿革	153丸
笹目	56本	魚 鰯	1,800本	ふじ子	20俵
数の子	1,840本	棒 鮈	1,420束	てん草	10本
塙数の子	24樽	鰈之腸	8,250	打 横	1,560枚
昆 布	16,742束	干 鮈	3,80束	板 寸前	1,031丁
同	31,237箇勿	筋 子	618樽	柾 角	12本
三ツ石昆布	95束と3,300箇勿	魚油大樽(4斗入)	1,485樽		
長切昆布	1,010束	魚油小樽(2斗入)	44樽		

『新潟県史』資料編  
近世5より作成

新潟湊より函館・松前・江  
差へ積出した玄米・白米量

安政元年1か年	5,6,6,5,5俵
〃 2年1か年	7,6,8,2,1俵
〃 3年1か年	7,8,6,4,2俵
〃 4年1か年	8,0,7,9,3俵
4年間合計	29,2,9,1,1俵

『新潟県史』資料編10近世5所収

「午年惣入津高覧」(新潟市鳥井儀資氏所蔵)より作成

『新潟県史』資料編10近世5所収

蝦夷地産物新潟入津高書上帳より作成

## 解説

### (1) 西廻り航路の成立

#### ア 中世期の日本海海運

日本海岸と西国を結ぶ海上交通の歴史は古い。室町期には、越前若狭から北陸地方の出羽（山形県・秋田県）、津軽（青森県）や、更に北の蝦夷地（北海道）を結ぶ海運があったが、当時は米を運ぶことはほとんどなかった。戦国時代に入り、上杉景勝や最上義光（出羽山形の領主）の積極的な海運政策によって、米その他の商品を日本海航路を利用して運んだ。その時の経路は、敦賀・若狭までは海路を、その後は陸路で京都へ運送した（小村式「西廻り海運成立前の米穀流通」）。

#### イ 近世初期の西廻り航路

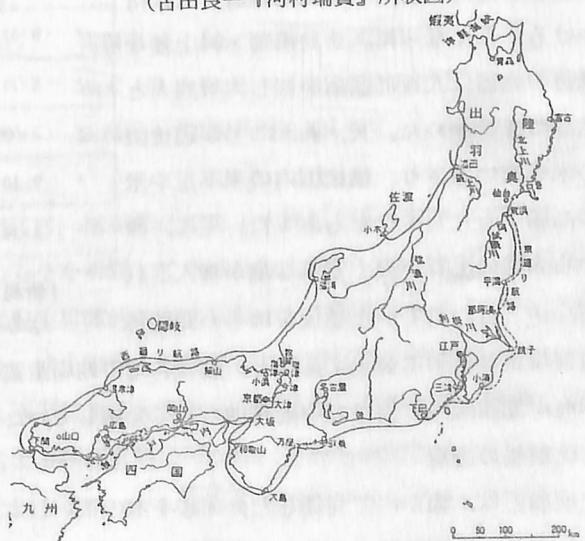
江戸時代に入り、上方地方に向けての米の運送が盛んになると、北陸の出羽、津軽の諸藩は敦賀、小浜の町人を蔵宿に指定して運送させた。その米は敦賀・小浜で売却される場合もあったが、多くは京都・大坂方面に送られた。その運送経路は敦賀からは陸路を馬に積み、琵琶湖北岸の塩津・海津・大浦などに運ばれ、そこから琵琶湖を船で運び大津に揚陸して、再び陸路駆送で京・大坂に運送した。こうした運送経路は、途中で荷物を積み替える手数や費用がかさみ、また荷物の減損も多かった。

#### ウ 河村瑞賢による西廻り航路の整備

敦賀等へ荷物を揚陸するといった手数がかかり、荷物の減損が多いのを防ぐために、直接船で瀬戸内海を回って大坂に運ぶ試みがなされた。寛永年間に加賀・能登・越中地方の米が西廻りで運ばれたのがその初めであった。寛文元年（1661）には、最上郡（山形県）の米が、江戸の商人正木半左衛門によって直接船で江戸まで運送された。こうした試みは、遠く難所が多く危険のために、まだ一般的な回送航路とはならなかった（古田良一『河村瑞賢』）。西廻り航路の確立と発展は、寛文11年（1671）に河村瑞賢が幕府の命を受け、航路の調査、番所及び水先案内人の設置などを行って航路を整備し、翌寛文12年に出羽最上郡の天領米を、その航路によってはじめて江戸に運送したことが大きな契機となった。

河村瑞賢は各地の港等を調査し、幕府に対し以下の提言を行い実施させた。即ち、廻船寄港地を佐渡の小木、能登の福浦、但馬の柴山、石見の温泉津、長門の下関、摂津の大坂、紀伊の大島、伊勢の方座、志摩の畔乗、伊豆の下田の10港とした。この寄港地には「立務場」を置き役人を常駐させた。又、沿道の幕府代官及び諸侯に命じて城米船の保護にあたらせた。更に志摩菅島の日崎山の中腹に毎夜烽火をあげ船の目標とし、下関海峡には水先案内船を備えて航海の安全をはかった。佐渡の小木港は西廻り航路での城米輸送の寄港地に定められたことから、佐渡金山の衰微によ

東廻り西廻り海運図  
(古田良一『河村瑞賢』所収図)



る島外との交易拡大へと幕政の転換したこととあいまって、多くの廻船が各地から寄港してにぎわいを増していく。資料(1)は、近世後期の小木町廻船問屋「谷屋」の扱った入船状況を示すものである。この資料では、松前や摂津など各地からの入港船があったが、特に越中・加賀・能登など北陸地方の廻船の活躍が目立っている。

## (2) 西廻り航路の発展による越後・佐渡の経済的構造の変化

**ア 蝦夷地との交易の発展** 北陸地方と松前などを結ぶ航路は近江商人の活躍によって開拓されたものである（渡辺守順『近江商人』）。北陸——下関——大坂コースと、北陸——松前コースとが連結されてからは、越前、加賀、越中、越後の港から船を仕立てて、大坂に米を運び、上方の酒、塩、紙その他の雑貨を蝦夷地に運び、帰りには蝦夷地から鯨や昆布などの海産物を積み込み、上方その他の地方で売りさばく商いがさかんになった。この商いは商品を単に運送して運賃を稼ぐものではなく、产地から直接商品を買い取って消費地で売却して利易を得る「買積商」と称されるものであった。

資料(2)は、新潟港における蝦夷地との交易状況を示すものである。新潟港と蝦夷地など北方未開発地域との交易は、幕末期には急テンポで増加・発展していた。米のほとんどを他域からの移入にたよっていた蝦夷地へ、米産地の一つである越後平野を後背地に持つ新潟港が、その供給積出し港として重要な位置を占めていたのである。次表は、万延元年（1860）の1年間に新潟港の新津屋小路番所が扱った箱館御用達の津出し記録の一部である（中村義隆「幕末期新潟港の移出入統制と交易状況」）。越後をはじめ北陸各地の北前船の活躍がしのばれる。

北方からの海産物の移出も漸増するが、蝦夷地などからの移出品の多くは、大坂・江戸など大消費地に向けてのものが多かった。

## イ 西廻り海運の発展による経済的変化

西廻り海運の隆盛は、越後や佐渡を、大坂を中心とする当時の全国的な流通経済に直接結びつけることになった。新発田藩・村上藩など越後の諸藩は大坂に蔵宿を移し大坂商人との結びつきを強めた。又、西国の大船が越後国内の米を買いあさり、越後国内の米不足や米価の高騰をもたらすこともあった。更に、西国から大量の品質が良く安価な塩が移入されて古くから行われていた越後をはじめ北陸各

万延元年新潟港扱い箱館御用米			
示達年月日	箱館御用米量	差配人	船
万延元・6・24 (1860)	500俵	尼瀬町七左衛門	沖船頭 竹藏
〃・7・10	500俵	同 上	能州黒嶋庄右衛門船 沖船頭 次郎
〃・7・29	950俵	同 上	越中国六道寺浦与次右衛門船 沖船頭 八十吉
〃・8・9	1,450俵	同 上	同 上 船
〃・8・12	1,050俵	同 上	能州黒嶋浅右衛門船
〃・8・14	1,720俵	同 上	越後国鶴泊浦新三郎船
〃・9・4	400俵	箱館用達 渋本市十郎外2人	越後国太郎太夫浜半之助船 沖船頭 要之助
〃・9・10	550俵	箱館用達 同 上	新潟湊次助船 沖船頭 万吉
〃・9・14	400俵	尼瀬町 七左衛門	佐州腰細浦甚平衛船

「新潟奉行所ヨリ各番所へ示達」（新潟県立図書館所蔵）  
より作成

地の製塩業は次第に衰退するなど、越後各地の地場産業に与えた影響は大であった。又、近世初期には日本海岸で西国への物資の中継基地として発展していた敦賀・小浜などの港も衰退していった。

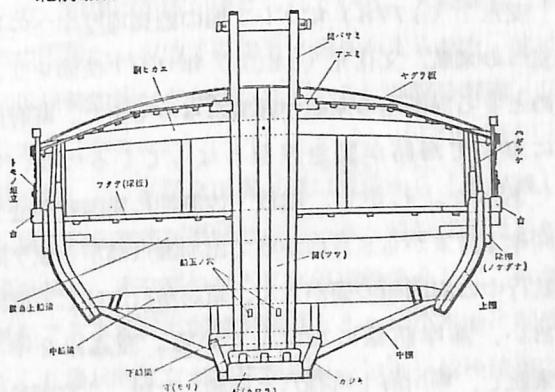
## (3) 北前船の盛衰

北前船とは、瀬戸内で発達した弁才船べんさいせんを海の荒い日本海の航海用に改良した船である。享保期（1716～36）以後、西廻り航路の主流として活躍した。「ベンザイ」、「ベザイ」などとも呼ばれた大和型荷船

である。「北前船」と称されたのは、瀬戸内地方の人が、北陸・奥羽地方から西廻り航路で瀬戸内方面にやってきた船を呼称したことから広く使われるようになったものである（須藤利一編『船』）。この北前船以前は、「北国船」や「ハガセ船」が日本海航路に活躍していた。岩礁の多い海岸、荒く高い波の中を航海するためには、船底は堅牢で川舟のように平らで浅い河でも入れるようにしていた。また船首は幅広い箱造りで浮力を多くする工夫がなされた。帆はムシロ帆で短かく、そのために帆走力は弱く、大勢の漕手が必要で、千石積みの船で19人～20人を要したという。北前船はその約半数の人数であった。水主を多くしては、経済的に不利である。そのためには18世紀末には「北国船」「ハガセ船」はほとんど日本海航路から姿を消していった。北前船は、ベンザイ船を改良し、<sup>かわら</sup>航（船底材）を広く、船首を長くするなどでベンザイ船の欠点をおぎなった。この和船は、その後近世全期を通じてわが国の海運界に君臨した。この船の構造の特徴は、厚い板の<sup>かわら</sup>航と呼ばれる船底材を基本材とし、中棚・上棚などの幅の広い外板を組み合せて船体を構成した。縦方向の強度は外板が受け、横の強度は適當な間隔で両舷の外板間に渡した太い梁が受けている。この船の弱点は、中棚と上棚とのつぎ目が弱いことの外に、甲板に水密性がなく、荒天の時は打ち込む波で船内が水浸することであった。北前船は遭難が多く、明治20年以後は政府はベンザイ船の建造を禁止した。西洋型船の進出と、鉄道など交通機関の発達とともに西廻り航路自体も経済的役割を失なっていった。又、北前船は買積商で、遠隔地間の価格差に利潤を求めていたから、国内経済の地域的不均衡発展と或程度の国内市場の不統一を前提としていた。明治中期以後、経済的格差が次第にせばめられ、国内市場が江戸時代より一層統一化されていくと、北前船は経営的にも存立し得なくなっていたのである。

- 参考文献 牧野隆信 『北前船の時代』（教育社）  
渡辺守順 『近江商人』（教育社）  
古田良一 『河村瑞賢』（吉川弘文館）

北前船体中央部の横断図（須藤利一『船』所収）



- 須藤利一 『船』（法政大学出版局）  
柚木 学 『近世海運史の研究』（法政大学出版局）  
新潟県 『新潟県史』通史編3

#### 活用の留意事項

長い海岸線をもつ越後・佐渡に点在する海岸村には、廻船の活躍を示す資料が多く残されている。神社に奉納された船絵馬もその一つである。航海の安全を祈願して奉納された絵馬には、西国や蝦夷地などの交易先きがしるされるなど、当時の航海の状況を具体的に示す資料として利用できる（『新潟県史』資料編24に、中条町荒川神社、寺泊町白山媛神社、能生町白山神社などの所蔵絵馬の紹介あり）。

寛文12年の河村瑞賢による航路安全策を契機に西廻航路は大発展をとげるが、西廻航路の隆盛の背景には、城米や諸大名の蔵米の商品化という領主による経済活動のほかに、それを凌駕するほどの、民間の商業活動の発展があったこと（『資料新潟県史』102ページ）などをも理解させる必要がある。

## 資料（16）異国船の接近と海防策

- 一 当町之者折々浜辺江罷出，海上冲合を遠候致し可申事
- 一 万一異国船沖合に相見へ候ハヽ，御番所並当役場江早速可致注進事
- 一 右之注進有之におみてハ，寺院之釣かね・半鐘・貝・大鼓打唱し候間，相図次第に組合之者引連，  
火事装束ニ而相定之場所江罷出可申事
- 一 脇差・かたな・何レ成共一刀ツヽ相帶し，或ハ鳶口或ハ棒・熊手，或ハ手鎧各好所にしたかひ，相  
携可申事
- 一 浜辺に大勢屯致居候ハヽ，異船も上陸乱妨不致，颶戻し候事にも可相成，左候ヘハ，差懸り候当町  
者不申及，上下一体之安堵に相成候間，当町之者ハ，老若男女ニ不抱，可相成丈大勢引連罷出候  
——（文化4年）6月 村上藩異国船渡來の節対応取決め書（『新潟県史』資料編12）

### 1. 異国船の来航

安永7（1778）年ロシア船の蝦夷地厚岸への来航、寛政4（1792）年ロシア使節ラクスマンの根室への来航、文化元（1804）年ロシア使節レザノフの長崎への来航など、18世紀末以後ロシアをはじめとする異国船の来航が頻繁になってきた。幕府はこれに対応し海防を強化していくが、越後と佐渡において海防が緊急課題となってくるのは、後述する文化3年ロシア船の蝦夷地来襲によってであった。しかし、越後・佐渡沖に異国船が姿を見せるのは嘉永元（1848）年からのことである。同年4月末から5月にかけて出羽国飛島から鼠ヶ関、越後国粟島沖に、また能登国輪島から舳倉島沖に航行中の異国船の姿が見え、新潟奉行をはじめ鶴岡・村上・新発田・加賀などの沿岸諸藩が連絡をとりあい、海岸防備に当たっている。翌嘉永2年7月佐渡国願村（両津市）沖合にアメリカ船が来航し、相川海士町孫八と接触したが、これが越佐における異国船との最初の接触であった。嘉永6年6月ペリーが浦賀に来航し、翌安政元（1854）年3月日米和親条約が締結された。同年6月アメリカ船が浦賀に来航し、その際船の難破によりアメリカ船に保護されアメリカ滞留を経験した漂流民越後国板貝村（山北町）漁師勇之助が下田港で幕府に引き渡されるという一幕もあった。

### 2. 初期の海防政策

樺太場所支配人平兵衛の報告によると、文化3（1806）年9月上旬頃異国船（ロシア船）が沖合に見え、樺太クシュンコタン（久春古丹）に多数の檣船（帆柱船）でロシア人が上陸し、突然番屋に鉄砲を打ち、番人4人を連れ去り、蔵から米などを奪い取り、家蔵船々に火を放ち出帆していったという。翌4年4月には押捉島に異国大船2艘が渡来し、会所・番所を攻撃し、国後島へも接近するに至った。こうした事態は早々に幕府に注進され、ロシアの箱館への南下に備えるべく幕府は南部・津軽、さらに庄内・秋田藩にも箱館防備を命じた。佐渡奉行所および越後諸藩も、この事件をきっかけとして海防を厳重に行っていくこととなった。上記資料は欠年ではあるが文化4年のものと推定できる、村上藩から領内海辺諸村へあてた心得書きの一部であり、ロシア船の蝦夷地来襲直後の村上藩の海防政策の一端を知れる資料である。蝦夷地において争乱が発生したため、「異国船之参候事者慥にして相違無之候、右ニ付当御領分沖合ニ漂流致間敷にもあらず、又或ハ糧食薪水等差支、上陸致間敷ニも非す」として以下のことをよく心がけるようにと命じている。これによれば、①時々浜辺に出て異国船が来ないかどうか沖合をよく監視すること。②万一異国船が沖合に見えたならば早速番所・役場に注進すること。③注進

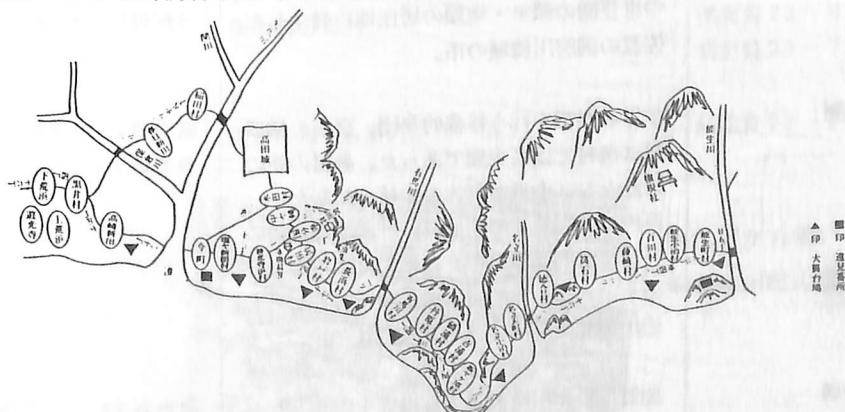
があったならば寺院の釣鐘・半鐘・貝・太鼓などを打ちならし、その合図で所定の場所に参集すること。

④服装は火事装束、武器として脇差・刀・棒などを携えて参集すること、などかなり詳細な防備体制がつくられている。ただし、異国船防備としては非常に幼稚なものであり、浜辺に大勢集まつていれば異国船もみだりに上陸して乱暴するようなことはせず、帆(帆)を戻して退船するだろうから、老若男女にかかわらずできるだけ大勢の人員をそろえること、というくだりに及んでは一層観念的擊退策といった感を強く受ける。

### 3. 海防体制の整備

一国天領佐渡の海防に関しては、すでに寛政5（1793）年から高田・長岡・新発田藩に万一の際の警備が命じられていたが、天保年間には海岸線全域58か所にわたって台場が築造され、弘化4（1847）年からは現地鶴子村（佐和田町）での大砲鑄造が開始された。下図は高田藩領内における天保～嘉永期の海防絵図の一部であるが、領内全体で遠見番所3か所、台場22か所が設けられている。大砲ははじめ中央からの輸送・配備に頼っていたが、のち輸送面での困難から現地での鑄造に切りかえられた。すぐれた鑄造技術者として新発田藩御抱鍛冶・柏崎在大久保村鑄物師などが知られている。寺院の梵鐘・仏具の鑄造禁止、火薬の入手など大砲の原材料確保にも力が注がれた。

嘉永6年のペリー来航後、老中阿部正弘の意見聴取に対して、前新発田藩主溝口直諒から「愚存書」と題する海防論が提出されたが、客観的な見地に立ち現実的な方策が展開されている。沿岸諸藩は船舶の確保に力を入れ、領内の廻船を「廻船」として私用を禁じ、また富裕商人には献納船を命じた。佐渡においては、安政3（1856）年に日本最初の洋式帆船である君沢形御船が箱館とともに小木港に配備された。また、高島流洋式砲術の稽古や海防を主眼とした農兵制度などが佐渡奉行所および越後諸藩で導入され、越佐における海防体制は年とともに整備されていった。



天保13年～嘉永3年 高田藩領内海岸防禦絵図（『新潟県史』資料編12）

#### 活用の留意事項

日本でも有数の長い海岸線を持つ越後・佐渡にとって、異国船の接近に対する海防の充実は非常に重要な問題であった。越佐の海防が何をきっかけにしてどのように整備されていくかをとらえるとともに、幕末の日本をとりまく緊迫した情勢下での越佐の海防の占める位置をつかませたい。近世の末尾・近代の導入部分でとりあげるのが望ましい。

## 資料（17） 民俗事例と歴史的背景

指導内容	地域の民俗事例	出典・参考文献
(1) 縄文時代人の生活にみられた屈葬・埋葬方法	松之山町ではワラで死者の両膝を縛る。 各地の屈葬の事例。	県史資22-233頁 県史資23-188頁
(2) 稲作以前の焼畑農業	焼畑は県下全域の山地で広く行われていた。 カンノ・カノ・ナギノ・キリカエハタなどと呼称された。	県史資22-451頁 県史資23-367頁
(3) 古代の妻問い婚	糸魚川市中谷地の風習（ネンゴオサメ・マメネンゴ）夫になる予定の人を女の家に連れてきて働いてもらう。 紫雲寺町藤塚浜地区の事例。	県史資22-144頁
(4) 中世、武士の生活 流鏑馬	流鏑馬が行われている神社は、中世からの地頭との関係の深い神社が多い。 新穂村新穂の日吉神社、両津市下久知の八幡宮、同市羽黒の羽黒神社、羽茂町飯岡の度津神社他など。	県史資23-636～638頁
(5) 中世の定期市（三斎市）	越後・佐渡の各地の三斎市（近世には六斎市が盛行し在郷町を発展させた） 中世荘園の領主・地頭の居住地に発生した佐渡の国府川流域の市。	県史資22-614頁 県史資23-492頁 『河崎村史料編年志』
(6) 宮座と惣村制	中世の祭祀を行う特権的集団、宮座の構成員は農村では名主層であった。農村の惣の母胎とし、中世共同体の中核をなした。 県内で残存している事例は、両津市鷺崎の「宮座敷」「寺座敷」、相川町閔の寄合いの十三人衆、赤泊村下川茂の「宮方七人」、相川町北田野浦の「七人衆」など。	県史資23-49頁 県史資23-625頁
(7) 浄土真宗の講	佐渡郡佐和田町沢根の専得寺を中心とした講、亀田郷内の真完寺院の伝承など。	県史資23-759頁 『新潟市合併町村の歴史』 4-205, 363, 437頁
(8) 日本人の宗教受容 (信仰の重層的構造)	神棚と仏壇を同一の室に並置してまつる例が魚沼・古志・蒲原の山間地に多い。	県史資22-782頁

指導内容	地域の民俗事例	出典・参考文献
(9) 近世農村の村方三役	江戸時代の村方三役が廃止されても、依然としてその慣習を踏襲する所が多い。 両津市水津の「重立」、両津市月布施の三軒の「総代株」などの事例。	県史資 22 - 33 頁 県史資 23 - 26 頁 県史資 23 - 44 ~ 48 頁
(10) 農民の相互扶助組織	農作業（田植、草取り）での「イイ」の事例。 弔事での相互扶助、新井市長沢、川西町岩瀬などの事例。	県史資 22 - 40 ~ 41 頁 県史資 22 - 202 頁 県史資 23 - 85 ~ 96 頁 県史資 23 - 333 頁
(11) 慶安の御触書などにみる近世農民の衣食	山野に自生する植物から布を織った事例。 カテ飯、雑炊、茶がゆなどの事例。	県史資 22 - 294 ~ 302 頁 県史資 22 - 305 ~ 306 頁 県史資 22 - 317 ~ 322 頁 県史資 23 - 250 ~ 261 頁
(12) 近世の農業・諸産業の発達	近世期以来の流れをもつ農具、漁具・漁法、製塩具など。	県史資 22 - 417 ~ 433 頁 県史資 23 - 341 ~ 354 頁 県史資 22 - 499 ~ 503 頁 県史資 23 - 399 ~ 413 頁
(13) 農村の年中行事	天保10年 大平與兵衛著「農家年中行事」 (長岡領西組庄屋の記録) 文化10年ころ屋代弘賢編「越後長岡領風俗問状答」  庚申講の事例。	県史資 22 - 643 ~ 736 頁 県史資 23 - 522 ~ 618 頁 県史資 23 - 1025 ~ 1039 頁  県史資 22 - 849 ~ 854 頁 県史資 23 - 731 ~ 738 頁
(14) 文明開化と暦	旧暦に関する事例。	県史資 22 - 643 頁



中世期から続いている  
佐渡相川町の定期市

## 資料(18) 年中行事—五月節供—

### 1. 県内にみられる五月節供の概況

六月（旧五月）五日は、男の節供である。端午の節供・菖蒲の節供といい、四日は宵節供、五日は本節供という。宵節供は、早目に仕事を止め、菖蒲・蓬を摘み、軒端にさし、菖蒲湯をわかす。

宵節供・本節供の晩に、子供たちは菖蒲叩きをした。昔、塙沢町では、二組に分かれて石合戦をし、その後になって菖蒲打ちをするように変ったという。このような石合戦は、北蒲原郡にもみられ、隣村同士が悪口を言って菖蒲叩きをし、次第に石合戦や棒でのなぐり合いとなり、負けた村は、その年の作が悪いとされた。豊栄市・新潟市なども菖蒲叩きとともに石合戦が行われたらしい。笹神村高田では、「菖蒲叩キノ鉢タタキ、菖蒲ト蓬ヲ刈リマゼテ、今年ノ作ノヨイヨウニ、何ト名ヲツケヨウバ、八幡八郎ト名ヲツケテ、今年ノ作ノヨイヨウニ、今年ノ作ノヨイヨウニ」と唱え、一軒一軒菖蒲叩きをして村中を回った（『新潟県史』資料編22、702頁～705頁、同県史23—577頁～579頁）。

五月節供の様子は、文化10年ころ諸国に風俗を問うた答である、屋代弘賢の『諸国風俗問状答』があり、県内では『長岡領風俗問状答』がある。当時、長岡城下では「軒のつまに、よもぎ、菖蒲をふく事」「男の子供は菖蒲を束ね縄にまき、本のふときかたにて地を打に、音の高きを勝ときたむ、此音にて腹中の病を去るといひ傳ふ。菖蒲打、今はやうやうすたれ侍りぬ」としてある。菖蒲さしと菖蒲叩きがおこなわれていたが、菖蒲叩きはすでにすたれはじめていたことがうかがえる。

天保10年に長岡領西組庄屋であった三島郡浦村の大平與兵衛によって、『農家年中行事記』が著されている。そこでは「菖蒲を家の軒に指し、又同様艾と菖蒲を湯に浸し沐浴していた」とがしるされている。

### 2. 五月節供の歴史的背景

五月節供は、江戸時代後期には、ほぼ現在と同じような行事が行われていた。菖蒲湯に入る習慣については、「娘たちを必ず風呂に入れる」、「馬に菖蒲湯をかけると虻によされない」などとする風習が各地にある。「女は菖蒲を腰に貼ったり、髪に結ぶと腰痛、頭痛が治る」などとする地方もある。これは菖蒲、蓬といった臭いの強いものによって魔除けをするといったことからであろう。

古代、「万葉集」に「天皇 蒲生野に遊猟する時に、額田王の作る歌」がある。その「遊猟」（ミカリ）とは、五月五日に行われた薬狩のことと、鹿狩りや薬草を探る儀礼的行楽の行事であった。「蜻蛉日記」などでも五月に、薬玉（菖蒲、よもぎなどの造花を飾り、五色の糸を長くたらしたもの）を柱に掛けることも行っていたことが記されている。古代においては、五月五日に、菖蒲、蓬などにより魔除け、悪気除けを行っていたことが知られる。

平安時代末の「年中行事絵巻」には、「端午の向礫」すなわち「石合戦」が行われている絵がある。男の子が端午の節供に戦ごっこをしている絵である。

江戸時代に入ると端午の節供は特に男の子と強く結びつけられるようになった。近松門左衛門作の「女殺油地獄」にも「菖きなれし、年もひさしの蓬、菖蒲は、家ごとに轍の音のざわめくは、男子児持のし

るしかや」などと記され、「風俗問状答」にも「城下の町にては男子の有無に限らず、門ごとに必ず壱式本は立る、多く武者絵など色とりていと見所侍り」とある。五月五日の節供が男の子の成長を祝う行事になっていたことが知れる。

五月節供は、端午の節供ともショウブの節供ともいわれる。ショウブは本来「菖蒲」であったものが武士階級の台頭により、次第に「尚武」に転化し、武者人形や幟を立てる慣習が生じてきた。

現在、県内において行われている五月節供の行事も、古代から近世後期に至るまでの多くの民俗行事が反映されて今日に及んでいるものである。

### 3. 五月節供と農耕儀礼

「娘たちを必ず菖蒲湯に入れる」といった伝承がある。これは、サツキをする人（田植をする人）に対して、神聖な田植にあたって、蓬・菖蒲を使って「身を清める」ためであるという。田植をする人はサオトメ（早乙女）といい、多く女の人が多かったことから、五月（サツキ）に娘を菖蒲湯に入れて身を清める習慣が生れたものであろう。

一方で、その年の作占いとして「石合戦」が行われた。これは菖蒲叩きで大地を清める所作が次第に勇壮さに変化して「石合戦」になったものであろう。新潟県内の石合戦にはまだ作占いの伝承を残しているものが多い。五月節供は時代時代の背景によって、さまざまに解釈されるが、共通している点は、田植という農耕にあたって「身を清め」「作を占う」といった意味が込められている事である。

### 4. 指導の留意事項

現在おこなわれている五月節供の行事を調査させ、この行事が、古くからの歴史的な背景をもって今日に至っていることに気付かせる。「身を清める」「ミソギ」などといった言葉は生徒の実体験から離れたものであり、祭礼時の「ミソギ」の写真などの具体的な資料の用意が必要である。又、五月節供に菖蒲湯に入るといった実生活で体験できる事項から説明すべきであろう。



五月節供の菖蒲叩き

## 資料(19) イギリス人医師W・ウイリスの見た北越戊辰戦争

今月(11月)の14日、新発田に着いてみると、ほかの場所で見てきたように患者は寺に収容され、仏像は幕で仕切られていた。私は物理的器具を要する患者に副本をあてがい、時間や機会があるかぎり土地の医師たちに治療法を教えた。(中略) ここでは傷はどれもみな銃弾によるものであった。負傷兵は薩摩か、新発田藩の家臣たちか、御親兵という軍隊の兵卒であることが分かった。

1868・11・18付W・ウイリスのパークス宛報告(中須賀哲郎『英國公使館員の維新戦争見聞記』)

### 解説

#### (1) 北越戊辰戦争とW・ウイリス

1868年1月、鳥羽・伏見の戦で始まった戊辰戦争は4月以降、東北地方に拡大した。反政府軍の中心は越後に領地をもつ会津藩であり、桑名藩主松平定敬また、領地柏崎に来て、抗戦の態勢をとった。6月22日、仙台藩ら25藩は奥羽列藩同盟を結成したが、25日には長岡・新発田・村上ら越後6藩もこれに加わり、いわゆる奥羽越列藩同盟が成立した。

かくして7月から9月にかけての長岡城攻防戦を中心に越後各地で政府軍と同盟軍とのあいだに激しい戦が展開された。越後での戦は9月12日の長岡城陥落で一応収まるが、政府軍の松が崎上陸後、直ちに帰順した新発田藩は引き続き政府軍の先鋒となって会津攻撃に加わっていった。10月29日、政府軍は会津若松城総攻撃を開始、11月6日には若松城が陥落、ここに政府軍と同盟軍との戦争は事実上終じた。

この北越戊辰戦争において、大総督府の要請に応じ、現地に向かい、傷病兵治療にあたったのがイギリス公使館付医師ウイリス・ウイリスである(略歴、及び活動については年表参照)。

#### (2) ウイリスのヒューマニズム

冒頭引用資料にあるように、新発田に着いたウイリスは「負傷兵は薩摩か新発田藩の家臣たちか、御親兵という軍隊の兵卒」と述べている。ウイリスは11月17日、新発田城内の政府軍本営を訪れ、会津征討越後口総督仁和寺宮に拝謁しているが、宮から「何かいま話したいことがあるか」と問われ、「一番申し上げたいことは中根善次郎にすでに全部話しておきました」と答えた。

### W・ウイリスの略歴

1837	北アイルランドに生まれる
59	エジンバラ大学医学部卒業
61	在日イギリス公使館付医師に任命される
62	来日、生麦事件で活躍
63	薩英戦争に従軍
68 1/27	鳥羽・伏見戦で治療活動
6/3	大総督府、ウイリスを雇う
6/25	奥羽越列藩同盟 成立
9/11	政府軍、松が崎 上陸
9/12	長岡城 陥落
10/5	江戸 出発
10/16	高田 到着
10/26	柏崎 到着
10/29	政府軍 会津若松城総攻撃開始

前日、ウイリスは、もと高田藩家老の政府役人中根善次郎に対し、「戦争や暴動の時においても守られねばならぬヒューマニズムの問題」を強調した。ウイリスは現地に赴いて以来、「ただの1人として負傷した捕虜を見なかった」のである。ウイリスは「敵兵すべてを無慈悲に処刑してしまう日本人のかたくなな戦争行為を改めさせたい」と思いつめていた。文明国においては「たとえ国賊や重罪人であっても、負傷者にたいしてはいかに慈悲心がはらわれるか」を、ウイリスは中根に詳しく説いた。「政府が敵兵に対して思い遣りがあることを証明して頂きたい」。これが総督宮への要望だった。中根は総督宮に上申すると約束した。宮は「そのことなら十分承知しております」と答えた。宮はウイリスに対して任務をもう1ヶ月のばして会津へ行ってくれるよう、要請した。

### (3) ウイリスの治療活動

ウイリスは傷病兵の治療にあたり、クロロホルム麻酔法や四肢切断術、骨傷への副木の使用など、西洋外科術を駆使した。高田では「だめになった骨を除去したり、弾丸を摘出したりするような数多くの手術のほかに、大手術も10回」行った。新潟に着いてみると、負傷兵は約150名であった。ウイリスは「どうしても避けることができないと思われる患部には切断手術の執刀をしたり、副木の必要な患者に副木をあてるのを指揮」したりした。また17歳の少年の首の中に深く入り込んだ銃弾を摘出した。

新発田でもウイリスが診療した31人の患者のうち、「2人は腕の上部を、1人は足の一部を切断しなければならず、もう1人は大腿関節のところから足を切断するという恐ろしいほど大きな手術」を必要とした。ウイリスが高田に到着した時まで、「手術はなに一つ行なわれず、副木1本もあてがわれなかつた」。現地の医師は「軟膏をぬって確実な期待もなく放置しておく方法」をとっていた。

ウイリスは「日本人の医師たちに実践的な外科上の知識が欠けているために、数百の氣の毒な患者たちが、当然助かるはずの生命を落とさねばならぬのは全く悲しいことです」と、柏崎から書き送っている。

### 活用の留意事項

冒頭の引用文はウイリスが1868年11月18日、新発田において公使パーカスに宛てた報告の一部である。外国人の目を通しての北越戊辰戦争はどのようなものであったのか。幕末の越後の地が外国人にどのように映じたか。同報告書は極めて興味深い材料を提供してくれる。E・サトウ『日本における一外交官』にもしばしば登場するウイリスの活動を紹介してほしい。

11／4	柏崎 出発
11／5	新潟 到着
11／6	若松城 陥落
11／14	新発田 到着
11／17	総督府本宮に赴く
11／19	新発田 出発 会津に向かう
11／20	～12／2 会津 滞在
12／28	江戸 到着
1869	東京医学校兼大病院に勤務
70	鹿児島医学校兼病院に勤務
77	帰国
94	死

## 資料(20) 西潟為蔵と条約改正問題

(明治二十年)九月七日谷干城ノ意見書ナルモノ郵送アリ、(中略)(曰ク我国ノ法律ヲ定ムル先ツ締盟各国ニ通牒スヘシ、曰ク各裁判所ニ外国人ヲ雇フテ判決ヲ為サシムヘシ、曰ク外国人死刑ノ執行ヲ為スヲ得ス、其ノ他難件多々アリト)。

同二十七日新潟へ至ル、岡野知荘、東京ヨリ仏国人ボアソナード氏ノ意見書ヲ携帶シテ来港ス、於是条約改正ノ始末明瞭タリ。

(十月)十一日再集会ス(条約改正中止ノ建白ハ国家ノ大問題ナリ、宣敷改進党ニ交渉シテ運動ヲ同クスヘシト決ス)

西潟為蔵『雪月花』

### 解説

『雪月花』は新潟県の自由民権運動家西潟為蔵が晩年、自己の活動を回顧してまとめた編年体の記録である。その内容は弘化2年(1845)から明治40年(1907)までの62年間にわたる。その前半は主として国内の動向を記したものであるが、明治以降に関しては、西潟の身辺に発生した出来事が細大漏らさず記されている。

同書が客観的に記述されていることから、その史料的価値は高く、新潟県近代史研究にとって貴重な文献である。

冒頭に掲げた部分は西潟が1887年、条約改正反対運動に挺身した時のものである。井上外相案は外人裁判官の任用など対等条約からはほど遠いもので、政府部内からも谷農商務相・ボアソナード法律顧問などが反対した。

この年秋から「地租輕減」・「言論・集会の自由」・「外交の挽回」のいわゆる三大事件建白運動が高まり、全国各地から建白書がよせられた。西潟は11月10日出發し、13日東京着、15日の有志大懇親会(1道3府35県の代表が参加)に出席した。そして18日元老院に出頭、条約改正中止の建白書を提出した。この運動では従来対立していた旧自由党と改進党の両勢力が合流する勢いを示した。冒頭記事のように、旧自由党員の西潟もこの時にあたり改進党と交渉、10月11日、新潟市の行形亭で合同懇親会が開かれたのである。

このような反政府運動の高まりに対し、政府は12月25日、保安条例を発布した。この条例により皇居から3里以外に退去を命ぜられた者、570余人に及んだ。うち新潟県人は13名。西潟は1カ年の退去で

### 西潟為蔵略歴

1845	蒲原郡下田郷(現南蒲原郡下田村)に生まれる
68	下田郷鹿峰組百姓総代となる
80	この頃から国会開設運動に参加
82	北辰自由党結成に参加
83	新潟県会議員に当選
84	自由党大会に新潟県代表として出席、自由党解党に反対
87	条約改正反対運動で活躍、保安条例により東京から退去させられる
90	新潟県第4区(南蒲原郡)から衆議院議員に当選(1892年 再選される)
1905	日露講和条約反対県民大会の先頭に立つ
24	逝去

あった。

#### 活用の留意事項

この時点の新潟県下における運動の実態については永木千代治『新潟県政党史』が詳しいが、県史史料編19には「上越有志の条約改正建白」（同書P 122）・「中越有志の建白」（同書P 126）が収録されている。『雪月花』とともに参考にすべきである。

## 資料(21) 大杉栄『自叙伝』に見る「三国干渉」と県民

この会での一番大きな問題は、遼東半島の還付だった。僕は「少年世界」の投書欄にあった臥薪嘗胆というのをそのまま演説した。みんなはほんとうに涙を流して臥薪嘗胆を誓った。僕はみんなに遼東半島還付の勅諭を暗誦するようにと提議した。そして僕は毎朝起きるとすぐそれを声高く朗読することにきめていた。

大杉栄『自叙伝』（岩波文庫）

### 解説

日清戦争の講和条約である下関条約が調印されたのは1895年4月17日のことであったが、その6日後の4月23日、ロシア・ドイツ・フランスによる遼東半島の清国への返還要求がなされた。いわゆる三国干渉である。日本は結局この要求をうけ入れたが、三国干渉は日本の支配者層のみならず、一般国民各層に大きな衝撃を与えた。従来、平民政義を唱えていた徳富蘇峰が「此の遼東還付が予のほとんど一生における運命を支配したと言って差し支へあるまい」（『蘇峰自伝』）と記し、「力が足りなければ、如何なる正義公道も半文の値打もない」として国家主義に転向していったことはあまりにも有名である。

大杉は1885年、香川県丸亀に生まれた。父東が軍人で1889年、新発田歩兵16連隊に転任となつたので、新発田にやってきた。4歳の時である。以後、1889年、名古屋の陸軍幼年学校に入学するまでの約10年間、新発田で過ごした。大杉はこの『自叙伝』で「僕の故郷というのはほとんどこの新発田であり、そして僕の思い出もほとんどこの新発田にはじまるのだ」と記している。『自叙伝』は雑誌『改造』に1921年9月号から1923年1月号まで断続的に連載された。ちなみにこの1923年9月1日、関東大震災がおこり、その混乱のなか、大杉は憲兵隊の甘粕大尉らによって虐殺された。

日清戦争がおこると、第2師団隸下の新発田16連隊は大本営のある広島に向かって出発し、翌1895年1月、中国へ向かった。大杉の父東も出征した。冒頭文の出来事はその留守中、友人と開いた読書（兼演説）会でのことであり、時に大杉、新発田高等小学校1年であった。

政府は遼東還付の責任を追及する新聞・雑誌に対し、徹底的な弾圧を加えた。三宅雪嶺は『日本』紙上の「嘗胆臥薪」で、政府の外交の失敗を追及したが、政府は同紙を発禁処分にした。諸政党で最も激しく政府批判を展開したのは改進党であった。新潟県でも改進党の内藤久寛、国権党の大竹貫一らが中心となって反対運動を進めていった。改進党系の『新潟新聞』は7月26日、「遼東還付は我大帝国未曾有の屈辱なり。（中略）当局有司にして輔弼の責の何たるかを知り、國の体面を重んずるの寸念だにあらば、速に責を引て其職を去るべし」とした責任論を掲げ、政府攻撃を行った。政府はそれに対し、同様の責任論を掲載した県内5紙の発行停止を命じた。

### 活用の留意事項

日清戦争直後の三国干渉はその後の日本の進路に一定の役割を演じた。ここでは大杉栄の自叙伝を通して国民の反応の一端を理解させてほしい。また大正時代、アナキストとして活躍する大杉が新潟県新発田町で少年時代を過ごしたことも紹介してほしい。

## 資料(22) 新潟市の米騒動

17日夜突如として新潟市に起る群衆の激発は著しく不安の氣を全市に漲らせたるも其内容及び程度は警察当局より厳禁を余儀なくされ、(中略) 其筋より発表のままを左に掲載せん。17日夜盆踊り他納涼の為め市白山公園に参集せる群衆は約四百名に及びしが稍不穏の状況を認めたるにより多数の和服巡査を配して厳重警戒し苟も不穏の行動ありたるときは人目を惹かざる方法により之が検挙に当らしめたるが十時頃に至り約三百名は公園を出で多少投石しながら古町に向い十一時過ぎ解散したり。

新潟新聞 1918年8月19日号 (県史資19P 401所収)

### 解説

第一次世界大戦による好景気は日本の経済を成長させたが、同時に一般物価の上昇をもたらした。特に1917から1918年にかけての米価の高騰は著しく、1918年7月、ついに富山县魚津町で米騒動が始まり、全国各地に拡大した。騒動は9月まで続いたが、そのピークは8月10日から16日までの7日間であった。

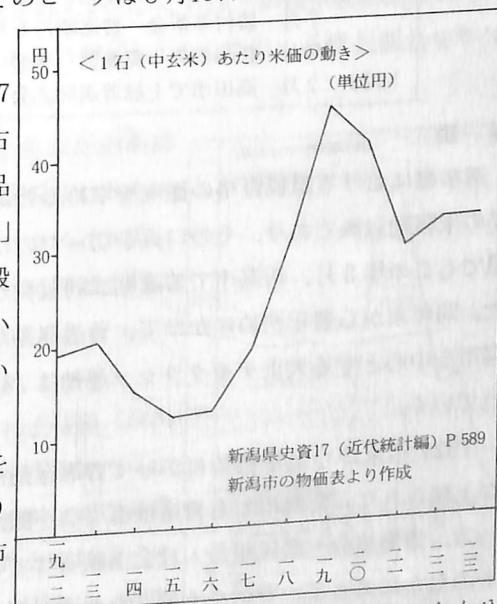
新潟県では新潟市と長岡市で起こったが、それは8月17日のことであった。新潟市でも米価の高騰は甚だしく(右表参照)、新潟新聞は「外米は頗る不足、新潟市も殆ど品切れ」(8/4)、「恐ろしい様な米価、又しても騰る一方」(8/5)などと、連日のように報道した。当局も市内米穀商を召喚、小売米価の上限を規定するなど指導したが、小売業者は必ずしもその指導に服さず、なかには外米の買い占めをはかる悪徳業者もいて、市民の不満は高まった。

8月12日、市内広小路鈴木長八宅板塀に「願隨寺の鐘を六点鳴らす共に市民は直ちに集り来れ」という貼紙が張り出された。ついで16日には「17日夜、白山公園に来れ、市民」という貼紙が市内3カ所に張り出された。

この夜は白山公園で盆踊りが予定されていた。冒頭に掲げた新聞記事にあるように、その夜、白山公園に集まつた市民は約400人。数人がアジ演説をし、さらに午後10時すぎ、群衆のなかから「長岡の米穀に集まつた市民は約400人。数人がアジ演説をし、さらに午後10時すぎ、群衆のなかから「長岡の米穀川上佐太郎が焼打ちされたぞ」との声があがると、それがきっかけとなって、群衆は上大川前通の米穀取引商鍵富三作宅へ向かい、石を投じた。警察はリーダーを逮捕し、11時頃ようやく行進を解散させた。翌18日には新発田歩兵第16連隊が新潟市に出動、厳戒体制をとるとともに、18日夜から盆踊りを禁止し、「やむを得ざる用務の外、夜間は外出せざるよう」市民に徹底した(新潟新聞8/18夕刊)。さらに21日から内外米の廉売を開始して、市民の不満鎮静化をはかった。

### 活用の留意事項

県内における米騒動の実態はどのようなものであったのか、新潟市の事例だけでなく、長岡市の場合、さらには県内各地における不穏な動きについても留意すべきである。



## 資料(23) 新潟県の普選運動

新潟公論主幹井上義仲ハ昨年(大正八年)三月普通選挙期成同盟会ヲ組織シ、会員ニハ新聞記者及弁護士等十七名ヲ有スルモ会ノ活動トシテ見ルベキモノナク、唯井上義仲ガ自営ノ新聞紙「新潟公論」ニ依リ普通選挙ノ唱導ニ努メツツアリ

内務省警保局大正九年一月十日調普通選挙促進運動概況(『大正後期警保局刊行社会運動史料』)

### 新潟県普選運動略年表

1919	3月	「新潟公論」主幹井上義仲、普通選挙期成同盟会 結成
	12月	「星野生」、全国普選大会(東京 神田青年会館)出席
	〃	新潟市で新潟県普選期成同盟会 結成
1920	2月	この頃まで県内普選演説会 2回開催
	7月	新潟新聞社、普選請願書を両院に提出
1921	1月	新潟市内小学校長会、教員選挙権獲得請願を運動
1922	2月	新潟市より青年党 上京、普選全国組織化に参画
	7月	農村革新会 普選断行を標榜、憲政会候補を応援
	10月	新潟県青年党連盟 発会
1923	2月	高田市で上越普選同志会 結成

### 解説

選挙権における租税資格の撤廃を求める普選運動が広範な大衆運動として盛り上がってきたのは1918年の米騒動以後であり、その口火を切ったのは翌1919年2月の東京日比谷の普選要求集会であった。新潟県でもこの年3月、新潟市で普選期成同盟会が結成されたが、その動きは必ずしも活発とは言えなかつた。同年末から翌年初めにかけて、普選運動が高まり、新潟県でもそれに対応する動きが見られた。新潟市を中心とする大正デモクラシー運動は1920年頃から盛んとなり、それとともに普選運動が推進されていく。

1921年末から翌年初めにかけて普選運動は再び高揚し、2月には憲政会・国民党共同提案の普選案が上程された。新潟市でも普選推進集会が開かれるとともに、普選団体の代表が上京、運動に参加した。一方、労働組合・農民組合・社会主義者などの無産階級陣営は一般的に普選運動には消極的であったが、そのなかにあって、普選を支持した北蒲原郡中条郷の農村革新会の動きは注目に値する。1922年から翌年にかけての普選運動高揚のなかで、県内でも各地で普選推進の動きが活発化した。

冒頭引用史料の普選期成同盟会の中心人物井上義仲は憲政会系の新聞記者であった。1919年12月、神田青年会館で開かれた全国普選大会に新潟県からただ一人出席した「星野生」は明確ではないものの、沼垂青年会長の星信雄と推定できる。星は新潟市立憲青年会を足場に普選運動に邁進していった。

### 活用の留意事項

新潟県においても中央の動きに対応、普選運動が展開されたこと、その運動を担った勢力は憲政会、及びそれにつらなる新潟新聞のほか、星信雄に代表される立憲青年会に結集した県内各地の青年たちであったこと、憲政会は普選運動を進めていく過程で、これら青年会を傘下にいれ、党勢拡大を果たしていったことに留意する。

## 資料(24) 小作組合の結成

永い間残雪に虐げられた若草がツカツカと伸びる様に目覚めた人々によって農村に於ける社会問題として注目を惹く可き小作人組合が各地に勃興した。本年に入ってから中蒲原郡白蓮村に呱々の声を挙げたが（中略）鳥屋野村の一部女池を中心として地主側に不穏の措置あるを憂ひて起こった一團が生まれた。即ち大正九年五月約五十人から成る小作人組合の成立を見るに至ったので規約を議定して小作人の地位向上、生産の増加、地主との円満交渉などを標語に所謂時代の要求に応ず可く団結した。

『新潟新聞』 1921年2月7日号（県史資料19 P 249）

### 解説

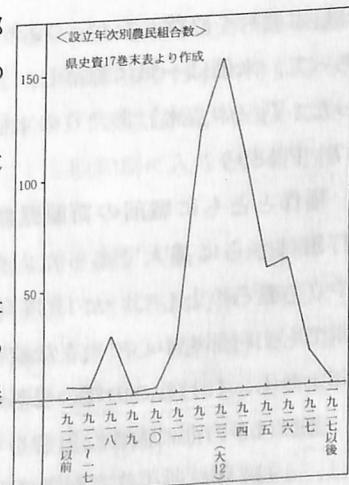
#### (1) 小作組合の結成

県史資料編19巻末には「県下農民組合一覧表」が掲載されている。これは『新潟県農地改革史(三)』所収の昭和2年段階の組合一覧を訂正、転載したものである（解説）。ここに見える農民組合を年次別にグラフ化したのが下表である。

1920年以前で目立つのは1918年であるが、これは北蒲原郡中条郷の下越農民協会（農村革新会）系の組合設立である。新潟県小作組合の結成は1921年からで、1922年に急増し、1923年にピークに達する。この動きは新潟県大正デモクラシー運動の始動、高揚とほぼ時期を同じくする。

#### (2) 小作争議関係文献（主として木崎争議を中心として）

北蒲原郡木崎村（現豊栄市）小作争議、三島郡王寺川村王蕃田（現長岡市）小作争議、中頸城郡和田村（現高田市・新井市）小作争議はふつう県内の三大小作争議と称されている。これらに関する資料は新潟県農地部『新潟県農地改革史資料』に収録されているほか、県史資料編19にも収められている。県内の概説書では、『新潟県百年史 下巻』（野島出版）・『新潟県百年のあゆみ』（新潟県）などに記されている。



さらに木崎争議についての基本文献は同争議の地元リーダー川瀬新蔵の『木崎村農民運動史』である。このほか三宅正一『幾山河を越えて』があり、農民学校関係としては青木恵一郎『日本教育外史一木崎村農民運動史』・合田新介『木崎農民小学校の人びと』がある。さらに訴訟判決までの事件の経緯については大島美津子「木崎村争議」（『日本政治裁判史録 昭和 前』）がある。なお同争議の農民側弁護人井伊誠一旧蔵の同争議関係資料は現在、豊栄市博物館に所蔵されている。

### 活用の留意事項

新潟県農民運動の中核である小作組合の結成はいつころか、それはどのような時代背景のもとで行われたのか、を理解させる。また県内主要争議の事例を紹介し、理解を深めさせる。

## 資料(25) 昭和恐慌と農村

＜経済恐慌の農家に及ぼしたる影響調査＞

- 最近経済不況が農家ヲシテ殆ンド行詰リノ状態ニ陥ラシメ（中略）現今本村農家負債ハ一戸平均壱千円村内七拾万円余ヲ算スルモノト認ム
- 子女ノ芸娼妓トシテノ離村状況

好況時代ニ本村ニテモ二・三料理業者アリシモ不況或ハ工事ノ中止ノタメ採算立タズ。廃業ノ止ムナク尚村内ノ子女ガ他ヘ芸妓トシテ離村セルモノ二・三アリ。尚女給等ニ雇入ラルモノハ年々増加ノ傾向ナリ。

1932年6月18日付中魚沼郡上郷村の県内務部長宛報告（県史資18 P 184）

### 解説

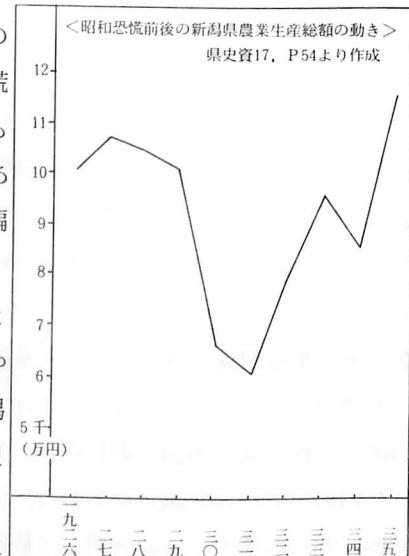
1930年から始まる昭和恐慌が特に農村に大きな打撃を与えたことはよく知られている。右表は昭和恐慌前後の新潟県農業生産額の動きを示したものである。1929年、アメリカで始まった世界恐慌は日本農村を直撃したが、1930年が空前の大豊作であったこともあって、米価は一気に急落し、翌1931年には、1929年25円台であった1石（中玄米）あたりの米価が15円台に暴落した（県史資料編17 P 589）。

稻作とともに戦前の新潟県農業を支えていた養蚕業が被った打撃はさらに甚大であった。グラフで分かるように、恐慌からやや立ち直ろうとしていた1934年、東北地方は冷害に襲われ、新潟県でも山村部を中心に大きな被害をうけた。県内の蚕価は1930・31年よりも、むしろこの年の暴落が大きかった。

恐慌は多方面に大きな影響を与えた。県史資料編18（P 202）には、1934年、県小作官が恐慌の影響（特に地主・小作関係への影響）をまとめた調査記録を収録している。それによれば、当時、新潟県農家の負債総額は1億8千万円に達し、1戸あたりにすると900円にのぼり、大部分償還困難であるとしている。さらに地主のなかでは大地主は別として中小地主が恐慌により最も大きな打撃をうけたと述べている。

### 活用の留意事項

1932年、県は各村に命じて、昭和恐慌が農家・農村に与えた影響を調査させた。県史資料編18にはそのうち19カ村の報告が収録されている。冒頭引用のものは中魚沼郡上郷村（現津南町）の報告で、そのなかから負債と子女の芸娼妓としての離村状況をあげた。これを通して昭和恐慌の農村における実態と、それが農村に最も深刻な打撃を与えたことを理解させる。



## 資料(26) 北一輝『日本改造法案大綱』

天皇ハ全日本国民ト共ニ国家改造ノ根基ヲ定メンガ為ニ天皇大權ノ發動ニヨリテ三年間憲法ヲ停止シ両院ヲ解散シ全国ニ戒厳令ヲ布ク 「日本改造大綱」（『北一輝著作集』みすず書房）

### 解説

北一輝『日本改造法案大綱』（以下、『改造法案』）は日本のファシズム運動において最も指導的役割を果たしたといわれている。北は1883年、佐渡の両津市湊で酒造業を営む北家の長男として生まれた。北はのち、二・二六事件での取調べで国家改造運動の経緯について述べた際、「私は佐渡に生まれまして、少年の当時、何回となく順徳帝の御陵や日野資朝の墓や熊若丸の事跡などを見せられて参りまして、承久の時の悲劇が非常に深く少年の頭に刻みこまれました」と述べている。

1897年、新設の佐渡中学に入学した北は在学中、「平民新聞」などを読み社会主義に興味を示したが、4年で中退した。このころ、雑誌『明星』に心酔し、また佐渡新聞に投稿を始めた。1901年、上京。1905年、再度上京、翌年には『国体論及び純正社会主義』を著した。この年、中国革命同盟会に入党、以後、中国革命に尽力していく。

革命運動が全世界的に高まりをみせた1919年、北は上海にあって『改造法案』を書き上げた。36歳のときである。北は同年12月帰国するが、『改造法案』はそれに先立ち、大川周明により日本に持ち帰られ、贋写、配布された。しかし同書は翌年、発売禁止処分を受けた。1923年、『改造法案』は改めて改造社から刊行されたが、同書は軍を中心とするファシズム運動が台頭してくる昭和期に入ると、青年将校の間に盛んに読まれるようになり、特に皇道派青年将校からは聖典視されていった。

『改造法案』は卷1「国民ノ天皇」・卷2「私有財産限度」・卷3「土地処分3則」・卷4「大資本ノ国家統一」・卷5「労働者ノ権利」・卷6「国民ノ生活権利」・卷7「朝鮮其ノ他現在及将来ノ領土ノ改造方針」・卷8「國家ノ権利」に分かれており、改造内容としては例えば私有財産・私有地・私人生産を一定限度に限定し、その超過額は国庫に納付すること。大資本は国家が統一的に經營し、生産の合理化と対外進出とに資すること。などが述べられている。これらについて、松本清張は、1901年、幸徳秋水らによって創立された社会民主党綱領の影響を指摘している（松本清張『北一輝論』）。

しかし、冒頭引用文（卷1「国民ノ天皇」）に示されているように、『改造法案』の根幹は天皇大權発動のクーデタによる国家改造であった。このクーデタによる戒厳令下の国家改造というプランは青年将校の心に強くアピールした。1936年2月、皇道派青年将校はいわゆる二・二六事件を起こしていくが、北は事件に直接関係なかったものの、刑死するにいたる。

### 活用の留意事項

日本のファシズム思想の典型とされる北一輝『日本改造法案大綱』とはどのような内容のものであったのか、それが青年将校たちに与えた影響はどのようなものであったのか、さらに北の思想形成はどのようにして行われたのかなどを考えさせる。北一輝に関する著作は多いが、出身地佐渡とのかかわりから考察した『北一輝と佐渡』、北の矛盾性をつき、北が社会民主主義者から国家社会主義者へと変容、さらに事件屋から政界の黒幕へ転身しようとしたとする松本清張『北一輝論』などがある。

## 資料(27) 1945年8月の新潟市

1. 特殊爆弾を使用する初回攻撃のための計画と日程が左記のように作成された。
  - a 第一弾（ガン・タイプ）は8月1日から10日の間に投下する用意であり、準備ができ次第最初の好天日に投下する計画である。
  - b 以下の目標が選ばれた。広島、小倉、新潟、長崎。
    - (1) 広島（略）
    - (2) 長崎（略）
    - (3) 小倉（略）
    - (4) 新潟（人口15万）は、建設機器、ディーゼル・エンジン等の重要な工業都市であり、また大陸への船舶輸送の中核港である。

原爆投下目標についての暫定委員会の決定（県史資16 P 931 収録）

### 解説

アメリカ軍は日本本土空襲準備のため情報調査を行ったが、その調査記録によれば、新潟市は以下の点で戦略上重要であると記されている。①海軍航空基地、②朝鮮・満州への軍事輸送の積み出し港、③鉄道の連絡駅、新潟市は日本を代表する石油工業地帯であり、（中略）また県庁所在地であり、一大米作地帯の中心としての機能を有している。

8月10日、約40機のグラマンが新潟港口を中心に爆撃を加えた。折から入港していた佐渡汽船おけさ丸が銃撃をうけ、死者17名、重傷者20名をだした。1カ月前、機雷に触れ川岸で座礁していた宇品丸も爆撃され、死者200名という大被害をうけた。すでに8月1日、長岡市は空襲により焦土と化しており、6日には広島に、9日には長崎に原爆が投下されていた。この新型爆弾の次の投下目標は新潟市であるという噂と、この日の爆撃で市民の不安はますます高まった（『新潟市史読本』）。

8月10日夜、畠田県知事は新潟市に対して知事布告をだした。そこでは広島における新型爆弾による「酸鼻ノ極トモ謂フベキ状態」が述べられ、ついで「此ノ新型爆弾ハ我国未被害都市トシテ僅ニ残ッタ重要都市新潟市ニ対スル爆撃ニ近ク使用セラレル公算極メテ大キイノデアル」と記されている。事実、新潟市は冒頭掲載史料にあるように、原爆投下目標に指定されており、新潟市民の不安は杞憂ではなかったのである。この史料は原爆投下目標決定のため設立された暫定委員会が決定結果を7月24日、戦略空軍司令官アーノルド将軍に伝えたものであり、翌25日には正式に原爆投下指令が出されている。先記空襲準備記録も含め、これらはいずれもアメリカ国立公文書館に所蔵されており、邦文は県史資料編16に収録されている。

知事布告は新潟市に対する緊急措置として、1. 一般新潟市民ノ急速ナル徹底的人員疎開、2. 重要工場ノ有効且能率的ナル疎開、3. 公共施設ノ疎開、4. 新潟市ニ於ケル建物疎開ノ一時中止、を指令したが、市民のなかにはすでに疎開を始めた者もあり、12日には新潟市は人影もまばらになった。そのようななかで、8月15日正午、「玉音放送」は市民に敗戦を知らせたのである。

### 活用の留意事項

なぜ新潟市が原爆投下目標とされたのか、この時点での新潟市の状況はどのようなものであったのか、もし、原爆が新潟市に投下されていたならば、その被害どのように想定されるかなどについて、考えさせる。